

令和4年第1回定例会

総務企画常任委員会
会 議 録

期日：令和4年3月10日（木）

令和4年3月11日（金）

場所：大曲庁舎3階 第1委員会室

大仙市議会総務企画常任委員会会議録

日 時：【1日目】令和4年3月10日（木曜日） 午前9時58分～午後3時36分

【2日目】令和4年3月11日（金曜日） 午前9時58分～午後2時4分

会 場： 大曲庁舎3階 第1委員会室

出席委員（8人）

委員長	橋 村 誠	副委員長	安 達 成 年
委 員	佐 藤 文 子	委 員	秩 父 博 樹
委 員	小笠原 昌 作	委 員	小 松 栄 治
委 員	高 橋 敏 英	委 員	鎌 田 正

欠席委員（0人）

遅刻委員（0人）

説明のため出席した者

【総務部】	部長	舩 谷 祐 幸		
総務課	次長兼課長	伊 藤 公 晃	参事	三 浦 政 輝
	副主幹	柴 田 忠	副主幹	中 邑 真 人
	副主幹	黒 田 貴 彦		
秘書課	課長	熊 木 雄 一	主査	近 藤 厚
財政課	課長	鎌 田 篤 史	主幹	加 藤 大 作
財産活用課	課長	高 橋 学	副主幹	佐々木 了 可
	副主幹	茂 木 敏 彦		
契約検査課	課長	高 橋 晃太郎	主幹	佐々木 咲 子
	主幹	進 藤 英 彦		
総合防災課	課長	佐 藤 大	主幹	藤 田 勇 人

	副主幹	須田 崇		
DX推進課	課長	小松 大	副主幹	三浦 透
	主査	佐藤 文昭		
【議会事務局】	事務局長	谷口 藤美	副主幹	佐々木 孝子
【選挙管理委員会事務局】				
	事務局長	高橋 幹彦	参事	小田嶋 由紀子
【監査委員事務局】				
	事務局長	久米 啓之	参事	伊藤 夏子
【企画部】				
	部長	福原 勝人		
総合政策課	課長	加賀 貢規	参事	新田 雅昭
	副主幹	小笠原 潤	主査	茂木 賢司
広報広聴課	課長	鈴木 正人	参事	嵯峨 美保子
地域活動応援課	課長	山信田 恭弘	主幹	高山 知洋
移住定住促進課	課長	高橋 進	副主幹	佐々木 彰人
交流振興課	課長	山田 由紀子	主幹	今野 幸喜

議会事務局職員出席者

議事班 主任 藤澤 正信

審議案件

1日目（3月10日）

- 第1 議案第9号 大仙市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議案第10号 大仙市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第3 議案第11号 大仙市補助金等の適正に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第12号 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第13号 大仙市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第30号 財産の譲与について【質疑】
- 第7 議案第34号 令和3年度大仙市一般会計補正予算（第12号）【総務部所管分 説明・質疑】
- 第8 議案第40号 令和4年度大仙市一般会計予算【総務部所管分 説明・質疑】
- 第9 議案第49号 令和4年度大仙市内小友財産区特別会計予算
- 第10 議案第50号 令和4年度大仙市大川西根財産区特別会計予算
- 第11 議案第51号 令和4年度大仙市荒川財産区特別会計予算
- 第12 議案第52号 令和4年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算
- 第13 議案第53号 令和4年度大仙市船岡財産区特別会計予算
- 第14 議案第54号 令和4年度大仙市淀川財産区特別会計予算

2日目（3月11日）

- 第1 議案第30号 財産の譲与について【質疑・討論・表決】
 - 第2 議案第34号 令和3年度大仙市一般会計補正予算（第12号）【企画部所管分 説明・質疑・討論・表決】
 - 第3 議案第40号 令和4年度大仙市一般会計予算【企画部所管分 説明・質疑】【討論・表決】
 - 第4 「ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願い」について
 - 第5 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について
-

1日目（3月10日）

午前9時58分 開会

○委員長（橋村誠） 大変ご苦勞様です。

委員各位及び職員の皆様には、大変お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。ただ今から、総務企画常任委員会を開会いたします。

審査に当たって、本日は主に総務部関係について行い、明日11日は企画部及び両部に係る案件について審査を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言はマイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

○委員長（橋村誠） はじめに、当局より挨拶をお願いいたします。舛谷総務部長。

○総務部長（舛谷祐幸） 改めまして、おはようございます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より総務部所管の事務事業に対しましては、ご指導・ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、本日の総務企画常任委員会におきまして、ご審議をお願いいたします総務部所管の案件は、条例案5件、単行案1件、補正予算案1件及び令和4年度当初予算案7件の計14件であります。

内容につきましては、この後、担当課長から説明をさせていただきたいと存じます。委員各位におかれましては、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（橋村誠） ありがとうございます。それでは、当委員会に付託された事件について審査をいたしますが、今回は条例案や補正予算のほか、令和4年度の当初予算もあり、内容が多くなっておりますので、説明は新規事業や拡充事業、また、特に説明を要する事業などを中心に、簡潔にお願いをいたします。

○なお、説明は座ったままで結構です。

○委員長（橋村誠） はじめに、議案第9号、大仙市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤次長。

○総務部次長兼総務課長（伊藤公晃） おはようございます。総務課の伊藤でございます。各議案ございますけれども、それぞれについてよろしくお願ひいたします。

説明に入ります前に、本日同席しております総務課の職員の方を紹介させていただきます。総務班班長の三浦参事です。文書法制班班長の柴田副主幹です。職員班班長の中邑副主幹です。アーカイブズ班長の黒田副主幹です。以上、私含めまして、5名で出席しておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、資料ナンバー1の議案書の5ページ、サイドブックスにおきましては8ページの方になりますが、ご覧いただきたいと思ひます。

議案第9号の大仙市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明申し上げます。

本案は、社会情勢の変化に応じた旅費制度の運用を図るため、職員の旅費のうち、使用者を公用利用した場合などに支給する車賃について、国家公務員に準じまして、20円から37円に改正して支給することとするものでございます。

次のページをご覧いただきたいと思ひます。

これまで、同条例第6条におきまして、これまで距離に応じ、実費により支給することとしていた車賃の額を1キロメートル当たり定額、または実費により支給するものとし、第18条におきまして車賃を定めております別表の大仙市私用車の公用私用に関する規定により20円支給していた額を条例におきまして、車賃の額は別表に定める定額1キロメートルにつき37円に改めるものでございます。

また、同条ただし書きを改め、例えば何らかの事情によりまして、車両を現地調達しなければならぬ場合などにつきましては実費額を支給することとするものでございます。

また、附則におきまして、議員の皆様方の車賃におきましても、大仙市議会の議員の議員報酬費用弁償に関する条例、第5条におきまして20円から37円に改める改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、令和4年4月1日からとなります。

以上、説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（橋村誠） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願ひします。はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 今あの、議員の、距離の関係の賃金を37円だけ上げ、上げると。それ、我々はずっと思っておったんですけども、なかなかこの改正の方に、状況が状況だもんだがらでできなかった。市の方ではどうして今上げるごどになったのが。大変良いごどなんだでもすよ。お願いします。

○委員長（橋村誠） はい、次長。

○総務部次長兼総務課長（伊藤公晃） 小松議員のご質問にお答えいたします。国の方では早い段階から37円っていう額で設定してきておりまして、それに倣うべくやってきたんですけども、なかなかちょっと情勢も良くないということでできなかった…いろいろ、実は組合の方からも要望があったというようなこと。それから、県内の各自治体の状況も踏まえますと、大仙市が一番安かったというようなこともありましたので、他市自治体の方に合わせまして37円、これは国の基準と同じ額というものに設定したところでございます。以上です。

○委員長（橋村誠） いいですか。

他にありませんか。はい、安達委員。

○副委員長（安達成年） すみません。あの、物知らねくてあれだども、前の20円も分かんねども、この37円の根拠あるべったな、計算どがな。これ市民に聞かれたづぎ、なして37円よ、つつうふうに言われたづぎになんで37円だったのが、やみくもに20円、37円にしてるわけねすべったな。

ほら、ガソリンの高騰どが何どがあるべども。

○委員長（橋村誠） はい、次長。

○総務部次長兼総務課長（伊藤公晃） 安達委員のご質問にお答え申し上げます。

明確にですね、なぜその端数が付いているというようなことはございませんで、我々は国に従うということで、37円と。これは国の方ではっきりとうたっていますので、この金額にしたものです。ただ、他の自治体さんは切り上げ、切り捨てというような形で、30円にしてみたり、40円にしてみたりというような自治体さんはどうも見受けられるようですけども、我々としては国と同額ということで、今回設定させていただいたものということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（橋村誠） 他にありませんか。

（質疑する者なし）

○委員長（橋村誠） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（橋村誠） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（橋村誠） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（橋村誠） 次に、議案第10号、大仙市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤次長。

○総務部次長兼総務課長（伊藤公晃） それでは、同じ資料ナンバー1の議案書7ページ、サイドブックスでは10ページになりますが、ご覧いただきたいと思います。

議案第10号の大仙市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、国家公務員の出産、育児等と仕事の両立支援のための措置に係る人事院規則の改正を踏まえ、非常勤職員であります会計年度任用職員の育児休業や部分休業の取得については、在職1年以上とする要件を廃止するほか、育児休業を取得しやすくするための環境整備に関する規定を設けるものでございます。

次のページをご覧いただきたいと思います。

第2条及び第19条において、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件としておりました、在職期間が1年以上であることとする要件を廃止するものでございます。

また、第32条では、本人または配偶者の妊娠・出産を申し出た職員への育児休業制度等の周知、及び育児休業の取得意向の確認のため面談等の措置を、第24条では、研修の実施や相談体制の整備など、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置をそれぞれ加えるものでございます。

施行期日につきましては、令和4年4月1日からとなります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（橋村誠） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。佐藤委員。

○委員（佐藤文子） この条例案には反対するものではありませんけれども、ただ一つ、この説明文の中の、いわゆる当該職員が不利益な取り扱いを受けることがないようにしなければならないということもありますので、会計年度職員はまず1年、単年度の雇用ということで、更新してやっていくわけなんですけれども、例えば、奥さん、出産を、本人が2月から育児休暇を取りたいと言って、3カ月、5カ月というような期間を取るとします。そうしますと、4月に向けての更新というのがしっかり担保されるのかどうか、そういうふうなところはどうなっているのかということ。それから、会計年度職員の育児休業時間の補償ですけれども、共済の方から出るかもしれませんけれども、その辺はどうなっているのかを教えてください。

○委員長（橋村誠） はい、次長。

○総務部次長兼総務課長（伊藤公晃） 佐藤文子委員のご質問にお答えいたします。

まず、育休を取りたいといった場合ですけれども、年度をまたぐからといって、それを理由にと、そういうことはなくてですね、必ず毎年、会計年度任用職員につきましてはその所属長から能力評価というものを提出していただいて、1年間見て、どういう勤務だったかという勤務評価を所属長がすることになっております。その結果がですね、普通っていいですか、ある程度のものであればそれを基にですね、勤務の更新をかけるということになっておりますので、そうそうですね、勤務態度があまり良くないといったことがない限り、その方を雇用するということにはなっております。

それからもう1点ですけれども、基本的に育児休業は基本的に無給ですけれども、育児手当というものがありますので、それを受給できるということになっております。

以上でございます。

○委員長（橋村誠） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） まず、説明の中では1年間以上、勤務というような条件があったと思うんですけども、取っ払ったわけでしょ、今回。そういう意味では、初めて勤務をされて、更新わずか10カ月後には育休を取りたいというような申し出があった場合のその判断というようなもの、勤務上による詳しいものを見れるわけではないと思いますけれども、いざ4月に向けての更新時にそれがいわゆる半年以上、育休とかを取るのであれば、やっぱり更新はできませんよというような、そうした不利益というようなもの、

現実的に出てこないのかなというところ、心配はあるわけですがけれども、その点はいかなるものでしょう。

○委員長（橋村誠） はい、次長。

○総務部次長兼総務課長（伊藤公晃） 佐藤文子委員のご質問にお答えいたします。

今、会計年度任用職員で勤務している方で、実際育休を取っている方、何人かいらっしゃいます。その方も当然、年度またぐ方もいらっしゃいますので、そういったことで先ほども言ったように、だめです、というようなことはない、そのまま雇用を続けますということにしていますので、それだからといってこちらから不利益を受けさせるということはないです。

○委員（佐藤文子） そういったところもちゃんと、不利益をこうむることがないようにやっていただきたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（橋村誠） 他に質疑はありませんか。はい、小笠原委員。

○委員（小笠原昌作） あの、育児休業。これあの、お産する人はあれだけれど、職員でよ、夫婦で役所に務めている男性の方は、これどういうふうな対応をしているものですか。

○委員長（橋村誠） はい、次長。

○総務部次長兼総務課長（伊藤公晃） 小笠原委員のご質問にお答え申し上げます。

対象者であれば男性職員であっても育児休暇を取得できますし、実際に取得して休んでいるという職員も実際おります。以上です。

（「わかりました。」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（橋村誠） 次に、議案第11号、大仙市補助金等の適正に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。鎌田財政課長。

○財政課長（鎌田篤史） 改めまして、財政課の鎌田です。よろしくお願いいたします。

本日、同席しております職員をご紹介します。財政班班長の加藤主幹です。

それでは、議案第11号、大仙市補助金等の適正に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

資料ナンバー1の議案書の10ページ、サイドブックは13ページになります。ご覧ください。

本条例は、補助金等に係る予算執行や交付決定の適正化を図るものとして、補助事業者からの申請による市長の補助金交付決定、事業完了後の補助事業者からの実績報告の提出、市長の額の確定通知という一連の事務手続きが定められております。

昨今の国の定額給付金や地域交通対策として市独自に実施しております「のりのりきっぷ」など、扶助的に補助を行う機会というものが増えておりますが、これらの補助金につきましては、市が交付前から補助対象者を把握でき、なおかつ一律または定額で補助するものであり、補助金の一連の手続きのうち、実績報告の求めや補助金の額の確定の手続きを一部省略するものでございます。

一例を申し上げますと、例えば「のりのりきっぷ」であれば、75歳以上の高齢者に対し5,000円の地域公共交通で使用するチケットを配付しておりますが、これらチケットを受けた、例えば1,000人の方がいるとすれば、1,000人の方から実績報告をもらって、1,000人の方に市長名で額の確定を行うというこういった作業が必要になるわけですが、これらの事務を省略するという改正内容になります。

この事務の簡素化によりましても、補助金交付の厳格性は保たれるものであり、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。以上です。

○委員長（橋村誠） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（質疑する者なし）

○委員長（橋村誠） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（橋村誠） 次に、議案第12号、大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤総合防災課長。

○総合防災課長（佐藤大） 総合防災課、佐藤でございます。

説明に入る前に、同席しております職員をご紹介します。総合防災班長の藤田主幹です。同じく、総合防災班の須田副主幹でございます。

それでは、議案第12号、大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

資料は「議案書」資料1の11ページからとなります。サイドブックスの12ページをご覧ください。

このたび、条例改正をお願いする案件は、消防団の費用弁償につきまして、国が年々減少する消防団員を確保することを目的とし設置しました検討会の報告結果に基づきまして、関係する条例の改正をお願いするものでございます。

これまでの出動手当は、火災や水害時に1日4,400円でありましたが、火災出動につきましては、活動時間が長くなる残火警戒を行った団員については、1回につき8,000円。

残火警戒がなく、放水などの火災現場での活動に対しましてはこれまでと同額の1回につき4,400円とし、支給単位につきましてもこれまでの1日を1回と見直しをしております。

また、水害時の活動につきましても、活動時間が長くなる水防工法や救助活動を行った際には、1日8,000円。警戒警備や避難誘導につきましても、これまでと同額の1日4,400円としております。

いずれも長時間に及ぶ活動につきまして、単価の見直しをするものでございます。

さらに、これまで研修会や会議、操法大会の練習については、一律1日3,500円を支給しておりましたが、こちらも活動時間に応じた単価への見直しを行っております。

操法大会の練習につきましては、これまで支給単価が設定されていなかったことや、1回の練習時間が短いこともあり、消防団幹部とも協議の上、何日練習をしても1日分の3,500円しか支給しておりませんでした。

今回の見直しにより、練習を実施した都度、費用弁償を支給するものとなりますが、団員の負担軽減を考慮しまして、操法大会の練習は週3回までとするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（橋村誠） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第13号】

○委員長（橋村誠） 次に、議案第13号、大仙市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤総合防災課長。

○総合防災課長（佐藤大）　続きまして、議案第13号、大仙市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

資料は議案書、資料1の14ページからとなります。サイドブックスでは17ページでございます。

それでは、15ページをご覧ください。

このたび、条例改正をお願いする案件は、消防団の充実強化と減少する団員確保のために、定年等により消防団員を退職した方々の協力を得ながら、災害現場での団員の後方支援や指導育成、また、新規団員の勧誘活動などを目的に、機能別団員としてOB団員を設置するものでございます。

ここでいう機能別団員とは、能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する消防団員のことでございます。

時間帯の限定とか、特定の災害のみとかに偏った活動をしていただくことですが、現在大仙市では、音楽で消防団をPRしていただく音楽隊というのを昨年、発足させております。

同様に、OB団員につきましても機能別団員ということで設定させていただきます。

このOB団員の費用弁償は基本団員と同じでございます。先程の議案第12号でもご説明したとおり、費用弁償の単価を適用した上で、公務災害補償の対象といたします。

また、退職報償金については対象と致しませんけども、年報酬につきましては10,000円を支給致します。

4月1日より本制度を開始し、これまで培ったノウハウを再び消防団のためにご尽力いただきたいと考えております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（橋村誠）　説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子）　消防団員の年々減少している実態には、なかなか入団者が少ないというふうな事情に対応するためのOB団員のお力をお借りするというふうなことでございますけれども、現実的に消防団員の定員というのは70歳とかになっていたような気がするんですけども、それ以降のそのOB団員の皆さんが…定年後の70歳以上の皆さんが、若い団員を勧誘するとか、ノウハウをいろいろこう指導したりするというようなこと、

現実的にそういうOB団員として登録をさせていただきたいというような人がいるものかどうか、非常にこう、制度として作っておけばいずれは出でくるすべ、と思うわけでしょうが、その辺はどの様に考えているものでしょうか。そして、後はそのOB団員、報酬っていうのは本当1万円、ささやかなものなんですけれども、登録するだけでこの報酬がもらえるのかどうか、実際にそういうOB団員としての活動が報告がない場合にはどうなるのかというあたりのところを教えていただきたい。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○総合防災課長（佐藤大） 佐藤文子委員のご質問にお答え申し上げます。

今現在、70歳で消防団員定年になりますけれども、まだまだ元気に活動できる団員の方はおられます。OB団員の場合は、第一線で活動していただくというよりも後方支援という形なので、災害現場に出動した際も、現役団員の指導や支援をしていただくというような形です。合わせて、新人団員の勧誘ということの業務に携わっていただきますけれども、これに関しましても、現在も「ショウユウカイ」というOB会がございますけれども、そういった中で地元の自治会や自主防災会に名前を連ねている方がたくさんおられます。こういった方を通じまして、自治会あるいはそういった総会において新人団員を勧誘いただくであったりとか、あるいはその息子さんやお孫さん、そういった方を通じて団員を勧誘していただくとか、さまざまな方法があるかと思いますので、我々もそういった情報を提供してサポートしていきたいと考えております。

あと、二つ目の、活動が実際にあるのかどうかというところでございますが、これに関しても、現在も消防団員が年間を通して活動しているかどうかということ进行调查しております。決して幽霊団員を作らないということで、仮に活動ができない状況ということであれば休団措置ということもございますけれども、いずれOB団員に関しましても1年間を通して活動をしているかどうかというようなことを確認させていただいて、活動の確認ができない場合は退団していただくというようなお願いをするケースもある方はございますけれども、なるべく活動に携われるようにこちらからサポートさせていただきたいと思っております。以上です。

○委員長（橋村誠） いいですか。他にありませんか。

（質疑する者なし）

○委員長（橋村誠） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（橋村誠） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（橋村誠） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（橋村誠） 次に、議案第30号、財産の譲与についてを議題といたします。当局の説明を求めます。高橋財産活用課長。

○財産活用課長（高橋学） 財産活用課の高橋です。どうぞよろしくお願いいたします。

説明の前に、本日同席させております職員を紹介させていただきます。はじめに、財産活用班班長の佐々木副主幹です。続きまして、管財班班長の茂木主幹です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第30号、財産の譲与についてご説明申し上げます。

資料ナンバー1、議案書は下段に記載の51ページ、サイドブックスにおきましては54ページとなります。

本案は、現在、普通財産として管理し、貸し付けしている旧船岡小学校の校舎を現在の借り受け人である、東電化工業株式会社は無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、お手元にお配りしております別途資料に基づき説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、「1. 経緯について」でございます。

旧船岡小学校の校舎部分につきましては、平成30年11月から、市内に本社を置く東電化工業株式会社の有償で貸し付けをしておりますが、経年劣化による雨漏りが発生したことにより、今後も校舎の貸し付けを継続する場合は、屋上防水シートの改修が必要な状況となっております。

こうしたことから、東電化工業株式会社と今後の施設利用について、これまで協議を重ねてきました。その結果、施設の譲渡を前提に、同社において屋上防水シートの改修工事を行うこと、また、将来的に発生する施設の解体を行うことなどの協議が整ったところでございます。

なお、譲渡価格につきましては、屋上防水シートの改修工事に要する経費が、建物の評価額を上回るなどから、当該建物価格をゼロ円とした無償譲渡としたいため、財産譲与に関する議案を上程させていただいたところでございます。

なお、借り受け地である当該建物敷地の地権者7名の方々からは、建物譲渡の承諾を受けておりますが、東電化工業株式会社への敷地売却については、現時点で結論に至っておりません。

こうしたことから、当面の間、転貸借という形で、市が東電化工業株式会社には有償貸付を行うこととしまして、今後は借り受け地の解消に向けまして、市と東電化工業株式会社さんと共同で、協力しながら、地権者との交渉を進めてまいりたいと考えております。

資料の中段、中ほどになりますが、譲渡建物、解体予定建物、敷地の転貸借面積、それから金額、敷地全体の借り受け面積を記載しております。

譲渡建物につきましては鉄筋コンクリート造により昭和57年に建築されたもので、延べ床面積は2,293平方メートル、航空写真でいきますと、真ん中の青塗りの建物となります。

同じく、航空写真の紫塗りをしている建物につきましては、今後、市で解体を予定している旧体育館、それから倉庫部分ということになります。

次に、敷地に関してであります。航空写真の図の赤色、緑色、黄色塗り箇所が、市が学校グラウンドなどとして借り受けをしている土地であります。このうち転貸する土地を白線の枠で囲っておりますが、この囲った部分を転貸したいと考えておりまして、面積は8,264平方メートル、転貸借料は年額22万3千円を予定しております。

最後に、経過及び今後のスケジュールを記載させていただいております。

詳細については割愛させていただきますが、譲渡建物以外の体育館などについては、来年度から順次、解体に向けた準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、議案第30号、財産の譲与についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上となります。

○委員長（橋村誠） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、小松委員。

○委員（小松栄治） これ、やむを得ない処置だと思いますけれども、本題はあの敷地のごとだべすな。地元の方の敷地関係の貸し借り、これ全部で何平米くらいあるもんだ、

市との契約。東電とは全然、関係ない話だすべ。どごまでも市ど、地元の土地持っている人だちとの、契約だと思えますけれども、それがらこんだ、市の方で借りたものを又貸しするというごどだすな。そのあたり、これさ書いでらんだすでも、なんだかややこしくて分からないので、ちょっとお願いします。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○財産活用課長（高橋学） 小松委員のご質問にお答え申し上げます。

現在、市で借り受けをしている土地としては、面積として3万9,464平方メートルとなっております。資料の真ん中にあるこの色を塗った部分ということになります。

貸付料につきましては、101万3,938円というふうになっております。以上です。

○委員長（橋村誠） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 分かりましたけれども、そうすれば、東電の方では地界分だけ、建物周辺と駐車場関係だけお借りしたいというごどだすな。そうすれば使わない所については無駄な、不調法だども、市の方ですよ、借地との関係で無駄なじえんこ払っている。100万円でうんぬんだったものが敷地の方が二十何万でまず70万ちょっとぐらいたすべ。これずっと何も使わないでそのままにしておぐんだすか。そのあたり一つお願いします。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○財産活用課長（高橋学） 小松委員のご質問にお答え申し上げます。

委員、ご質問のとおり、この白枠で、必要な部分のみ東電化工業さんで転貸を受けるという形になりますけれども、その残った白枠以外の部分については当面、市の方で借り受けをして、旧船岡小学校のグラウンド、それから緑地広場、そういったものが現在ございますが、そういった用途で管理していくという形になります。

しかしながら、なるだけそういった経費をかけないようにしていきたいというふうには思っておりますので、この後、東電化工業さんから、できればこの敷地全体を取得してくれないかということで、現在交渉していきたいなというふうに考えております。ということでご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（橋村誠） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 分かりましたけども、ちょっと何というんだか分からないけどもすな、貸している人方については、ちょっと無理なところもあるようだすおな。やっぱり

この東電との契約の時に、やっぱりきちんと話したと思うんですよ、貸し付けの土地の人方どすな。そのあたりも踏まえながら、東電に貸さなければ、こういうものがいっぱいあるすおな、市の方で、貸し借りの問題で。依然と湯水のようにお金を払っている所がいっぱいあるす。これなんかはすよ、早めにきちっと整理しなければ貸し借りの問題で後々こんだ問題になってきますので、今後このものについてもだけれども、他のものについても一つきちっとした貸し借りの問題についてやっていただければなと思います。かなりあります、西仙でもありますのでな、よろしく願いいたします。以上です。答弁、頼みます。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○財産活用課長（高橋学） さまざまな条件、そしてさまざまな形態で、今、小松委員よりお話あったように借り受けしている土地が、まだまだたくさんございますので、これをなるべく経費を抑えていけるように、この後も尽力して、借り受け地の解消を図っていきたく思っておりますので、何とぞご理解をいただきたいと思っております。以上となります。

○委員長（橋村誠） 他に質疑はありませんか。はい、安達委員。

○副委員長（安達成年） 課長、これすよ、学校の時から借り受けしてらったごどだべし、今も筆界未定地だべし、基本的になんつったらいいべな、やっぱりこの筆界未定地だいつ貸し借りするのは、境界もはっきりしてねいつ貸し借りするどが、売るどが何とがっていうやづも、将来的に遺恨を残すごどなるので、そこははっきりしていがねばだめな部分だべし、お金のやり取りあるごどなので、あまり法律上良くねんでねがなど思うんだもしよ。あど、そのなんつうや、昔から学校敷地で借りできたもんだがら、その時からの経緯があるべし、地元の人だちどはなんて話してきたもんだや。市で買ってけれども、このままずっと延々ど借りでいってけれどもがつうやづは実際には何とになってらんだや。そのあたりちゃんとしておがねば、なんぼ経費安くしようどしたって、地元の人達が納得してねば、延々ど借りでねねがもしれねしよ、いずれ誰かがやらねねごどだべし。課長だって人事異動でいねぐなって、まだ別の課長来れば、まだそれ宿題ずっと延々ど残していぐんたもんでもねべなだがら、そごら辺やっぱりきちっとしておがねば、だめだど思うので、そごら辺なんとなつてらもんだすや。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○財産活用課長（高橋学） 安達委員のご質問にお答えします。

まず、昭和57年に旧船岡小学校が建築されておりますが、当時からそこに土地を借り受けをして、そこに学校を建設したというような経緯がございます。確かに筆界未定地ということで、このままこの状態を継続するのは当然問題があると思っておりますので、これを解消するためには、先ほどちょっとお話ししたとおり、筆界未定地全体の筆を東電化さんの方に購入していただいて、その上で筆境を合筆するなどして解消を図っていきなというふうには、私どもで今考えている策といいますか、そういったことで交渉していきなというふうに思っております。

また、地権者の方々には、昨年お話しした際には、絶対売らないという話はされておりませんが、ただやっぱり、今すぐにそういった判断はできかねるというようなことをおっしゃられましたので、引き続きこの後も交渉を続けていきなというふうに考えております。以上になります。

○委員長（橋村誠） よろしいですか。

（「頑張ってください。」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） 他にありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 屋上防水シートの改修費用が4,000万円、そして、建物の価格を2,000万円、まず倍以上の金額をかけて東電化さんが直すということになったわけですね。これだけの金額をかけて、それでこの建物を自分たちのものにして維持していくという、非常にこの、上場企業なのかどうかは分かりませんが、その見通しというふうなのが実際あるのかどうかというふうなものと、あとはその交渉を一生懸命やっていくというように言っていますけれども、実際にこの東電化さんの方で、土地をもっと広く欲しいという意向が、大体にしてあるのかどうかというところ、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○財産活用課長（高橋学） 佐藤委員のご質問にお答え申し上げます。

まず、東電化さんの会社の経営状況というか、そういった中身までは私どもも把握しかねますが、社長さんとお話しした際には、景気はだいぶ上向きだという話をされておりました。それと、広大な敷地ですので、その辺も東電化さんとはお話しさせていただいたんですが、全部取得するということに関しては、完全に否定されていることではなくて、逆にそのグラウンド部分、そういったところの、会社として活用できるような、策がないかというところを、東電化さんの方でも今検討中でして、もちろんこちらのほ

うでもこういった活用案ありますよというようなことをこの後、示しながら、全部の筆界未定地を含めた取得をしていただけるように交渉していきたいなというふうには思っております。以上です。

○委員長（橋村誠） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） まあ、会社の経営の問題ですので、延々と非常にこの景気が良いという方向になってくれれば、それはそれで結構なんですけれども、いずれその、4,000万円もかけて防水シートを直して、他の建物もあちこち老朽化してきている、それに係るかかり増しの経費もいずれ出てくる、そういうふうなことなんかも考えると、すべてそういうものも直しながらここを、相当の年数を使えと、使っていくというようなことが大丈夫なのかなって。業者の立場に立つわけじゃないんですけれども、そこら辺がね、いずれもう「あと、ここどうしようもないのでやめます」なんてことにならないといいんですけれども、その辺。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○財産活用課長（高橋学） たしかに会社、現在の景気が良くても、数年後にどうなるのかっていうのはちょっと分からない話ですけれども、まあ最悪、会社がここから撤退するとかといったことになった場合は、建物そのものについては市の方で、ある程度関与していかなければならないのかなと、ある程度覚悟はしているところでございます。以上です。

（「はい、まず分かりました。」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） 他にありませんか。はい、高橋委員。

○委員（高橋敏英） あの、前例あることが過去にありましたので、一つだけ聞きますけれども、この建物、会社がつぶれた場合、この撤去はどっちでやるの。市役所自身で管理している場合、市になるべし、そうなった場合はまた市で税金を投入してよ、これ解体せば1億円近くかかるがも分がらねし、今がら何年後がも分がらねがら、そごをはっきりしておかないと大変だごど起ぎますので、そごあたり何となつてらげ。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○財産活用課長（高橋学） 高橋委員のご質問にお答え申し上げます。

万が一、そうなった場合は、解体については東電化さんに、こちらとしては求めていくと。

○委員（高橋敏英） 無理だべ。つぶれでがら何とやって求めるの。それなあり得るごどでねでな。つぶれでがら求めるなんて、それは無理です。

（雑談あり）

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○財産活用課長（高橋学） すみません。まず、契約上は一義的には東電化さんに求めますけれども、恐らく会社がなくなっているとなれば、実質的には恐らく市でやらなければいけないのかなというふうには考えておりますので。

あの、最終的には土地を転貸している市の方が関与して、解体の方に携わっていかなければいかなければいけないのかなと思っております。

（雑談あり）

○委員（高橋敏英） 管理は全部そっちでやることにして、全部転貸したら良いべった。建物使うんだから。建物質料もらってねべ。

○財産活用課長（高橋学） 現在、建物質貸借料として、年間168万円ほどいただいております。

○委員（高橋敏英） だがら、それなぐして、屋敷管理をみんな任せで、してやったらいいべ。そうして、賃貸するぎよ。屋敷の工事は全部そっちで責任持ってやるよというごどにして、契約したらいいべって。そんたいづなんぼでもあるで。

市でなんでかぶらねねがというごどを俺は気にしてるの、心配してるの。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○財産活用課長（高橋学） 東電化さんの方からは、この後も引き続き借り受けしたい、賃貸借を続けるとすれば防水シートの改修を市の方でしてほしいと言われております。その経費が4,400万円ほど、概算で一。

○委員（高橋敏英） 掛がるわけねべ、そんたに。言われたものまどもに受けでるな。100万、200万ぐれでできる。そんた雨漏り直すだけだおの。そごあたりおがしいべって。だがら維持管理は全部そっちでやれど、あど市で土地に対しては賃貸にすると、それでやったらいいべった。へば市で解体したらいいべ。責任の素性がはっきりした方がいいべっていうのよ。

（雑談あり）

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○財産活用課長（高橋学） 高橋委員のご質問にお答えします。

いずれ譲渡した後は、東電化工業さんのほうにしっかり減価償却をしていただいて、将来的な解体経費、そういったものをしっかり事前に積み立てしながら、対応していただくようにこちらの方から…。

- 委員（高橋敏英） それは無理だって。つぶれでがらなば。市でその分、その代わりの金を積み立てしてもらえ、市さ。つぶれでがら何として解体するもんだ、いねんだよ誰も。そういうこと、前例あるがら言ってるのだ俺。でねば何も言わね。

（雑談あり）

- 委員（高橋敏英） そごちゃんと市の方で管理するんなば管理したっていいがら、温泉施設だって、みんなほら、横手だってどごだってみんな難儀してらべ。そういうごど言ってるいづ。これに限らず、ちゃんとしたもの決めないどだめだべって。市で物作ってよ、あど手上げでしまえばよ、おめだやれってもよ、パンクへばあど関係ないべ。最後は業者さ戻ってくるごどだがら。これ必ず戻るがら。そごちゃんとさねばだめだべっていうごど。これさ限らずだで。他さもいっぺあるべ、持ってるやづ。限らず、一つ決めでしまった方いいって。貸すんなばどごまでも貸せって。施設管理は全部そっちでやってけれど。その代わりなんぼ使ってもいいど。撤退したづぎは市でみんな解体するって条例を作ったらいいべった、んでね。へば何も問題ねべ。

それが無いもんだがら、どっちでぼっかすの何だのこうなのって、解体誰やるの、誰責任持つの、なんて始まるわぎよ。へば地元の地権者は必ず市さ何とがしてけれって来るがら。へば、その潰れだづぎよ、仕方ねぐ、また税金を投入してものやるがって、そごはっきりした方いい。最初がら税金投入してやる気あったら決めたら良いべった。あどは維持管理はそっちでやってくださいと。やれねがったら出でげって言ったらいいべ。皆そうしてやってる、どごでも。なんでそれできねの。

（「休憩をお願いします。」と呼ぶ者あり）

- 委員長（橋村誠） はい、休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時 2分

- 委員長（橋村誠） 再開します。はい、今の結論を。

○財産活用課長（高橋学） すみません。ただ今の件については、また明日改めて、内容を調整した上でお話しさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（橋村誠） はい、それでは明日、またこの問題で協議しますので、ここでは終わります。

審査の途中ですが、休憩します。

休憩 午前 11時2分

再開 午前 11時8分

○委員長（橋村誠） それでは、再開します。

次に、議案第34号、令和3年度大仙市一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。はじめに、鎌田財政課長。

○財政課長（鎌田篤史） それでは、議案第34号、令和3年度一般会計補正予算（第12号）のうち、財政課所管分の補正予算につきまして、説明を申し上げます。

資料につきましては資料ナンバー3-1、主な事業の説明書3ページ、サイドブックスでは6ページをお開きください。

2款1項41目90事業、財政調整基金積立金につきましては、積み増し分4億円と利子分11万5千円の補正であります。

今回の積み立ては、普通交付税の追加交付、それから地方創生臨時交付金の充当による財源調整を踏まえ財源が確保できたことから、4億円の積み戻しを計上したところでございます。

令和4年度当初予算におきましても、一般財源の確保が必要なため、2億円の取り崩しを計上しておりますが、目標であります30億円の残高は確保できるものであります。

しかしながら、近年頻繁に発生しております自然災害への迅速対応、それから、コロナ感染症拡大などに伴う経済情勢の変動などの不測の事態の備えとしては、当市の財政調整基金残高は他の自治体に比べ低い水準にありますので、今後、特別交付税や各譲与税・交付金などの決定を踏まえ、今年度末の専決補正予算において、さらなる積み増しに努めてまいりたいと考えております。

続いて、事業説明書、5ページになります。

12款1項1目90事業、長期債元金償還金は、8,234万8千円の補正であります。こちらにつきましては、平成27年度に民間資金から借り入れした退職手当債について、秋田県市町村振興資金を財源に、低利子への借り換えを行うもので、これにより将来的に約130万円の利息の軽減が図られることとなります。

また、2目90事業、長期債利子償還金につきましては、今年度適用となります借り入れ後10年経過の利率見直し方式の市債につきまして、利率引き下げがあったことによりまして、資料記載のとおり利息の減額が図られたことから、1,500万円の減額補正であります。

次に、補正予算書17ページ、サイドブックスは19ページになります。

42目、減債基金積立金は利子分2千円、43目、地域雇用基金積立金は利子分4千円、48目、地域振興基金積立金は利子分として11万5千円の補正であります。

以上、財政課所管の補正予算の内容につきまして説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたします。以上でございます。

○委員長（橋村誠） 次に、高橋財産活用課長。

○財産活用課長（高橋学） それでは、議案第34号、令和3年度大仙市一般会計補正予算（第12号）のうち、財産活用課所管分につきましてご説明申し上げます。

はじめに、資料ナンバー3-1、主な事業の説明書をお願いいたします。

ページは、資料掲載の1ページとなります。

2款1項9目20事業の次世代自動車導入事業費につきましては、環境性能に優れた公用車の導入経費として、4,608万5千円の補正をお願いするものでございます。

市の公用車につきましては老朽化が著しく、維持費がかさむものや稼働率が低いものなどがあることから、公用車の適正管理・効率的運用を行うため、市では公用車の管理更新計画を策定しまして、2034年度までの間に、車両台数の抑制を図りながら、計画的な車両の更新を進めることとしております。

また、更新後の導入車両につきましては、国が掲げるカーボンニュートラルの実現に向けまして、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減が望める環境性能に優れた電気自動車、プラグインハイブリッド自動車などの次世代自動車に切り替える予定としております。

こうした方針に基づきまして、令和4年度予算において10台の車両導入を当初、計画しておりましたが、今般のコロナ禍による半導体の供給不足などにより、納期が長期化しているといったことから、早期に発注を行いたいため、令和3年度補正予算への計上と繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

なお、事業費の内訳であります、充電設備工事費として187万円、車両購入費が4,421万円で、いずれも10台分としており、大曲庁舎及び各支所庁舎に配置する予定としております。

続きまして、資料の2ページをご覧くださいと思います。

2款1項10目30事業の超高速情報通信基盤設備管理費につきましては、淀川河川改修に伴う馬場橋、川原橋の橋りょう架け替えに伴う光ケーブル管路敷設に係る共同施工負担金として、3,642万1千円の補正であります。

光ケーブルの管路敷設につきましては、市の光ケーブル管路とN T Tが保有する管路が同区間に隣接しているため、N T T側で工事を一体的に施工し、市の光ケーブル管路に係る施工経費分をN T T東日本に負担金として支出するもので、負担額が確定したことから、補正予算として計上するものでございます。

なお、県の河川改修に伴う工事のため、歳出経費の全額が県より補償金として歳入される見込みでございます。光伝送路工事費補償金として、歳入予算に3,642万1千円を追加し、特定財源として計上しております。

続きまして、資料ナンバー3、補正予算書〔3月補正②〕をご覧ください。

ページは資料記載の17ページとなります。

上から3事業目の2款1項10目62事業の地上デジタル放送再送信施設基金積立金につきましては、歳入・歳出ともに1,000円の補正でございます。

内容につきましては、預金利子に係る収入があったことから、預金利子181円を基金に積み立てるための補正であり、これによりまして今年度末の基金残高は、約937万円となる見込みでございます。

再び、資料ナンバー3-1、主な事業説明書の4ページをお願いいたします。

2款1項51目90事業の公共施設適正管理基金積立金につきましては、預金利子及び積み増し分として2億1万円の補正であります。

公共施設適正管理基金につきましては、施設の維持補修や今後増加が見込まれる施設の解体経費に備えるため、積み立てを行っております。今回の積み立てにより、今年度末残高は約5億6,600万円となる見込みでございます。

以上、令和3年度一般会計補正予算のうち、財産活用課所管分の内容につきまして、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上となります。

○委員長（橋村誠） 次に、佐藤総合防災課長。

○総合防災課長（佐藤大） 総合防災課の佐藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第34号、令和3年度大仙市一般会計補正予算（第12号）のうち、総合防災課所管分についてご説明を申し上げます。

資料ナンバー3、補正予算書〔3月補正②〕の7ページをご覧ください。サイドブックは9ページとなっております。

はじめに、繰越明許費の補正でございます。

9款1項、消防費、災害に強いまちづくり事業費の2,100万円につきましては、昨年の第2回定例会で補正をお願いし、納入に向け準備しておりました、避難所用のトイレトレーラーの関連経費でございます。

こちらは、コロナの影響で世界的な部品供給不足から海外製部品の納入や製作が大幅に遅れ、年度末までの納品が困難となったと受注者より申し出があったことから、来年度への繰り越しをお願いするものでございます。来年度の7月末までには納入できる見込みと伺っております。

次に、23ページをご覧ください。タブレットでは25ページでございます。

9款1項2目10事業、出初式等表彰費につきましては、1月5日に実施した消防出初式の開催経費でございます。

委員の皆様ご承知のとおり、本年の出初式はコロナの感染防止対策のため、出席団員を限定し規模を縮小して開催したことから、団員の費用弁償に係る経費150万5千円を減額補正するものでございます。

次に、資料その下の行となりますけども、9款1項7目10事業、救命機器等維持管理費につきましては、市関連施設に設置しているAEDのリース料でございます。

今年度、耐用年数の経過に伴い、これまでの90台から103台に増設しまして各施設にて更新しておりますが、入札を実施したところ、落札金額が当初の見込み額と大幅

に開きがあったことから、その差額190万円について減額補正をお願いするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（橋村誠） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、秩父委員。

○委員（秩父博樹） AEDのバッテリーの管理体制っていうか、要はいざ使おうと思って、使う場面になったときにバッテリーがなくてっていう。他の方で実際にそれで亡くなってしまったなんていう事例もあったみたいなので、その辺の管理の責任の所在っていうか、時期的、定期的にどんな体制で管理されているものなのか、その辺について教えていただければと思います。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○総合防災課長（佐藤大） 秩父委員のご質問にお答え申し上げます。

AEDのバッテリーの動作確認につきましては、これ全てリース契約で行っております。で、年の動作確認というのは実施しておりません。ただし、バッテリーが3年の耐用年数ということで、それまでについては動作確認は行っておりませんが、消耗品の交換をする際に、動作するかどうかというような確認はしているようではありますが、いずれ、購入後の動作確認については、今までトラブルが起きていないということでそういうことの対応はしていないということです。以上です。

○委員長（橋村誠） 秩父委員。

○委員（秩父博樹） せば、リース契約だから、その辺は全てそのリース業者の方にお任せしてあるっていう認識になるということですね。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○総合防災課長（佐藤大） 秩父委員のご質問にお答え申し上げます。

今、委員おっしゃられましたとおり、リース契約上でカバーしていただくというような内容になっております。

○委員長（橋村誠） はい、秩父委員。

○委員（秩父博樹） せば、契約上もそっちの業者にバッテリーの管理も任せているっていう契約になっているのかなって、今そういうふうにとったところですけど、大仙市内ではなくて、他の自治体の方で実際こう、使うってなった場合に動作しなかったって

う事例があったようなので、それでちょっと気になって伺ったところだったんですけども、そうすれば再度念押しになると思うんですけども、リース業者の方にそういうことのないようにその辺、実際に使う場面になったときに使えるように体制整えてもらいたいと思います。以上です。

○委員長（橋村誠） いいですか。他に、ありませんか。はい、安達委員。

○副委員長（安達成年） ごめん、今AEDの話出はったので、続けでいいですか課長。バッテリーって、更新どがの予算どがって取ったりしてねっけすか。それと、公共施設さないところ、全部の公共施設さあるってわけでねっすよね、たぶん。俺、何言いでがってば、例えば土日でも空いでる図書館どがって、支所って今その…なんつうや、今休みだすね、土日どがってな、日直いねがったりして。それさ近い施設で、平日であれば支所からAED借りたりするべども、土日だったりしたづぎには何としている。ここがないのでごごさあるどがその区分けをきちっとして、住民さ知らせるようにしているのが、教えてください。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○総合防災課長（佐藤大） 安達委員のご質問にお答え申し上げます。

基本的には、人の出入りが多い施設については設置しております。ただ、人の出入りが年間を通して少ないような施設については、隣の施設あるいは近隣の施設を使用してもらうような体制になってございます。基本的には休館であったり、庁舎等が閉鎖している場合は中には入れないと使えないという状況ではありますけれども、今後そこら辺については、休館日であっても使用できるような体制というのはフォローしていかなければならないかなと考えております。

もう1点、バッテリーの消耗品の予算ということのご質問でしたけれど、これにつきましては現在7年リースということで、総額のリース費用にこの消耗品の交換費用も含まれているということになってございます。

○委員長（橋村誠） いいですか。他に質疑はありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） すみません、次世代自動車導入事業費についてお尋ねします。まず電気自動車の導入を一気に進めていくと、計画的にも書かれているわけですけども、ちょっと私もよく分からないんですけども、1台の自動車、充電するのにどれだけの電力を使うのかというようなこと。そして、いずれ将来的にはその電力、少しでもCO₂削減につながる、庁舎内の太陽光発電をさらに拡充するだとか、そういった見通しを

持っていくべきではないかというふうなこと。それからもう一つは、現在、国を挙げてそういった方向に進めているわけですので、導入市町村に対しての補助金・交付金とかがあってあるんですが、今回のこの補正では、国補助金は付いていないわけですが、その理由についてお聞きします。以上です。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○財産活用課長（高橋学） 佐藤委員のご質問にお答えいたします。まずは、次世代自動車の充電の電力なんですけれども、電気自動車であればだいたい40キロワットくらいの電力となります。それから、プラグインハイブリッド車であれば、車種によっても違うと思いますが14キロワットほどの電力を必要とします。ちなみに充電時間については4時間ほどと伺っております。

それから、庁舎の太陽光パネル等々につきましては、いずれカーボンニュートラルということで、国を挙げて行っていくことに対して、市としてもこれからこれに準じてやっていくことになろうかと思いますが、屋上の空きスペースに拡張するなり、あるいは市有の遊休地を活用した太陽パネルの設置など、そういったところも今後検討していきたいなと考えているところでございます。

（雑談あり）

○財産活用課長（高橋学） 3点目の、国の補助金なんですけれども、今回補正予算を計上させていただくにあたっては、財源の方には予算を計上させていただいておりません。

理由としましては、いずれ車両購入後、納入になってから申請をするという手続きの方向になっておりまして、購入後すぐに手続きは行いますけれども、国の方でも先着順より、途中で予算がなくなれば打ち切るといような話もありますので、ちょっとまだ不確定な部分もありましたので、今回は予算に計上していないという理由になっております。

○委員長（橋村誠） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） すみません、これ本当に無知ですから、私は。その1回の充電、4時間かけてできたその自動車で何キロ走れるものなのか、長距離が可能なのかどうか、そこら辺も。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○財産活用課長（高橋学） 佐藤文子議員のご質問にお答え申し上げます。

現在、購入を考えている自動車でいえば、カタログ上なんですからけれども、約320キロメートル、走行可能だというふうに伺っております。以上です。

○委員長（橋村誠） いいですか。

（「はい、分かりました。」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） なければ、質疑を終結いたします。

なお、討論、表決については、明日、企画部所管分と一括して行うことといたします。
ここで、当局説明員の交代に伴い、暫時休憩します。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時36分

○委員長（橋村誠） 当局の準備が整いましたので、審査を再開いたします。それでは、議案第40号、令和4年度大仙市一般会計予算を議題といたします。それぞれ所管する予算について、順次説明をお願いいたします。なお、質疑は所管課ごとに行います。

はじめに、財政課の所管する予算の説明をお願いします。鎌田財政課長。

○財政課長（鎌田篤史） 財政課、鎌田です。引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第40号、令和4年度大仙市一般会計予算のうち、財政課所管の予算につきまして、説明を申し上げます。

はじめに、令和4年度当初予算概要の4ページをお開きください。

資料ナンバー1-1、4ページになります。

歳入になりますが、2款、地方譲与税から12款、交通安全対策特別交付金までの、いわゆる歳入一般財源につきましては、国の令和4年度地方財政計画の伸び率、それから県の算定を基にそれぞれ予算を計上しております。

歳入一般財源の説明は、主な項目のみとさせていただきたいと思いますので、ご了承願います。

はじめに資料左側にあります、2款、地方譲与税は、国が徴収した特定税目の収入を一定の基準で地方に譲与するものでございまして、当市では地方揮発油譲与税、それから自動車重量譲与税、森林環境譲与税の3項目あります。

これにつきまして、対前年度比4,637万2千円、5.8パーセント増の8億4,334万7千円を計上しております。

このうち、森林環境譲与税につきましては、国税となります森林環境税、こちらが令和6年度から賦課徴収されますが、森林現場の課題に早期に対応するという観点から、国の特別会計の方で資金を調達し、令和元年度から既に譲与が開始されております。この譲与税を活用し、各種事業を実施しているという状況になります。

次に、7款、地方消費税交付金であります。

こちらにつきましては消費税率、こちら10パーセントの場合、うち2.2パーセントが地方消費税率であります。実際に消費された都道府県間での精算後、都道府県に配分された地方消費税収額の2分の1が市町村に交付される仕組みとなっております。

令和3年度につきましては、コロナの感染拡大による消費減退を想定し、多くの自治体で減収を見込んでおりましたが、巣ごもり需要による新たな消費拡大や国・県・市の新たな経済対策の効果もあり、今年度12月までの交付実績を見ましても消費購買力の大きな低下はなく、当初見込みより交付額が増額されております。

また、国の地方財政計画の伸び率を参考に、対前年度比2億8,945万3千円、17.5パーセント増の19億4,654万2千円を計上しております。

地方消費税交付金につきましては、一般財源でありますので特定の歳出に充当されるというものではありませんが、消費税率引き上げに伴い増加した引き上げ分については、社会保障施策に要する経費に充てることということが地方税法に明記されていることから、引き上げ分10億6,834万3千円は、資料に記載はありませんけれども、広域介護保険事業の負担金や予防接種経費など、社会保障施策に充てる形となっております。

次に、資料右側になりますが、10款、地方特例交付金につきましては、国の制度改正等により、地方自治体に減収が生じた場合など、その補填として特例交付されるものでございまして、対前年度比6,362万2千円、48.2パーセント減の6,839万3千円を計上しております。

このうち、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金につきましては、コロナ感染拡大の影響により、厳しい環境にあります中小企業等が所有する償却資産及び事業用家屋など固定資産税等の軽減をすることに伴う減収補填であります。こちらの減免措置については令和3年度限りということになりますので、皆減となるものであります。

次に、11款、地方交付税は歳入の約4割、一般財源の約6割を占める財政運営を大きく左右する財源であり、対前年度比6億8,694万7千円、4.1パーセント増の175億5,179万3千円を計上しております。

地方交付税につきましては、総額の94パーセントが普通交付税、6パーセントが特別交付税として配分される仕組みでございます。

内訳であります、普通交付税は対前年度比6億8,694万7千円、4.4パーセント増の164億5,179万3千円を計上しております。

令和4年度においては、国では、コロナ禍で落ち込んだ企業業績が回復し、地方交付税の原資となります国税4税の法定率分が増額すると見込んでおり、また令和3年度の国税増収の一部が令和4年度に加算されるということになるため、普通交付税の増額が示されております。

当市におきましては、令和3年度の国の第1次補正予算前の当初の普通交付税決定額を基に公債費算入されている事業費補正や交付税の錯誤額等を勘案した結果、前年度比増と見積もったところであります。

今後、コロナの感染状況によりましては、再度税収が落ち込み、地方交付税が減収となる可能性も高いことから、歳入に見合った歳出となるよう健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、特別交付税につきましては、前年度同額の11億円を計上しております。特別交付税の各年度の交付額は、災害の発生、それから除排雪経費の多寡により異なることもありますが、令和2年度においては約18億5千万円が交付されております。

次に、19款繰入金のうち、財政課所管の繰入金について説明をいたします。

はじめに、財政調整基金繰入金につきましては、臨時財政対策債の大幅な減による財源不足を補うため、対前年度比1億円減の2億円を計上しております。

これにより、3月補正及び当初予算計上後の基金残高は、約30億円となる見込みですが、今後の特別交付税等の状況を踏まえ、災害等の不測の事態に対応できるよう、さらなる積み増しに努めてまいりたいと思っております。

地域振興基金繰入金につきましては、市民との協働のまちづくりや、地域振興及び市民の一体感の醸成を目的とした事業を実施するために繰り入れするもので、対前年度比1,838万9千円、6.6パーセント増の2億9,560万3千円を計上しております。

す。4年度につきましては、「農業と食」活性化事業や花火産業構想アクションプラン推進事業など、22事業の財源として計上しており、当初予算計上後の基金残高は約24億2千万円となる見込みでございます。

地域雇用基金繰入金につきましては、市の重要施策の雇用対策経費として、直営道路維持作業員、それから学校生活支援員等の会計年度職員のほか、保育士等の処遇改善に要する経費に繰り入れを行うもので、対前年度比1,090万3千円、27.7パーセント増の5,031万8千円を計上しております。

なお、この当初予算計上後の基金残高は1億9千万円となる見込みであります。

次に、20款、繰越金は、前年度繰越金として前年度と同額の3億円を計上しております。

次に、22款、市債のうち、一般財源となります臨時財政対策債につきましては、こちらについては地方財政の収支不足の補填措置として、地方財政法の特例として発行が認められている、いわゆる使途が制限されない赤字地方債になります。

臨時財政対策債は、普通交付税の代替財源であり、元利償還金の全額が後年度、普通交付税に算入されることとなっております。

地方交付税が増となる一方、国の地方債計画に基づき算定した結果、前年度を大きく下回る4億3,476万1千円の計上となります。

これにつきましては、交付税や地方税などの増収を受け、地方の財源不足が大幅に解消されるという国の考えから、国と地方で半分ずつ穴埋めする臨時財政対策債の折半ルールが解消されることから、大幅に減額となるものであります。

以上が歳入の説明になります。

続きまして、資料を一つ戻していただいて、当初予算の主な事業の説明書、1-4ページをお開きください。

2款1項54目90事業、過疎地域持続的発展基金積立金につきましては、5,000万円を計上しております。

本基金につきましては、令和3年4月の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、この施行に伴い策定されております、大仙市過疎地域持続的発展計画に基づく特別事業、いわゆるソフト事業の推進に資する経費として充てるため、令和3年9月定例会で設置した基金であり、令和3年度においては3,000万円を積み立てる予算を計上しております。

過疎地域の持続的発展に資する事業の財源として、過疎自治体が発行できる過疎対策事業債につきましては、道路整備事業などのハード事業に充当可能な市債と、ソフト事業にのみ充当可能な市債の二つに区分されます。

本基金積立金につきましては、ソフト事業に充当可能な過疎ソフト債を財源に積み立てを行うものであり、一定額が積み上がった段階で、産業振興、それから企業誘致、あるいは市内企業の設備投資や雇用確保などの事業の財源として有効に活用してまいりたいと考えております。

続いて、企業会計への繰出金についてご説明いたします。

再び、当初予算概要をご覧いただきたいと思っております。当初予算概要、5ページをお開きください。財政課所管分の歳出になります。

資料ナンバー4の4款1項7目90事業、下水道事業会計繰出金（特定地域生活排水処理事業分）から、ナンバー9の8款6項1目91事業、下水道事業会計繰出金（特定環境保全公共下水道事業分）につきましては、上水道、簡易水道及び下水道事業の3企業会計への一般会計からの繰出金であります。

地方公営企業につきましては、企業の経済性の観点から、料金収入をもって経営を行う独立採算制が原則とされておりますが、その性質上、企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費などにつきましては、地方公営企業法や国の繰出基準において、一般会計が負担するものとして定められております。

それぞれの繰出金につきましては、資料記載の額になりますが、簡易水道事業においては、配水管敷設や拡張改良工事の縮減があるものの、協和中央、それから淀川、仙北中央地区簡易水道事業の市債償還ピークを迎え、これに伴い公債費が増加するため、前年度比で増となります。

また、下水道事業においては、農業集落排水事業の公債費の縮減などによりまして、前年度に比べ減となるものでございます。

なお、上水道事業繰出金につきましては、消火栓の維持管理費、それから職員の児童手当など、繰出基準内のもので一部を繰り出しているものに過ぎず、その他は全て料金収入など自己資金や内部留保資金で賄われていることから、健全な事業経営が図られているところでございます。

次に、12款1項1目90事業の長期債元金償還金は、対前年度比2億1,473万5千円増の52億9,122万円を計上しております。

平成30年度に借入れを行っております、はなびアム、大綱交流館のほか、広域事業であります消防本部、それからかわ舟の里角間川の改築に係る市債の元金償還開始などに伴い、前年度比増となるものでございます。

それから、2目90事業の長期債利子償還金につきましては、前年度比3,661万8千円減の1億8,717万2千円を計上しております。

償還利子につきましては、低利子への借り換えの実施など、これまでの取り組みにより、大きく減少が図られております。

そのページの1番最後になりますが、13款、予備費は前年度同額の5,000万円の計上であります。

次に、特別会計における市債の元利償還金について説明をいたします。

資料、次の6ページになります。

はじめに、学校給食事業特別会計の市債償還額は、元金が前年度比255万1千円減の1億898万円、利息が前年度比60万9千円減の583万円であります。

次の、企業団地整備事業特別会計の市債償還額は、大曲西根地区の第1期造成地における用地購入費及び造成工事費などに係る市債償還であり、4年度は利子のみ、211万9千円であります。

なお、譲渡予定の造成地につきましては、令和4年度の、今後の補正予算におきまして、財産処分の議決と併せ、土地売上収入を財源に、市債の繰上償還を図ってまいります。

次に、スキー場事業特別会計の市債償還額につきましては、協和スキー場のキュービクル改修工事に係る元金償還金として、260万円の計上であります。

なお、本改修工事に係る市債につきましては、秋田県市町村振興資金の特別貸付の決定を受けたことから、無利子となるということで利子の計上はありません。

なお、各会計における予備費につきましても、財政課所管の予算として、資料記載のとおり計上しております。

以上、財政課所管の一般会計及び特別会計当初予算につきまして説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。以上になります。

○委員長（橋村誠） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 財政課長ながら、別に事業課でないが、一つ一つ事業を持っていくんたものではねど思うんだけど、実はあの、今の森林環境譲与税が相当入ってきているわけだけでも、これいずれ基金として積み上げるんた形になるかと思うんだけど、基本的によ、森林環境譲与税って、今の山に対して、その例えば再造林どが、あるいは間伐だどが、そういんたものにもっともっとよ、あんた方も事業課でないから、担当部署なるんだべでも、それは分がってしゃべってるんだけど、もう少し事業を展開できるように、担当部署にも、あなた方も総務部長を含めでだ、あんた方、総務部は総務部だっていう立場からして、あまり他の部署にしゃべられねごどだど思うけれども、そんな森林環境譲与税って、我々はみんなお金もらってよ、このくれの金額になって、こんけ膨大な山林・原野ある大仙市で事業がさっぱり進まないってどのようなものがあって、私は常々思ってるんですよ。何回も言うけれども、あんた方の立場であんまり言えないがもしれないけど、森林環境譲与税について、もう少し使い道っていうが、拡大して森林関係についてももっともっと事業展開していただきたいなって。これ総務部で言えたもんでないかもしれないけれども。財政課長としては。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○財政課長（鎌田篤史） 鎌田委員のご質問にお答えいたします。

先月でしたか、全国的にこの森林譲与税が半分以上基金に積み立てられていて、事業としてあまり使用されていないというような記事が載ったことがありますけれども、当市の場合は、だいたい6,400万円ほど譲与税の交付を受ける形になっておりまして、その約2割の1,400万円ほどが積立金という形になっております。委員おっしゃるとおり、森林現場の課題に適切に対応するための譲与税でありますので、新規事業としては令和4年度においてはナラ枯れ防止の更新伐の補助であるといったものが上がってきておりますけれど、ただまだまだ現課の方でもどういう事業に充てた方が有効的なものなのかどうかというところもありますので、事業の組み立てにつきましても担当課の方とも話をしてみたいと思いますし、それから一。ただ、財政的にはやっぱり積んでもらった方が嬉しいことは間違いありませんけれども、積んでばかりじゃなく、それを崩して事業費に充当するというのもひとつとして、令和4年度当初予算においては、例えば、仙北のテニスコートのベンチを木造で作るための木材の提供であるとか、そういったものについても基金を一部繰り入れる形で事業を計上しておりますので、今後については事業の積立金の使い道と現年予算のこういった部分で予算を拡充し

ていくかということについては、農林部とよく協議を重ねていきたいと思います。以上です。

○委員長（橋村誠） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 使い道としては、そういう使途もあるがもしれね。ただ、本来、本末転倒だいた感じするぎよ、その、テント買うなんてよ。我々としてはやっぱり、山に、山林に基本的に金をつぎ込んでもらいたいという。例えば今言ったように再生林だどが、あるいは間伐どが、林道開設どがそんなものに使っていただきたいというのがまず一つ。それからもう1点、現場の声としては、正直言って森林組合を通じてこういう金使っちゃえば、森林組合は手数料だけで、実際に事業をやる事業者には、その発注者には半分ぐらいしか金が入ってこない。こんなものをやっぱりもうちょっと改革していかなければ、改善していかなければ実際に山を持った人、あるいは山間部・中山間部に住んでいる人のメリットに何もなくなるといふごどをまず基本的には覚えでもらう、それがら、団体に交付することはたやすいことだけれど、あんた方は楽かもしれないけれど、実際の現場の声としては、ネクタイする人間の給料になるだけで、森林組合の儲けだけに見合って、実際に山持ってる人に何にもメリットがないというのが現状ですので、これら農林部といろんな話詰めると思うけれども、そごら付近、充分に気を付けて事業展開していただければありがたいと思います。以上です。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○財政課長（鎌田篤史） 鎌田委員がおっしゃられましたおとおり、現課の方でもそういったいろんな問題をどうしたらいいのかということも、今後引き続き検討した上で、本当に森林現場の課題の解決に取り組めるような形で予算を計上してまいりたいと思いますのでご理解をいただきたいと思います。以上です。

○委員長（橋村誠） 他に、質疑はありませんか。はい、小笠原委員。

○委員（小笠原昌作） 今あの、鎌田委員の方から森林の話ありましたけれども、実は県立高等学校なんですけれども、今、大曲高等学校、新築っちゅうが改築に一生懸命、今掛かっているところなんですけれども、やっぱりこの我々、この大仙市の山、森林というのはすごく莫大^{ぼく}なものであるし、そういうものについてよ、これからの公共施設だとか、そういうものに市として、県立とはいえども、市としてもどの様な対応しているのがなど思って、ちょっとそういうどご聞きたいんですけれども。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○財政課長（鎌田篤史） 小笠原委員の質問にお答え申し上げます。

現在、改築が行われている大曲高等学校等につきましては、設計が終わって工事に取
り掛かるところでございますので、なかなかその部分については難しいところがあろう
かと思えますけれども、先ほど来申し上げているとおり、市の方で積み立てられている
基金をどういった形で使うのかといったものも含めて、その中の一つとして木造の公共
施設の建設といった部分についての考え方もあるようですので、そういった部分を含め
て今後検討させていただきたいと思えます。以上です。

○委員長（橋村誠） 他にありませんか。はい、安達委員。

○副委員長（安達成年） すみません、昼間なって申し訳ねす。基金の取り崩しを、4年
度やるのど、積み立て、以前に出した一覧表の中…、積み立てをするんだすべ。一応、
今のところは予定がないから空欄になっているだけで、基本的には積み立てをしていぐ
という方向性に変わりはねごどだすでな、財政調整基金も含めでだすどもよ。30億な
ったがら、あどいいなんてもんでねくて。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○財政課長（鎌田篤史） はい、基金全体といいますか、その今、安達委員がおっしゃっ
たように、今いくらあれば適切なのかというのは自治体にもよりますけれども、大仙市
としてはやはり基金全体の額もありますし、それから財政調整基金というものにつきま
しても、標準財政規模に対する基金の残高割合が非常に低いということで、基本、積み
増ししていきたいと思っております。その一つの手立てとしましては、今回補正予算
にも上げております、財産活用課の所管になりますけれども公共施設の適正管理基金、
こちらの方は公共施設の改修であるとか解体であるとか、こういったものが今後増えて
くるだろうということで、財政調整基金とともに積み増しを図ってまいりたいというこ
とで、いくらということは特段ありませんけれども、可能な限り昨年度の余剰金の中か
ら積み増しを図ってまいりたいと思っております。以上です。

○委員長（橋村誠） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） なければ、財政課に対する質疑を終結いたします。審査の途中で
すが、昼食のため、暫時休憩します。

休憩 午後0時1分

○委員長（橋村誠） それでは、審査を再開します。

次に、議会事務局の所管する予算の説明をお願いします。谷口議会事務局長。

○議会事務局長（谷口藤美） 議会事務局の谷口でございます。庶務班の班長、佐々木孝子副主幹も同席しておりますので紹介させていただきます。

それでは、令和4年度一般会計当初予算における議会費の予算概要について説明いたします。

資料は1-1、令和4年度当初予算概要の16ページをご覧いただきたいと思います。

それでは、事業ごとに説明いたします。

1款1項1目の7事業、議員報酬・期末手当及び共済費につきましては、2億511万8千円、前年度比較で1,330万7千円の減額でございます。

その内訳でございますが、議員報酬・期末手当につきましては、令和3年度の9月分までは、議員の実人数26名で予算計上していた関係で、報酬518万4千円の減、期末手当287万円の減でございます。

また、共済費につきましては、全額、議員年金の財源としての負担金でございますが、積算は標準報酬月額、大仙市の場合は43万2千円に、議員の実人数…、実はちょっと私、会派代表者会議の際に定数と申し上げましたがすみません、ここで修正させていただきます。実人数と負担割合を乗じた額、プラス若干の事務費というふうになっております。

議員の実人数が2人減となったことと、負担金率が100分の33.6から100分の32.2、100分の1.4引き下げになった関係で525万3千円と大きな減額となりました。

一応あの、参考までにですけれども、議員年金は3カ月に1回支給されております。

直近のデータですけれども、この3月に12月から2月分ということで、3カ月分支給されておまして、その内訳を見ますと、受給者は元議員の方が77名、遺族の方が83名、合わせて120名というふうになっております。

それから、支給総額は3カ月分で2,670万円と。で、これ3カ月分ですので、この額に4を掛けますと年間総額、1億ちょっとの額になるようでございます。

これに対しまして、市の負担金は令和3年度で約4,500万円。令和4年度は約4,000万円というふうになっておりますので、負担するところは市でございまして、受け取る方は元議員もしくは遺族の方ですけれども、大仙市には負担金の2倍以上の額の年金が入ってきていることになるようでございます。

次に、10事業、議会活動費につきましては1,398万2千円でございます。

内訳でございますが、行政視察旅費が各常任委員会及び議会運営委員会は1人10万円、広報広聴常任委員会は1人5万円、政務活動費は1人1カ月、1万5千円、議員特別研修費、講師謝礼等、例年と同様の内容でございます。

費用弁償につきましては、車賃を1キロメートル当たり、定額20円から37円に改める大仙市職員等の旅費に関する条例の一部改正に準じまして、37円と引き上げになる予定でございますが、議員定数が減となったことから、全体では前年度比較で59万円の減となっております。

次に、11事業、議長交際費につきましては、前年度と同額の85万円でございます。

次に、12事業、議会管理費につきましては、633万4千円でございます。

この内訳ですが、議長及び議員の出張に係る職員の随行旅費、サイドブックスの使用料、タブレット端末通信費等は前年度と同様の内容でございます。

消耗品、それからコピー料金等の見直しを図りまして、全体としては56万6千円の減額というふうになっております。

次に、13事業、議会広報発行経費につきましては、前年度と同額の440万9千円でございます。

次に50事業、議会費負担金につきましては、コロナ禍のために例年どおりの活動ができなかったことなどによりまして、多額の繰越金が見込まれることから、秋田県市議会議長会及び東北市議会議長会につきましては、令和4年度は負担金を求めないというふうな、こう連絡を受けておりまして、合わせて6万1千円の減。

また、全国自治体病院経営都市議会協議会負担金につきましても、同様の理由で4千円の減というふうになっております。

そして、最後は全国高速道路市議会協議会負担金につきましては、前年度同額の2万円でございます。

以上、説明終わりますけれども、よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（橋村誠） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） なければ議会事務局に対する質疑を終結いたします。ここで、当局説明員の交代に伴い、暫時休憩とします。

休憩 午後 1 時 4 分

再開 午後 1 時 5 分

○委員長（橋村誠） これより審査を再開します。

次に、監査委員事務局の所管する予算の説明をお願いします。久米監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（久米啓之） 監査委員事務局の久米です。よろしくお願いします。

今日、同席している職員を紹介いたします。伊藤参事が同席しております。よろしくお願いいたします。

では、座って説明させていただきます。監査委員事務局所管の予算についてご説明いたします。

説明は資料 1 - 1、令和 4 年度当初予算概要、最後のページ、18 ページをご覧くださいます。

はじめに、2 款 6 項 1 目 1 事業、監査委員報酬につきましては 4 6 万 8 千円で、前年度と同額であります。

内訳は、議会選出監査委員の報酬、月額 3 万 9 千円の 12 カ月分であります。

続きまして、10 事業、事務費等につきましては 6 3 万 9 千円で、前年度と比較し 6 万 1 千円の減となっております。

内訳は、経常的な事務経費となっており、監査委員と事務局職員の都市監査委員会総会及び研修会などへの旅費や費用弁償として 3 3 万 5 千円、決算審査意見書の印刷製本費や消耗品費等として 3 0 万 4 千円であります。

続きまして、50 事業、監査委員費負担金につきましては 5 万 2 千円で、前年度と同額となっております。秋田県、東北、全国のそれぞれの都市監査委員会の年会費であり、秋田県が 1 万 8 千円。東北が 1 万 1 千円、全国が 2 万 3 千円であります。

以上、ご説明申し上げましたがよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（橋村誠） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） なければ、監査委員事務局に関する質疑を終結いたします。

【選挙管理委員会事務局】

○委員長（橋村誠） 次に、選挙管理委員会事務局の所管する予算の説明をお願いします。

高橋選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋幹彦） それでは、選挙管理委員会事務局所管分の説明をいたしますが、その前に、本日、選挙班長の小田島が同席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、予算概要の17ページの方をお開き願います。

選挙管理委員会委員報酬は、大仙市特別職の職員で非常勤のもの報酬・費用弁償等に関する条例に従いまして、前年と同額の124万円を計上しております。内訳ですが、年間でありますけども、委員長が36万5千円。委員が3名分で87万5千円になります。

次に、選挙管理委員会事務費でございます。

前年比、9万4千円減の32万3千円を計上しております。内訳は選挙管理委員、それから職員研修旅費ということで21万2千円、その他、図書購入費と事務費ということで11万1千円を計上してございます。

なお、県支出金といたしまして、在外選挙人名簿登録事務交付金1千円を充当しております。

ナンバー3、選挙管理委員会連合会負担金です。こちらは1千円減の8万6千円としております。

次に、選挙常時啓発費でございます。前年比9万1千円減の36万7千円を計上しております。選挙啓発や明るい選挙推進協議会委員並びに同推進の研修会開催に係る経費でございます。

次に、花館財産区議会議員選挙費でございます。

一般選挙と同様の準備及び執行に係る経費といたしまして、309万7千円を計上しております。

この経費は、花館財産区議会議員選挙費負担金ということで全額充当してございます。なお、この選挙は2月7日が任期満了日となっております。投開票日は任期満了日の30日以内となっております。

また、告示日につきましては、公職選挙法により町村の議会議員の選挙に関する規定を適用するため、投開票日5日前の火曜日になります。

続きまして、主な事業説明書の1-5、1-6についてご説明いたします。

最初に1-5、秋田県議会議員一般選挙執行経費についてご説明いたします。

予算総額は1,573万円でございます。

内訳ですが、事業説明書、下段の表に記載しておりますとおり、ポスター掲示版の購入、それからポスター掲示場の設置、維持管理委託関連で672万6千円。入場券の印刷や郵便料で474万8千円。そして、各支所の職員時間外勤務手当等、一般事務費を含めまして425万6千円としております。

なお、財源につきましては、県費であります秋田県議会議員選挙費委託金を全額充当する予定でございます。

この選挙は、令和5年4月29日が任期満了日となっております。

こちらも投開票日は、任期満了日の30日以内となります。秋田県選挙管理委員会は、3月31日告示、4月9日投開票の年度またぎでの執行となると想定しております。

次に1-6、参議院議員通常選挙執行経費についてご説明いたします。

予算総額は5,862万8千円でございます。

経費の内訳は事業説明書、下段の表に記載しておりますが、投票所経費につきましては、当日投票における投票所の管理者と立会人の報酬、事務従事職員の時間外勤務手当、投票箱送致タクシーが主なものとなります。

期日前投票経費につきましては、管理者、立会人の報酬及び従事職員の時間外勤務手当、会計年度任用職員の報酬等、人件費が主なものとなっております。

開票所経費につきましては、開票事務に従事する職員の時間外勤務手当の他、開票作業のさらなる省力化と正確性の向上を図るため、自書式投票用紙読取分類機の買い足しの経費が主なものとなっております。

自署式投票用紙読取分類機及び付属品の購入につきましては、521万4千円を計上しております。

こちらは、比例代表選出投票用紙の読み取りとして使用する予定にしております。

ポスター掲示場費につきましては、掲示板本体の購入費、設置及び維持管理撤去に係る委託料が主なものとなっております。

その他経費につきましては、投票所入場券の発送に係る郵送料と、選挙準備に係る職員の時間外勤務手当が主なものとなっております。

財源につきましては、通常国政選挙に係る経費は全額が交付金で賄われるところですが、開票諸経費の中で説明いたしました、自書式投票用紙読取分類機及び付属品の購入につきましては、この物品が国政選挙以外での地方選挙でも使用可能であるということから、その部分のみ交付率は9分の5となっております。

そのため、財源の内訳としまして、5,631万円が県を經由する国交付金から充当し、残りの備品購入予定の9分の4に相当する231万8千円につきましては、一般財源となります。

この選挙は、令和4年7月25日の任期満了となっております。

こちらも投開票日は任期満了日の30日以内となります。

現在、通常国会の召集日から考えますと、会期の延長がなければ7月10日と推察されます。その場合は、6月23日が公示日というふうに考えられます。

ちなみに6年前、平成28年ですが、6月23日を公示日としたところ、その日は沖縄戦の戦没者を追悼する慰霊の日ということになっておりまして、遺族の方々に配慮しまして、前日の22日が公示日となっております。

事業説明書には公示日を7月24日と記載しておりますが、これは通常国会が延長された場合、そして任期満了日を考慮して、最大限の日程ということで記載したところでございます。

最後に、両選挙で共通する内容につきまして、事業説明書の4番、アクションをもとに3点ほどご説明いたします。

一つ目は投票しやすい環境づくりについてです。

昨年11月の決算特別委員会、総務企画分科会におきましてご指摘のございました、期日前投票の充実については、今回の選挙から、タカヤナギイーストモール、イオンモ

ール大曲、それから支所での期日前投票所の開設初日をこれまでより2日間前倒しして8日間とすることで、土日の開設日を増やし、投票機会の確保を図ることといたします。

また、市議選及び衆院選で新たに取り組んだ移動期日前投票所につきましては、未実施の高等学校、それから支援学校、そして新たな地域での開設ということを検討しております。

ただ、学校につきましては、行事予定、選挙権を持つ生徒の数、それから居住地の構成などありますけれども、学校によって当然異なることから、巡回の可否につきましては、各校に意向調査を実施した上で、決定することとしております。

二つ目は管理執行体制の整備でございます。

選挙事務水準の低下は、事務の停滞や不適切な事例の発生を引き起こし、場合によっては有権者の投じた貴重な票が無効となり、選挙に対する有権者の信用が失墜してしまうことになりかねないため、全従事者がその職責の重大さを自覚し、確実な引き継ぎができる体制の維持に努めてまいります。

また、未だ新型コロナウイルス感染の収束が見えない状況の中で、有権者の投票所における安全かつ安心を確保するため、おとし作成いたしました感染予防マニュアルの見直しを行いまして、十分な対策を講じる体制の整備に努めてまいります。

三つ目は、令和3年度の当初予算事業説明書には記載しておりましたが、中学生に対する主権者教育リーフレット、それから啓発物品の配置についてでございます。

より若いうちから選挙・政治に興味を抱いていただき、18歳になり選挙権を得たとき、抵抗なく投票所に足が向くよう、当委員会が独自に選挙に関するリーフレットと生徒会選挙の実施方法を記載した冊子を作成して、2月に市内小中学校へ配布したところでございます。

以上の取り組みを通して、投票率の低下を食い止めるとともに、適正な選挙の執行に努めていくものでございます。

これで、選挙管理委員会所管の令和4年度当初予算の説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜われますようお願いいたします。

○委員長（橋村誠） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、小松委員。

○委員（小松栄治） ちょっとお聞きしますけれども、花館財産区議会議員の人数が16人で書いているんだけど、それはいいんだけど、有権者はすよ、どうやって決め

てるもんなんだがな。範囲ってあるもんだげ。そのあたり分からないもんだから。なぜかってばすよ、出入りが激しいようだすおんだす。見れば。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋幹彦） 当然、花館地区に、まず当然いるということですから、昭和29年に生まれた人が該当になっているということをやっています。

○委員長（橋村誠） はい。

○委員（小松栄治） すいません。分かりました。なしてがって、聞いたのはすよ、知人がいっぱいいるもんだからね。そして、亡くなったいづ、高齢者いろいろ、関係で、我々その人から聞いております。始終会ってますのでね、たぶん、有権者が変わる事態はあんた方で把握してるおんだべがなって思って、それでだったす。

○委員長（橋村誠） 他にありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 県議選、そして参議院選挙。コロナ納まってればいいんですけども、いずれコロナの診断を受けて自宅療養、あるいは自粛というふうな医者からの指示だとか、あった場合の方の、まず投票行動はどのように行うのか。これまでの郵便投票だとか、あるいは不在者投票というようなやり方で十分可能な部分があるはずだと思うんですけども、そういう場合を想定した対策はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○委員長（橋村誠） はい、局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋幹彦） 郵便投票については、昨年の衆院選から国のお達しがあって、療養施設だとかではまずやるということをしてしておりますが、今の第6波の関係で自宅療養者が多いということについては、特別あの県選管からも特段、まだ何も来てないです。

我々もちょっと、何となるのか定かじゃなくて、いずれあの、参議院選が夏ですのでその場合には当然何らかのことがあると思うので、その時はちょっとお知らせさせてもらいたいと思いますので。

（「はい、わかりました。」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） はい。他にありませんか。はい、秩父委員。

○委員（秩父博樹） 移動期日前投票所、その前回やっての結果の分析っていうか。確かうちの方さ近い地域でも、あの鎌見内あたりかな…違うっけか、やったようなちょっと

記憶あるんですけど、その辺。要はそれで実際、投票率の向上とかにつながったのかどうとか、ちょっとその辺どういうふうに分析されているのか教えてください。

○委員長（橋村誠） 局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋幹彦） 中仙地域の話だと思うんですけど…ですよ、全体の話ですか。

（雑談あり）

○選挙管理委員会事務局長（高橋幹彦） はい、移動期日前につきましては、まず高校2カ所、それから公共交通の通っていない所ということで、大曲蛭川地区とそれから中仙の清水万願寺2カ所ということで、計4カ所で開催させていただきました。

高校につきましては、やっぱり、新聞にも教頭の声が載ってましたけども、今までやっぱり部活があったりなんだからってということで、やっぱり行けないということで、来てもらって助かったということで。確かに、生徒の数からいけば少ないかもしれませんが、先ほど言ったように各校で大仙市内に通ってる、住所が、通ってる学生って、ちょっと違うので一概に良いのか悪いのかって言えませんが、ただ我々も、学校はもうこれ非常に来てもらってよかったと、我々は当然までに行ってよかったというふうには、認識を持っています。

ただ地域におきましては、市議会の時にはちょっと平日に行ってしまったので、実際少なかったってば少なかったんですけど、衆院選は日曜日に設定しましたので実際、平日に行けなかった人方、仕事をしてると、もしくは普通の期日前も行けないという方々が、来られて良かったという話はまずその場で聞いております。人数的には、我々のその地域だけって限定的ですね。実はここは誰でも投票できるっていうことにしているので、その清水万願寺地区だけが、どうこうっていう話をしてなかったのが全体的には低いかもしれませんが、需要的にはあったというふうには認識しています。

（「分かりました。」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） なければ、選挙管理委員会事務局に関する質疑を終結いたします。

○委員長（橋村誠） 次に、総務課の所管する予算の説明をお願いします。伊藤次長。

○総務部次長兼総務課長（伊藤公晃） それでは、令和4年度当初予算、総務課所管分について説明申し上げます。

資料ナンバー1-1、総務部の当初予算概要の方をお開きいただきたいと思います。
当初予算概要の資料1ページになります。

項目が多数ございますので、前年度と比較いたしまして、予算額が100万円以上増減があった主な事業について説明させていただきます。

はじめに、上から2段目、職員研修及び厚生費についてでございます。

当初予算額1,550万円、前年度と比較いたしまして397万4千円の減となっております。

本事業ですが、職員の研修や健康診断経費に係る経費を計上しておりますが、減となりました主な理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に予定しておりました階層別の職員研修、これにつきましては毎年新しく管理職、それから副主幹、主査、主任とこれらに昇格しました職員を対象にしまして、それぞれ行う研修であります。これを実施できなかったことにより令和3年度に延期をして、まとめて実施したことから、平年ベースに戻る令和4年度では減になるというものでございます。対象職員数のみの減であり、実施内容については何ら変更はございません。

なお、昨年、決算委員会の際、安達議員の方からご指摘ございました職員の質を高めるための研修につきましては、これまでの研修に加えまして、新任の主幹を対象としたリスクマネジメント研修、採用2年目の主事を対象としたクレーム対応力研修、管理職を対象としたハラスメント法の研修など新規の研修を計画しております。それぞれ職階に応じましたスキルを身につける研修を一層充実させております。

次に一つ飛びまして、上から4段目になります。

総務一般管理費でございます。

当初予算額1億3,814万7千円、前年度と比較しまして3,527万2千円の増となっております。

全体的な職員数の減により組織の業務に応じた人員に対しまして正職員を配置できなかった課・所・室などにおきましては、その代替として会計年度任用職員を任用して対応することとしたことから、人件費相当額が増額となるものでございます。

この他、国の地域活性化企業人制度を活用しまして、本市のシティプロモーションの強化やウィズコロナ、アフターコロナにおける観光コンテンツの開発などの地域課題へ

の解決に多様な経験、実績を生かしてもらおう人材を民間企業から受け入れる経費を新たに計上しております。

また、昨年、第4回定例会で一般質問の際に答弁しておりますが、国の地方創生人材支援制度を活用し、地方創生に取り組む市町村に対する業務や行政手続きのデジタル化に関する企画立案、またデジタル化の取り組みに対する助言・指導ができる専門的な人材、これらに係る経費も新たに計上しており、これら専門的知識を有する人材の配置の増により、前年度比増となっておりますのでございます。

次に資料の2ページをお願いしたいと思います。

上から2段目の図書購入費及び文書集中管理費についてでございます。

当初予算額3,278万円、前年度と比較して343万8千円の減であります。

庁舎内で使用しますコピー用紙や郵便料、OA機器のパフォーマンス量などを集中管理している経費でございますが、これまでのタブレット導入などによるペーパーレス化の取り組みの他、4月から起案文書等を電子決裁に切り替えるため、これまで以上に用紙代あるいは印刷経費を縮減できることから減額となったものでございます。

以上が、前年度と比較しまして100万円以上増減のあった、主な事業課所管分の当初予算となります。

次に、一般会計におけます職員人件費についてご説明いたします。

資料の方は資料ナンバー4、当初予算書の122ページ、サイドブックスにおきます125ページ、一般職の給与費明細書（総括）をご覧いただきたいと思います。

よろしいですか。

122ページ、サイドブックスで125ページになります。

はじめに、一般会計における職員数でございますが715名、再任用及び会計年度任用職員の短時間勤務職員数、括弧書きで記載しているものですが663人、合わせて1,378人、前年度比で89人の減でございます。

また、一般会計におけます職員人件費の総額は、この表の一番右側の合計欄になります。括弧書きの数値、それから下段の数値を合わせたものということになりますが、64億7,420万2千円で前年度比5億297万3千円の減となっております。

職員数の減につきましては、正職員におきまして新規採用職員の採用辞退の他、再任用職員におきましては、任期満了前での退職。会計年度任用職員につきましては、各選挙におけます事務従事職員の減などによるものでございます。

人件費が減となる大きな理由につきましては、令和4年度から制度改正となります退職手当に係る負担金の減によるものでございます。

はじめに、退職手当負担金の普通負担金と呼ばれるものがございますが、これにつきましては基準日への給料月額に乗じて納付するものですが、一般職の職員に係る負担率が減になることにより、前年度比、約1億8,000万円の減となるものでございます。

また、調整負担金と呼ばれるものもありますが、これにつきましては普通、負担金で負担する部分を各自治体で負担し合うものとなっております。

これまでの制度では、前々年度までに市が市町村総合事務組合に納付した負担金の累計額、これが組合の方から市に支給されました退職手当の総額、これを下回る場合にその差額を率に乗じて納付するというものでしたが、令和4年度からは賦課基準が「前々年度まで」にから「前年度まで」に、また負担率も現に変更となっております。

このため、前年度まで当市がこれまで納付した金額が、支給されました退職手当額を上回っているということから調整負担金は発生しないということになりましたので、前年度比、これにつきましては約3億円の減となること、これらが要因となって人件費総額が大きなマイナスとなっているものでございます。

以上、総務課所管分の当初予算について説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（橋村誠） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、安達委員。

○副委員長（安達成年） まず最初に、昨年お願いした職員研修、大変ありがとうございます。まだ、職員の質が上がれば、市民にとって大変いいことだと思うので。ということと、ちょっとお聞きしたいのは、職員の昇給・昇格ということで、それは別に口挟むどがでなくて、職員名簿ってまずあるども、うちらももらってらすでも、要はさっき専門性持たせた職員もあれだよという話が出てきた中で、まず市の職員も当然その建設部さは技師どが、で、技師の方も、例えば建築部門とか土木部門ともいえるだろうし、で、当然福祉さは福祉の社会福祉主事どがケースワーカーどがいるだろうし、それから教育委員会さはそれぞれ社会教育主事どが、そういう専門性を持つてる職員方がいるすね。当然アーカイブズであれば、学芸員の資格を持つてる人方もいるだろうし、そういう方々をどうやって、まず見分け付けるどがうちらは分かんねども、職員名簿とがさ

は、そういうのってうだわれねもんだのが。個人情報だどへばそうだでも、やっぱりそういう専門性持だせだ中でいろんな、福祉なら福祉、アーカイブズならアーカイブズもだろうし、自分方がすよ、お金をかけでもらってきた修士課程とか博士課程とかを取ってきた方が学芸員でいだりした時に、そういう評価どがって、人事評価もやっていることだろうし、そういうのってどういうふうな評価をして、職員の研修どが質を高めるやぶさやってるのかってやぶ、ちょっと聞きたいんですでも。

○委員長（橋村誠） はい、次長。

○総務部次長兼総務課長（伊藤公晃） 安達議員のご質問にお答えいたします。

まず取得してる資格っていいですか、それについて名簿に載ってるのは事務職、あるいはその技師、それから例えば栄養士、保健師…、原則そういったことしか載せてはおりません。で、実際その方々をどうやって把握するかというと、実は当然、入所いただくときに資格を書いてくださいっていうのと、あと毎年、人事異動を行ってますけども、その時にご自分が持っている資格、これを新たに取得した場合もございますので、そういったことも含めて、全部記載していただくようにしております。

それを見ながら我々も、生かせる部署になるべく付けるというようなことで考えて配置しているつもりです。

職員の研修ということですがけれども、研修あるいは評価ということですがけれども、当然、所属長が一番近くで見ていることですから、そういった評価は当然あるでしょうし、持っている資格、これ生かさない手はやっぱりないので、いろんな研修、自分で例えば行きたいですとか、あるいは講師として呼ばれるといった方も中にはいらっしゃいますので、そういった機会はどんどん利用してもらおうということで、我々は許可してますって言いますか、通常の業務の延長というような形で能力を高めていただくことには何ら反対はしてませんので、そういったことで力をつけてもらっているという現状でございます。

○委員長（橋村誠） いいですか。はい、安達委員。

○副委員長（安達成年） それって評価した時に、差付けてらすべ。当然、今給料さも反映させでるし、ボーナスさも反映させでらわげだすべった。人事評価として、それをそういうのでちゃんとやっているのが。恣意的な上司の判断だけでやっているのか、それをきちんとやっているのか、平等性を持ってちゃんとやっているのがって。

○委員長（橋村誠） はい、次長。

○総務部次長兼総務課長（伊藤公晃） 議員の質問にお答えいたします。

それぞれの長が評価をして、二次評価ということで各部長が行うというような段階を踏んでの評価となっております。当然その恣意的なことではなくて、実際にどういった能力だったのか、あと業績だったのかということは当然その長が判断した上でやることですので、かなりやっぱり差は出ます。

中には、やっぱり良い評価もらう方も当然いますので、その方については、給料は通常の上げ幅よりもさらに上げると、そういったことは毎年数名出ておりますし、評価が低い方についてはその逆というようなこともあります。それは正當にやっているつもりでございます。

○委員長（橋村誠） 他に質疑ありませんか。はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 総務一般管理費で、今ちらっと見だっけ、総務一般管理費で地域別の内訳見でらけど、神岡6, 000円、西仙北7, 000円、南外が244万7千円って、この差って何ですか。

○委員長（橋村誠） 次長。

○総務部次長兼総務課長（伊藤公晃） 鎌田委員のご質問にお答えいたします。

金額的にあまり多くない何千円とかっていうのは、これ職員の管内の旅費、旅費をそれぞれの支所で持ってますので、その分をまず計上させていただいてると、南外については、ここ大型の運転手さん、これちょっと特殊で、南外でしかちょっと置いてないもんですから、その1人分の経費、それを南外の支所には置いておるということで、それ以外にない、ちょっと違った予算の持ち方してるので、それで差が出ているということでございます。通常は職員の旅費しかないんですが、ここ大型の運転手さん1名分を持っておるということで、そこで差が大きく出てるっていうことです。

○委員長（橋村誠） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） ちなみにですよ、西仙でも再任で、単労職いるんだけど、あの人だっけ大型持って運転してらんだすべ。そんたいづの絡みは何となってるんだすかへば。

○委員長（橋村誠） はい、次長。

○総務部次長兼総務課長（伊藤公晃） 鎌田委員のご質問ですけども、西仙北にお勤めの方は、再任用職員ということで、人件費に入っているんで、ここの科目には入っていないということ。予算の置き方がちょっと違うということ。

○委員長（橋村誠） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） わがった。それがらもう一つ、大変聞きにくいども、なぜかうちの職員があまりにも事故よげぐて、申し訳ねども、もう4回も起ごしてる人いで、これ何とがよ、配置転換とかやっぱ適性がないのかな…、運転手の適正がないのがなど思って、そこあたりよ、配置転換ってあんまりここで言うやづもおがしども、ちょっとひどいんでねがなど思ってらんだ。そごあたり何と感じでらすか。

○委員長（橋村誠） はい、次長。

○総務部次長兼総務課長（伊藤公晃） 鎌田委員のご質問にお答えいたします。

同じ職員が何回もということで大変申し訳なく思っております。今委員がおっしゃったように、我々としても、ちょっとこのままだと…と思っておりますので、それを十分ちょっと、我々の中で熟慮しながら、そういった方面についてもちょっと考えていきたいというふうに思ってます。充分配慮したいなというふうに思ってます。

○委員長（橋村誠） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） いずれ配慮したところで分からないけれども、ちょっと4回ってば、ちょっとよ、ちょっといかなものかなと思ってるし、なるべく早く運転しなくてもいい職種に代えてやるやづが恩情でねがど思ってます。

○委員長（橋村誠） 次長。

○総務部次長兼総務課長（伊藤公晃） 鎌田委員の質問にお答えいたします。おっしゃる気持ちが、重々よくわかりますので、なるべくそういった、もう事故がないような部署にですね、異動させるような方向で考えたいと思ってます。よろしくお願いします。

○委員長（橋村誠） 他にありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 総務一般管理費というふうなことで、会計年度職員の人数、トータルで、まず前年に比べて六十数人減じられてたように、計算しますとかなり減ってるなというふうに思っているんですが、一般職員については、わずかな増というか、そういうふうなことのようですけども、なんかこの会計年度、先ほど選挙うんぬんかんぬんっていうふうな話がありましたけれども、いわゆるこの会計年度職員がいっぱい配置されてる課なんかもあるわけですけども、そういう中で業務のこの見直しというふうな中で新たな民間委託だとか何とかっていうふうなことを考えてるんでしょうか。もしあったとすれば、私はあんまりこう、ちょっと問題もあるんじゃないかなというふうに思いますので、確認の意味でお聞きします。

○委員長（橋村誠） はい、次長。

○総務部次長兼総務課長（伊藤公晃） 佐藤文子委員のご質問にお答えいたします。

会計年度任用職員の減、人数の減ですけれども、先ほど説明しましたように、ほとんどが…、令和3年度は選挙が多かったです。令和4年度はありますけれども、少なくなりました。そういった関係で、選挙につきましては事務職員、これがまず減のほとんど、9割方占めているということで、業務がどうこうということじゃなくて、あくまで事業がなくなったので人もいなくなったというようなことでございます。

それから、その業務の委託化っていいことですが、我々、通常行っている業務も然りなんです、これについては今年度、その業務量調査というものを行いまして、どれが自前でやらなきゃいけないのか、あるいはどれが民間に委託できるものなのかという分類までやっております。これを踏まえて、こういったものは委託しましょう、ですとか、やめましょうですとか、そういったことは当然考えていかなきゃいけないと思っています。

その他、今回の一般質問の答弁でもありましたけれども、児童クラブですね。そういったことですね、受け皿があるのであれば、そういった方向もやっぱり考えていかないと、経費だけがかさむというようなこともありますので、民間の力を借りていい方向に進むのであれば、児童クラブに関わらずですね、いろんなことを洗い出して、民間委託するのも一つの手ではあるというふうには考えております。

○委員長（橋村誠） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 広報などにも放課後児童クラブの支援員の、まず、募集をかけておりましたけれども、今まで会計年度職員という扱いをやって、かなりやっぱりこの放課後児童クラブの実施責任は、やっぱり市にありますので、安易に地元で見てもらえる人がいればそこというふうな、そういう捉え方をいろんなこの分野に広めるというふうなのは、私は問題あると思って、いつもいるんですけれども。結構、この児童クラブ、支援員などでちょっと感じたものですから、その児童クラブの支援員につきましては、あれですか、そうしますと会計年度職員なんでしょうけれども、任命はあくまでも市の福祉事務所長、市長なんですか、あれは。誰が任命してやっています。

○委員長（橋村誠） はい、次長。

○総務部次長兼総務課長（伊藤公晃） 市長になります。

○委員（佐藤文子） それは今も変わらないですね。はい、まず分かりました。

○委員長（橋村誠） 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（橋村誠） なければ総務課に関する質疑を終結いたします。ここで、当局説明員の交代に伴い、暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 4 6 分

再開 午後 1 時 4 8 分

○委員長（橋村誠） それでは、これより審査を再開します。次に、秘書課に関する予算の説明をお願いします。熊木秘書課長。

○秘書課長（熊木雄一） 秘書課の熊木です。よろしく申し上げます。同席の職員をご紹介します。秘書班の近藤主査です。

それでは、令和 4 年度一般会計当初予算のうち、秘書課に係る予算についてご説明申し上げます。

説明資料は、令和 4 年度当初予算概要、3 ページをご覧ください。

はじめに、2 款 1 項 1 0 目 1 0 事業、秘書管理費についてであります。前年度より 8 万 9 千円減の 4 6 1 万 7 千円となっております。

この秘書管理費は、市長・副市長の公務執行に要する経費や事務費等で、その約 7 割が旅費となっております。

令和 4 年度につきましては、ウィズコロナを見据え、国機関等への要望活動やトップセールスによる企業誘致活動などを積極的に進めてまいります。

次に、2 款 1 項 1 5 目 1 1 事業、市長交際費についてであります。

市長交際費は、市長・副市長が市を代表して、外部との交際や交渉を行うための経費であります。前年度より 1 2 万 2 千円減の 2 3 0 万 8 千円となっております。

最後に、2 款 1 項 1 4 目 5 0 事業、秘書費負担金についてであります。

内訳は、全国市長会分担金と秋田県市長会負担金の二つであります。前年度より 2 千円増の 2 0 1 万 9 千円となっております。

以上、秘書課関係の当初予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（橋村誠） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） あ、の、課長よ、市長交際費ってよ、なしてこれ減額するもんだ。減額せばかっこいいがもしれねでもよ、今市でやろうとしている企業誘致どが、いろんた事業あるね。率先して市長行ってよ、これさな50万も足してよ、やってもらわねば困るべったこれ。これ簡単にへば市長が安くして、交際費も…世の中よ、悪いどもだ、ちよつとこごで言い方、適当でねがもしれねでも、トップセールスって当然飲食を伴うごどだすべった。当然経費どして認めでよ、やっぱり増額でも補正でもいいんだでも、当初でガバツと付けでおがねばよ、もっと俺な付けでおいだ方がいいと思う、私は。頑張ってけれ。財政課長いねが。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○秘書課長（熊木雄一） 鎌田委員のご質問、大変激励の言葉ということでありがとうございます。

まずもってですけれども、やはりウィズコロナということで会議の形といいますか、いろんな形になってまいりました。あの、対面だけでなくですね、書面表決だったり、オンラインの会議というのも増えてきましたので、そういった意味合いも含めまして、今年度このような予算にしておりますけれども、今後、ウィズコロナを踏まえて一度経験してみてですね、来年度の当初予算にまたつなげさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（橋村誠） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） なでかでそう言うど思ってた、今、コロナって言うど思ってたでも、コロナコロナで、まあそれしょうがない、今の世の中はそれだつてばそれで終わりなだけで、率先してよ、隙間見で歩いていかなければ、出がげでいかなければ、やっぱりこれトップ交渉していがねねすべ。やっぱりこれ秘書課で思い切っお願いして、部長もいることだから、やっぱり増額してやったつて、誰も議員の人方、反対する人いねど思うよ。やっぱり頑張ってもらわねば困る。よろしく。

○委員長（橋村誠） はい、総務部長。

○総務部長（舛谷祐幸） 鎌田委員、大変ありがとうございます。やっぱりあの、トップの交渉っていうのは非常に大事だと思います。まず今、予算はこうなってますけれども、予算に縛られることなく、どんどんやっぱり市長には出て行ってもらって交渉してもらいたいと思いますので、足りなくなった時は補正つてことで、どうかよろしくお願いたします。

○委員長（橋村誠） 他にありませんか。

（質疑する者なし）

○委員長（橋村誠） なければ、秘書課に関する質疑を終結します。

○委員長（橋村誠） 次に、契約検査課の所管する予算の説明をお願いします。高橋契約検査課長。

○契約検査課長（高橋浩太郎） 契約検査課の高橋です。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日同席の職員を紹介いたします。入札契約班長の佐々木主幹です。工事検査班長の進藤主幹です。よろしくお願いいたします。

それでは、契約検査課の令和4年度当初予算案につきましてご説明申し上げます。

資料につきましては、令和4年度当初予算概要の10ページをご確認願います。

2款1項1目14事業、契約検査費についてであります。予算額は415万5千円で、前年度比で107万4千円の増額となっております。

予算増の理由といたしましては、秋田県公共事業執行管理システム負担金、いわゆる電子入札システムの共同利用負担金が111万2千円の増額となることによるものであります。

電子入札システムにつきましては、秋田県と県内市町村が共同利用しているもので、経費につきましては、構成市町村の前年度の人口割により案分してございます。

現在、当市のほか、由利本荘市、男鹿市、鹿角市、横手市など、10市3町と秋田県との共同利用により運用されているところでございますけれども、新年度、令和4年度からは、小坂町が新たに加わることでございます。

負担金額は当初予算額の大半、約86パーセントを占める356万5千円を計上してございます。

この他の契約検査費59万円につきましては、当課の事務経費でございまして、コピー機の賃貸借費用35万4千円その他、優良建設工事表彰の事務経費6万円などを計上しております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（橋村誠） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（橋村誠） なければ、契約検査課に関する質疑を終結いたします。

【総合防災課】

○委員長（橋村誠） 次に、総合防災課の所管する予算の説明をお願いします。佐藤総合防災課長。

○総合防災課長（佐藤大） 令和4年度、当初予算のご説明に入る前に、先ほど午前中に補正予算のご質問、秩父委員からのご質問で、AEDの動作確認について、ちょっとこの場をお借りして、一部訂正と補足説明をさせていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

○委員長（橋村誠） はい。

○総合防災課長（佐藤大） 今回この、我々が導入したこの機種のリチウム電池の使用期限というのが、先ほど3年という説明をしてしまいましたけども、実際には5年以内とされております。

実際、市の契約におきましては、4年を迎える前に、受注者によって交換をしていただくというような内容になっております。で、これによって実際に電池が切れることがないようにリース契約というような内容になってございます。

ただ、やはり機械ですので、日常点検が必要であるということから、この機種にはですね、セルフテストによる動作確認機能というのが付いております。

これによって定期的な動作確認ができるということと、あとは電池が切れた際にブザーが鳴って知らせるといったような機能もございます。

あと、目視による確認ということで、常時ランプがですね、点滅しているということで、こういったことを確認いただければ、適正に動作するということが通常確認できることになっております。ただ、実際に確認するのは施設等の職員でございまして、この自主確認につきましては、実際に導入時に設置する施設の職員にメーカーの方から説明はされておりますけども、人事異動等で職員が交代するというようなこともございまして、今一度、施設の管理者や担当者に向けましてこのことを周知して定期的な点検を行っていただくようお願いをしてみたいと思っております。以上です。

それでは、議案第40号、令和4年度大仙市一般会計予算のうち総合防災課所管に係る金額の大きい事業と主要事業の歳出につきまして、当初予算概要及び主な事業の説明書に沿ってご説明申し上げます。

当初予算概要の11ページをお開き願います。サイドブックス、12ページでございます。

はじめに、ナンバー5の大曲仙北広域市町村圏組合消防費負担金につきましては、予算額13億5,692万4千円で、対前年度比1億1,701万円の減でございます。

これは広域消防に委託している常備消防の人員費や車両更新費、施設の修繕、改築費などに充てられる負担金で、今年度は角館消防署の大規模改修などが実施されておりましたが、来年度は消防ポンプ車の自動車や救急車の更新などが予定されております。

次に、ナンバー8の消防団管理運営費につきましては、予算額2,399万円となります。

これは消防団の訓練・会議等の費用弁償の支給や、被服・装備品の給貸与など、団員が円滑に活動できる環境づくりを目的としており、これまではLEDヘッドライト、雨ガッパの装備などの他、今年度は長靴の一斉更新などを行ってまいりました。

来年度は、先ほど説明いたしました費用弁償の見直しを行いますが、装備品の一斉更新、一斉購入などの予定はないことから、予算額は本年度と比較いたしまして789万1千円の減となります。次にナンバー11の消防団音楽隊管理運営費につきましては、予算額739万1千円となります。

消防団音楽隊につきましては、昨年7月から隊員の募集を開始し、現在56名の団員が集まっております。また、楽器の購入も終えており、4月から正式に練習などの活動を開始する予定となっております。

来年度は、制服等の購入を行い、コロナの状況を見ながら練習を重ね、秋頃にはデビューできるよう準備してまいりたいと考えております。

次に12ページのナンバー16、消防施設設備整備費につきましては、後ほど主な事業の説明書でご説明申し上げます。次にナンバー19の水害対策費につきましては、予算額が971万2千円で対前年度比144万6千円の減となっております。

この事業では、主に内水氾濫用として導入しているポンプの購入や維持管理の他、昨年7月に配備いたしました大型排水ポンプ車の管理委託などを行っております。来年度

は、内水排水用として可搬式エンジンポンプ4台の導入を予定しており、南外地域に2台、太田地域に1台、仙北地域に1台を配備する計画となっております。

水害対策については、国、県による築堤工事が徐々に完成に近づいておりますので、今後も国・県と連携しながら、過去の浸水被害の原因や状況に合わせて、個々に効果的な対策を講じていけるよう取り組んでまいります。

次に、資料、主な事業の説明書1-7ページをご覧ください。タブレットでは9ページとなっております。

消防施設設備整備費につきましては、予算額が2,907万4千円で、対前年度比5千円の減となっております。

この事業は、市民の生命・財産を火災や災害から守るため、消防団が万全の体制で対応できるよう、消防施設資機材を計画的に更新整備していくことを目的としております。

また、平成28年の消防団再編により、余剰となった格納庫の整理も行っており、今年度までに66施設について解体や払い下げ、用途変更などを実施しております。

令和4年度は積載車4台の更新を予定しており、西仙北地域に2台、中仙地域に2台を配備いたします。

積載車の更新につきましては、これまで更新した車両の平均走行距離が概ね1万キロ前後であり、まだまだ走行できる状態にありましたが、故障時の部品交換など、対応ができなくなることから20年をめぐりに更新することとし、資料下段にございます積載車更新計画に基づき、更新を進めております。

次に、次のページ、資料1-8ページ、災害に強いまちづくり事業費をご覧くださいと思います。

予算額は344万5千円となっております。

この事業は、地域防災力の向上を目的とし、自主防災組織活動の促進や、避難所環境の整備を図るものであります。

主な内訳につきましては、各活動促進のための経費といたしまして、地区防災マップ、あるいはマイ・タイムラインの作成、防災訓練の実施、資機材購入費用などを助成し、組織活動の活性化を図るものでございます。

現在、コロナの影響により、積極的な活動ができない状況ではございますが、アフターコロナを見据え総合防災課及び支所の防災担当が一丸となりまして、地区防災マップ

とマイ・タイムラインの作成が全市的なものとなり、災害時の共助による避難体系が確立できるよう、しっかりと推進してまいります。

また、避難所環境の整備といたしまして、現在、避難所として体育館のみ使用しております旧西仙北西中学校につきましては、未使用部分の空き教室についても避難所として活用できるよう、不要となった机・椅子等の処分や施設の清掃・ワックス等、避難所として活用できるような環境整備を行ってまいります。

次に、次のページ1－9、空き家対策費につきましては予算額3,049万5千円で、当初予算ベースでは、対前年度比2,486万3千円の増となっております。

この事業では、従来の危険な空き家のみを対象とした解体補助金を拡充いたしまして、昨年7月より老朽空き家や跡地利活用を計画とされている方にも補助金を交付することとし、本年度は2回にわたり計4,300万円の補正をお願いしております。

本年度末までに、約70棟の空き家について解体が行われる見込みとなっております。来年度も引き続き、40棟以上の補助金による解体を目指し積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、一昨年から実施しております空き家管理サービス事業者登録制度につきましては、現在17業者の登録があり、63件の空き家が契約されております。

今後も空き家の適正管理につながるよう、所有者への制度周知について取り組んでまいります。

さらに来年度は、市の空き家対策についての総合的なパンフレットの作成を計画しており、高齢者世帯や福祉施設への配布を予定しており、空き家等の空き家となる前の段階から、空き家対策等の啓蒙^{もよう}に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、来年度を予定しております主な事業につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（橋村誠） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、小笠原委員。

○委員（小笠原昌作） この空き家対策なんですけども、うちの方みだいに、本当に誰も家族もいない。そして、今日みたいに雪がものすごい降ってきて、本当にまず自然体でばんがりいぐど。こういうふうになった場合、どごさも相談することもない。それで家族を探して、東京どがどっかに行ったりする人もいるんだけども、こういうふうなよ、本当に限界集落の空き家対策っていうのは、なんとふうにあれだもんだすか。予算どが

よ、そういう問題も関係なく、対応っていうが、誰もいない、住んでる人ももちろんいないけれども、そういうのなんたふうに対応してるもんだすか。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○総合防災課長（佐藤大） 小笠原委員のご質問にお答え申し上げます。

ご質問のそういった空き家、所有者が見つからない空き家の対応につきましては、基本的には所有者に対応していただくというのが原則でありますので、所有される、相続される方々の追跡調査というものを我々で実施しております。ただこういった昨年度のような大雪ということになると、その持ち主が見つからない、倒壊してしまうというような恐れがある場合につきましては、冬期間、臨時雇用をしております会計年度任用職員の方々に緊急的な危機回避対応ということで、屋根の雪を下ろしていただいたりということは実施しております。

ただ、やはり原則、所有者に対して、対応していただくということがありますので、基本的にはそういった対応。最終的には所有者が1人もいないというような状況になった場合には、当然近隣の利用状況等を見まして、市による略式代執行ということもございますけれども、その中の段階で今の状況としてはやっぱり共助に従うということで、自治会がですね、解体できるような補助制度もありますので、そういったものも活用しながら、自助・共助の力で何とか解決していきたいと考えております。以上です。

（「わかりました。」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 災害に強いまちづくり事業費ということで、今回あるけども、実は何回も今まで話してきたけれども、さっきのその避難場所の件だけれども、今回は西仙の西中学校を整備してくれながら、これはこれでありがたいと思うけれども、その実際にこれは、地区名ってばあんた方分からないかもしれないけれども、強首地区の人たちがここに来るんだすな。してうちの方の大沢郷地区の人だちは大沢郷宿ってどごで、今の地区会館のどごで、避難場所なってるんだけれども、平成29年の大雨ではそごに行かれないんだよな。それ何回も話してるはずなんだよ。でもそれ何にも解消さねで、避難場所取り替えでけれって言っても、場所変えでけれって言っても、今まであれがら5、6年なっても何にも移動ないと。これどういったごどだ。それで今回この防災マップを作るといふ、大変良いごどだけれども、実態は何にも反映していないのではないのかということがまず一つ。

それど申し訳ない言い方だけれども、申し訳ないど、前もって言うわ、防災監っていだすべ今。何やってるもんだすか毎日。今まで、悪いけれども、郡山さんの時代は、前の人と比較するのもいかなものか、言葉適当でねがらちょっとごめんしてもらいででも、郡山さんは全部、大仙市内の避難場所、あど地形、いろんな場所に行っているいろんな現場見て、「鎌田さん、あっこなばこうこうこうだっけ、危ない」どが、あるいは「中仙さ行っても、こごこうでこうだっけ」どが。今の防災監は毎日何してらもんだすか。悪い言い方だよこれ。何にも見えてこないわけだ。防災の講演会どがってば、何か来て書いた紙っこ見でしゃべってるども、実態、何にも避難場所分がんねのよ、あの人は。大仙市の避難場所何カ所あるもんだすか。課長、大仙市の避難場所どして指定してる場所、何カ所あるもんだすか。

（「130施設です。」と呼ぶ者あり）

○委員（鎌田正） 130でもいい、その130カ所、全部分がれったって無理な話だけれども、少なくとも旧町村、旧地区単位で3カ所が4カ所あれば手一杯だね。そごあたりやっぱりきちんと防災監が把握していなければ、なんぼ防災マップだの何百万掛けでも無意味だ。もう少しよ、誠意持った対応してもらわなければ、地元の人たちは防災マップさ色鉛筆塗ったり絵の具塗ったりしたって何にもならね。して実際に水上がればそごに行げね、これ何回もしゃべってきた。それまだこごさ200万位の予算付けているようだけれども、こんたごどって何にもならね経費だ。まず課長、あんた方で西仙北地区で、まず見だごどあるすか。水上がって行がれねんだすで、避難場所。そご避難場所に設定して、防災マップつけで、戻して寄ごして、色っこ塗ってけれなんて、そんたごどやったって無意味だ。もう少しよ、ちゃんとしたよ、やるがったらいわゆる費用対効果も含めてちゃんとやらねばできね。それは今聞いてらった、こごの教室、西中学校の教室、机どが椅子どがって処分するつつつけども、これだってどごさ投げるの、どごさ処分するのだすか、その机どが椅子。というごどは、小笠原委員どちょっとしゃべってらったでも、旧土川小学校さ山なって積んでらいづ、机と椅子ど。こんたやづだってよ、処分さねば、何回も処分せばって小笠原委員も言ってきたでも、何回も、これあんた方どちょっと話違ってるがもしれねでも、言うどご違ってるがもしれないけれども、こんたごどちゃんとやらねば、本当何にもならね。

ただあど、土川小学校さ私は行ったごどないけれど、タヌキの学校だ、本当。

したがら、そんなごどやっぱり現場よ、あんた方ちゃんと把握して、予算組むごつたら、費用掛けるごつたら、掛がっただけの値あるような予算組みしなければ無理だど思うすよ、これ。これは課長、あんた方が率先して長靴履いて現場行って見なければだめだすよこれ。私もいろいろよ消防のこととか頼んだりするからあまり強いごども言えねども、こんなごどを一つずつ解決していくことがあんた方の、さっきの安達さんでねども、評価・査定さ結びつぐごどだど思うすよ。したら、ちゃんとやらねばだめだというごどがまず一つ。

それがらこの、避難場所の変更というのはどういうごどを考えているもんだすか。変さらについてはどごの、あんた方も地理分からなければ、例えば支所さ行って、支所の防災担当の職員、市民サービス課の職員ど一緒になって「ここ、こうだから、こうだつて」、そんな行動起こさねばだめだど思うすよ。何ただすか。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○総合防災課長（佐藤大） 鎌田委員のご質問にお答え申し上げます。

まず、避難場所の選定についてでございますけども、やはり鎌田委員の地元につきましては、主立った公共施設がないということもございまして、今指定してあります避難場所につきましては、水害時はちょっと避難できないような状況になっております。

ですので、西仙北支所と、市民サービスあるいは支所長とご相談させていただいて、とりあえずは29年度に避難していただいた、旧西仙北中学校、こちらの方をちょっと片付けて、手狭だったということもありますので、避難場所の拡大をしていきたいということが今回の予算の第一義です。

ただ、これだけで済むとは思っておりません。ですので今後につきましては、地元の方々とは密着した形でお話させていただいて、よりよい避難ができるようなスタイルを構築していきたいと思って、我々としては、やはり車中避難であるとか、そういった形の分散をしての避難なんていうことも考えておりますので、地元の方々が避難しやすいような形でマップを作っただけのようなアドバイスもいただきたいと思っておりますので、何とかそこら辺もご理解いただきたいと思っております。

○委員長（橋村誠） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） あの、現場見なきゃあんた方分からないべでも、俺は地元だからあえて言わせてもらうども、西中学校ももちろん良い場所だよ。私はそう思ってるよ。あそこさも全員入るわけでもないし、強首地区の人たちはあそごど、その他に強首地区の多

目的センターだっけが、あそこもあるわけだし、分散してやっぱり避難場所よ、今回中学校はトイレの改修やってけるがら大変ありがたいごどだけれども、もう少しよ、現場に合ったような改修してければ大変ありがたいごどだけれども、もう少し現場に合ったような、せっかく修理してよ、これも大切な話だけど現場で修理して、整備して、地域の人たちが使いやすいような避難場所を作ってもらわなきゃというごど。それから、もう1回言うけれども、あなたと一緒に防災監も回ってけれ。防災監、何にも知らねでよ。悪いども、俺ちょっと言葉悪いがもしれねよ、きつい言い方がもしれねども、防災監はよ、ただ講演するための防災監でねぐ現場分からねば防災監ってだめだど思うすよ。ちょっと俺きづいかな。

○委員長（橋村誠） はい、部長。

○総務部長（舛谷祐幸） 鎌田委員には大変ご心配をお掛けして申し訳ございません。

まず避難所の関係ですけども、これ西中学校だけではやっぱり手狭かと思いますので、例えばいわゆるアーカイブズですとか、そういうごごにも分散させて、住民の方々がまず安心して避難できるような、そういう体制を完璧とまではいえないと思いますが、やっぱりそこを新しく構築させてもらいます。それと、防災監につきましては、私の方からしっかり指導しておきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（橋村誠） いいですか。はい、秩父委員。

○委員（秩父博樹） 空き家等対策費の市債の中身、ちょっと教えてもらいたいのと、あとそれから、このトイレトレーラー、これ午前中もちょっと話し合った中で、今年の夏でしたっけ、導入予定で、これ災害のない普段の取り扱いっていうか、ただただこう何か格納しておくだけなのか、それとも何か有効活用する方法あるものなのか。それと、あとちょっと最後もう一つ確認の意味で、消防団の音楽隊、さっきあの説明の中で50数人ぐらいでしたっけ。ちょっと私の勝手なイメージの中で、結構多いなって思ったところですけど、これって大仙市の消防団のその定数に入るものなのか入らないものなのか、ちょっとその辺の考え方っていうか、まだ実動部隊と違う取り扱いになるのかなと思うので、ちょっとその辺、教えていただきたいです。

（雑談あり）

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○総合防災課長（佐藤大） 秩父委員のご質問にお答え申し上げます。

まず、空き家対策費の市債につきましてですけれども、こちらは過疎ソフト債ということで空き家対策の事業債を充当しております。

こちらはこの、国からの国庫支出金ということで、空き家対策総合支援事業の補助金というのが2分の1ございますので、これを除いた部分に対して100パーセント充当されるということで、そのうちの70パーセントが交付税措置算入措置となっております。

あと、トイレトレーラーの災害時以外の使用についてということですが、こちらにつきましては、屋外のイベント等で使用することも可能でございますし、そのあたりにつきましては他部署とちょっと協議をさせていただいて、災害に支障のない限り活用できるかどうかということをご検討させていただきたいと思っております。

音楽隊の定数ですが、現在、音楽隊56名おりますけれども、この定数につきましては、実際条例で定められている定数が1,375ということで、この中に含める形となっております。

○委員長（橋村誠） はい、秩父委員。

○委員（秩父博樹） はい、すいません。分かりました。せば、含める形っていうことは、あれか、ちょっと認識間違っていたらごめんなさい、この音楽隊が増員すれば増員することを、なんとなくだけど実動部隊が減少というか、だから現場に影響ないのかなっていう、もし含まれるのであれば、ちょっとその辺の考え方っていうか、はい。

○委員長（橋村誠） はい、佐藤課長。

○総合防災課（佐藤大） 秩父委員のご質問にお答え申し上げます。

消防団員の実数の現状ですけれども、実際は条例定数では1,375ということでございますけれども、実際に今、定員については80パーセント程度、1,000人をちょっと超えるか超えないかっていう人員になっております。

ですので、そこら辺の開きがある部分について、本来であれば、増加策を施して団員が増加するような施策もやっておりますけれども、なかなかその差が埋まらないということで、この差につきましては、条例改正をして定数を減らすということもあるんですけども、今の段階ではその一部分を音楽隊で充当というか、補っていくというような形ですので。秩父委員がご心配されております実動部隊が減少するのではないかとということでございますけれども、これに関しては実際ちょっと条例定数よりはだいぶ下がってきておりますので、影響が出てくるかということ、実際の活動には影響がないような形で団編成

をしておりますので、もしこれ以上、団員数が低下するようであれば、ある意味また再編をしなければならないということも将来的には考えております。以上です。

○委員長（橋村誠） はい、秩父委員。

○委員（秩父博樹） ちなみに確認で、定数1, 375。これ、いる分には何人いても、これ支障はないんでしょうけど、例えば1, 400とか1, 500とかいるっていうのは、何か不都合とかがってなかったのか、ちょっと確認の意味で。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○総合防災課（佐藤大） 秩父委員のご質問にお答え申し上げます。

消防団員の条例定数を超えるというのは全く問題ございません。ただ、予算的に消防団員に掛けますその共済費であるとか、そういったことの負担が増えてくるということだけですので、それについては何ら支障はございません。

○委員長（橋村誠） 他にありませんか。はい、安達委員。

○副委員長（安達成年） すいません。ちょっと柔らかな質問で申し訳ないすけども、その今の消防団員の募集どが、何とがつつう、増やすための方策どして、なんだが協力店だなんだがってやづ、募集したりしたすでな。あれって、俺中身分がらねくてあれだでも今何店ぐらいあって、その方々さ何た特典があって何とだがつうやづど、してもう1点、防災ラジオのメンテナンスの予算いくらか上がってますけども、防災ラジオの、何か一覧表みでんたやづあるすか。なんぼあったやつ、どこどこさ配ったりして、今何台残ってらどが、ストックがないどがつう、いずれその何かあったづぎに非常にね、放送手段としては大切な部分なので、その2点をお願いします。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○総合防災課長（佐藤大） 安達委員のご質問にお答え申し上げます。

まず1点目の、消防団員増加策として消防団協力事業所、あるいは消防団応援の店ということで、登録事業者を募集してやらせていただいております。この消防団協力事業所というのは登録件数25件で、そのうち総務省消防庁の事業所認定を受けているのが5件ということになります。

こちらに関しては、事業所当たりの一定の人数を超えると、認定になるということがございます。で、この消防団協力事業所に登録しておりますと、入札時の特典が受けられるというような形でございます。

あと、消防団応援の店というのは、こちらは登録件数46件でございます。こちらに関しましては、消防団協力の店の直接的なメリットというのは、そういった例えば飲食店であると大盛りサービス無料であるとか、居酒屋であれば最初のビールを1杯無料にするとかそういった、あとは割引ですとか、そういったことが消防団員が消防団員証を提示すると受けられるということで、消防団員を優遇するような措置です。

ただ、消防団員がこぞってそういった店を利用していただけると店の売り上げにもつながるのかなということでやらせていただいております。

あと、2点目の防災ラジオにつきましては、今ちょっと手持ちでは資料ございませんけども、どういった状況で1万あったラジオをどこに貸与してあるとか販売してあるとか、そういった集計表がございますので、もし必要であれば後でお届けさせていただきたいと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（橋村誠） 他に。はい、小笠原委員。

○委員（小笠原昌作） あの今、安達さんも言ったことと関連あるんですけども、実は消防団員不足だっちゅうことは前々から聞いていますが、公務員どか、それがら農協団体職員どか、それから女性の消防なんかも今いるようですけども、この大仙市の方はどういうふうな状況なもんだが、それちょっと教えてください。して、どういうふうに活用しているものか。教えてください。

それから、全く別ですけどもさっきの郡山さんの代わりの方、非常にご立派な方だと思うけども、郡山さんはこれまでもごくよくその防災のときのあれを回って歩いて教えてくれたけれども、本当忘れかけできてるがら、なんとが一つすよ、地域さ。29年のあの災害がらまたしばらくしまっている、災害は忘れたときに来るっちゅうからすよ。

何とが、そごのあたりもしっかりどお願いしたいと思います。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○総合防災課長（佐藤大） はい。小笠原委員のご質問にお答え申し上げます。

まず消防団員委員の団員数ということで、公務員の消防団員数ですけども…、県の方でも地元消防団に入団するように促進をしておりますけども、県の方の職員についてはちょっと把握はしておりません。で、大仙市の職員につきましては、およそ40名程度、職員が消防団として活動しております。また、女性消防団につきましては、現在本部あるいは支団付けとなっている女性消防団員が30人おります。あと、先ほど鎌田委員からもご指摘といたしますか、ご指導ございました防災管理監の業務・活動につきまして

ては、先ほど総務部長も申しましたとおり、地元根付いた活動ができるように私からも指導してまいりたいと思っております。以上です。

○委員長（橋村誠） 他にありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 水害対策について二つほどお聞きします。去年でしたか、全庁的に防災対策行動計画ですか、ああいうふうなのをまず発表されましたけれども、その中で田んぼダムを推進していくというふうなことで、4年度の応答予算では、農林部の方でわずかですけれども、まず付いてるようなんですけれども、基本的にはやっぱり水害対策防災部の方で、その状況を国民にやっぱり状況をつかんで、こういう機会に報告を願いたいというふうなことが一つですね。

そして、その田んぼダムにつきましては今後、何ちゅうか、田んぼの所有者との協議が整った部分から始めていらっしゃるんだと思いますけれども、防災課としてはどのように関わって協力を得られるようになったのか、現状と、まず課題についてお願いします。

もう1点はですね、実はこれは国交省、あるいは県の道路河川との関係が大きいと思いますが、やっぱりしゅんせつを進めていくというふうなことがずっと挙げられているんですけれども、なかなかそれが、しゅんせつが進まないというふうに感じているんですけれども、これはやっぱり国・県も挙げてしゅんせつをやっぱり進めていく、そういう方向に防災課としては、やっぱり目標を持って取り組んでいくべきではないかなというふうに思ったものですから、その点についてのお考えをお聞かせください。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○総合防災課長（佐藤大） 佐藤文子委員のご質問にお答え申し上げます。

まず、田んぼダム事業についてでございますけれども、こちらにつきましては、実際、予算的な部分というのが多面的な活動団体の支援ということになってますので、予算は農林部の方に付いております。ただ、事業等の推進につきましては、我々防災課が、そういった団体、農業団体、当然含めまして、要は田んぼダムの推進について話をしております。

その中で理解いただいたところから、昨年よりですね、田んぼダムの実施をさせていただいております。昨日も全庁的な田んぼダムの会議がございまして、我々総合防災課と農林整備課の方の担当職員が出席して、全県でそういったことを推進していくというふうな内容のお話にもなっていたようです。で、実際、国交省が開いております流域治水

会議においても、今、全県的な田んぼダムの推進ということで、農林部門あるいは防災部門、下水道部門と、そういったところが協力しながら実際に進めておりますので、今後新しい情報がございましたら、場をお借りして報告をさせていただきたいと思えます。

あと、河川のしゅんせつにつきましてですけども、こちらは基本的には費用対効果というところを見ると、まずは国・県でも築堤工事を優先してやらせていただきたいというお話です。で、先ほどもご説明いたしましたけれども、雄物川あるいは年間管理河川について築堤がどんどん進んできておるという中で、我々もそういったしゅんせつをしないのかというようなご意見をいただきますので、そこでその辺については、国や県について、お伺いを立てておりますけど、国・県ともに、計画的に必要な部分についてはしゅんせつを実施しているというお話でございました。で、実際ちょっと我々もそういった現場に直面していないので、なかなか効果を見ると、何かたまってるなっていうふうな形で受けられますけども、実際には計画的に実施しているということでございました。以上です。

○委員長（橋村誠） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） はい。以前に築堤を進めても、これ今これからまず集中豪雨だとかで、もう相当やっぱり、上から下の方に土砂が運ばれてしまうというふうなことで、やっぱりしゅんせつをしない限り、もう川底が非常に浅くなるわけですね。特にあの、丸子側と雄物川の合流地点なんかはあともう砂が山のように盛り上がっているというようなことはあったりして、もう、堤防の方っちゃうかグラウンドの方にですね、もうほとんどもう毎回の雨のたびに上がってしまうというようなことがあるわけですので、しゅんせつについてはやっぱり粘り強く、そして当大仙市内ではそういうしゅんせつの計画というふうなものは、国交省あるいは県の方で全然見通しも何も立ってないのかとかそごら辺の情報「何年か後には少しあそごさかがる」どがってというふうな話はねもんですか。防災としてもね、情報をつかんでおかなきゃいけないと思うので。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○総合防災課長（佐藤大） 佐藤文子委員のご質問にお答え申し上げます。

まず、しゅんせつの要望についてですけども、我々防災担当として私も出席しておりますけども、国あるいは県との事業調整会議において、各地域の建設課長であったり、本庁の道路河川課長であったりというところで、地元の河川のしゅんせつについては要

望してございますので、これに対して計画的に実施していただけるような回答はいただいております。

さらにですね、令和2年から令和6年について国の予算でですね、緊急しゅんせつ事業というのを実施する予定となっております。で、これについて要は計画を立てて必要などこから、しゅんせつを実施しているというようなことでございました。

○委員（佐藤文子） それこそ、大仙市管内入ってねの。

○総合防災課長（佐藤大） 入っております。

（「よろしくをお願いします。」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） 他にありませんか。なければ、総合防災課に関する質疑を終結いたします。

ここで、当局説明の交代に伴い、暫時休憩します。

休憩 午後2時42分

再開 午後2時46分

○委員長（橋村誠） 再開します。

次に、財産活用課の所管する予算の説明をお願いします。高橋財産活用課長。

○財産活用課長（高橋学） それでは、議案第40号、令和4年度大仙市一般会計予算のうち、財産活用課所管分の歳出予算につきまして、令和4年度当初予算概要及び主な事業の説明書によりご説明させていただきます。

なお、説明につきましては、予算計上額が大きい事業に絞ってさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは当初予算概要の資料をご覧いただきたいと思います。

ページは、資料記載の7ページで、サイドブックスにおきましては8ページとなります。

はじめに、ナンバー2の2款1項4目10事業、庁舎管理費につきましては、予算額1億6,240万8千円で、前年度と比較しまして174万6千円の増となっております。

歳出の主な内訳でありますけれども、本庁及び各支所庁舎の維持管理に係る光熱水費や清掃業務、設備保守点検、業務委託料などを計上しております。

この他、庁舎の設備改修としまして、大曲庁舎の冷温水発生装置の修繕料、中仙庁舎の多目的トイレ設置に係る実施設計業務委託料を計上しております。

続きまして、ナンバー3の財産管理費につきましては、令和4年度当初予算の主な事業説明書をご覧ください。

ページは資料の1-1ページで、サイドブックスでは2ページとなります。

2款1項8目、事業財産管理費であります。予算額6,813万5千円で、前年度と比較しまして1,472万4千円の増となっております。

財産の管理につきましては、維持管理をはじめ、未利用財産においては、売却を基本としつつ、売却が難しい物件などは貸し付けを行うなど、それぞれの特性に合った方法により、財源確保を図っております。また用途廃止した施設につきましては、その後の利活用の検討や、利活用が望めない施設などは、解体を進めております。

しかしながら、解体につきましては、その建物規模や構造によって、多くの経費を要することから、主に木造施設の解体を行っております。このため、鉄筋コンクリートなどの非木造施設の解体が進んでいない状況となっております。

このため、今後は非木造施設の解体も計画的に進めるものとし、令和4年度は旧峰山荘ほか3施設のアスベスト調査及び解体設計業務委託料などを計上しております。

再び資料は、当初予算概要をご覧ください。

ページは資料記載の7ページ、サイドブックスでは8ページとなります。

ナンバー5の2款1項9目10事業、車両運行経費につきましては、予算額4,970万9千円で、前年度と比較しまして、29万2千円の減となっております。

主な内容でありますけれども、公用車の運行に係る燃料費や保険料、タイヤ購入費、車両の点検整備に係る維持管理経費などを計上しております。

続きまして、ナンバー7の2款2項10目30事業、超高速情報通信基盤設備管理費につきましては、予算額5,706万6千円で、前年度と比較しまして1,857万6千円の減となっております。

令和4年度の内容であります。光ファイバー通信網の維持管理経費の他、国の河川改修や、県の橋りょう撤去に伴うケーブル移設工事費などを計上しております。

以上、令和4年度、大仙市一般会計予算のうち、財産活用課所管分の歳出予算につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上となります。

○委員長（橋村誠） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 庁舎管理についてお伺いしたいんですけど、令和4年度に西仙北支所におばこ農協の事務所貸すんだが。まず、そのあたりなんたですか。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○財産活用課長（高橋学） 鎌田議員の質問にお答えいたします。

西仙北庁舎の方に、おばこ農協さんの方で間借りしたいという話は来ておりますけれども、また貸し付けをすとかですか、とかっていうところの結論には至っておりません。

まず、西仙北庁舎の中で、あくまでも余剰スペースがある場合、貸し付けできるということになっておりますので、西仙北支所の方で十分その辺を協議した上で、結論を出していきたいというふうに考えております。以上です。

○委員（鎌田正） そういうことであればいいでも、西仙庁舎ってまず支所長1人いるね。

それから管理職と称して課長2人いるし、その課長さん達は何にも分かってねんだよな。貸すも貸さねも、来てるんだ、最近もおばこ農協の職員と支所長と巻き尺持ってきて計ってるんだど。計って何としたんだがそれは何も聞いてないし、支所長にも何も聞いてないけれど、たまたま今日ここ3人、西仙北だけでも誰も分かってないわけよ。そんな重要なごどってよ、一応我々議員さも、いや実はこういうごどあって、このくれのスペースよんで、今空きスペースなんぼあるからこうだどがって、なして一言言われねもんだべな。それで支所長さあるづぎ聞いだけ、全部財産活用課でやってるもんだがら私分かりませんとこう言ったわけだ。そんなよ、その逃げ口上でなくて、別にその貸すにいいもの別にその貸すなっていうふうには思ってねよ、使っているものだったら。そごらへんよ、もっとオープンに我々議員さも、支所の管理職と称する人達さも相談かけでよ、それがらやるべきでないかと思うのだけれどもいかなものでしょうか、まず。

○委員長（橋村誠） 部長。

○総務部長（舩谷祐幸） はい、大変ご心配おかけして度々申し訳ございません。

これだけ、おっしゃるとおり、やっぱり支所については支所の職員が一番分かるということで今庁舎管理っていうのは支所の市民サービス課で行ってます。

それから今予定されている場所はたぶん、農林のことも関係ありますのでそこをやっぱり、鎌田委員おっしゃるとおり、支所の中でしっかりと情報共有を諮りながらやらな

ければならないと思いますので、ちょっと我々も支所の中ではその辺でござらぬと思っておりましたけれども、支所長がちょっとこう先んじてやってらったということですので、そこをやっぱり支所の中でも情報共有を図って進めるように、我々からもこの前言っておきましたので。

○委員長（橋村誠） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 部長がってそう言われれば、いやいやこれ以上なば言われぬどごあるんだでも、実は皆さん分がるとおり西仙北支所は、ここに3人分がるとおり我々地元の議員いるんだけれども、支所の中まっすぐ入っていくと、エレベータの右側が、ちょっと空きスペースあるごどは間違いないんだけれども、そこに入りたいという要望なようだけれども、狭くて農林建設課に寄ってもらいたいという話してるづね。ちょっとどういごどなのかと。（聞き取り不能）と言いでどごあるんだ正直な。2階に上がれば嫌だごど言ってるんだすど。そなたわがままってよ、本来の大仙市西仙北支所の機能だごどあるのかなと。市民を対象にやるのか、それともおぼこ農協の組合員を対象にやるのか。そごあたり明確に話ししてけねすか。

○委員長（橋村誠） はい、部長。

○総務部長（舛谷祐幸） やっぱりあの支所の有効活用となればやっぱり第1原則は公共施設ですので、そこはやっぱり業務、それが第1番になると思います。その余剰スペースを民間等に貸し出すという、これが大原則でありますので、役所の業務をないがしろにして民間の方を優先ということは絶対にあり得ませんので、そこはしっかり支所の方にも伝えておきますのでよろしくお願ひします。

（「なんとが頼む」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） はい、小笠原委員。

○委員（小笠原昌作） 今、鎌田委員が言ったように農協の施設だが何だが分からないけれども、今言ってるのはよ、あなた方はみんな分がるとあって、支所では1番のメインの所だもの、あそごの所な。本当よ、どういうふうなあれだがよ、組合も市民も（聞き取り不能）、こっち側の2階側の方には秋田銀行が入っているわけだ。だからそういう意味では、なんか俺だが今言ったとおり、市の方が心細くなってきて、やっぱりこれは間取りにしても何にしても、まず何よりもみんなでいただいて研究していかなければでぎねなど。一部の職員だけではやっぱり困る。

○委員長（橋村誠） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） それから別の案件。実は皆さんご覧のとおり、先般2月22日、ユメリアのもみ殻ボイラーがオープンしたわけだけれども、それは俺、大変いいなど思ってるし、もみ殻業者が今のユメリアのプールの跡地にアボガドだがやりたいと、それもいいごどだど私は思っているし、それに付随して、いわゆる木イチゴもやりたいと、それもそれで結構ど、そう思っていて、そして実はあと、22日の日、ユメリアの新生ビルテクノだっけが、その役員2人ともあつこのホールのイスでちょっと懇談したけれども、あの人達は是非ともやってほしいと、こういう逆に要望も受けたりして、いいなど思ってきた中で、ボイラーの業者から実は、このボイラー置いてる場所、大仙市から賃借料欲しいと、大仙市から。こういう内容だと、こう言ってらわけだすよ。それ金額いくらだったら、1万1,000円だずね、まず。びっくりしたども、このくらい6,000万もつぎ込んだ事業、ただでやらせた上によ、あそこの場所たった1万1,000円で、賃借料欲しいもんだがや。大仙市でなんぼ金ねがもしれねでも、ちょっといかななものかと思ったけれども、活用課の課長、なんと思うすかこの点については。それで、私これは副市長さ電話したけれども、今年中はただでやるよということだったけれども、これってなんぼよ、大仙市の土地で活用するかもしれねでも、あのくれのボイラーやらせでだで、して、その他にお金もらいでというごどはどういうごどだ。せば、企業って何だつて。活用課長としてはどう思うすか。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○財産活用課長（高橋学） 鎌田議員のご意見にお答えいたします。まず、行政財産なので、ちょっと所管がうちの方ではちょっと違いますけれども、いずれ1万2,000円ほどをいただくということよりも、まず今は試行期間ということで、その後市長と協議した上で料金を取らないような形に持っていければいいのではないかなというふうには考えております。私の方の立場としてはそういうふうには考えております。

○委員長（橋村誠） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） いや、協議しねばよ、この1万2,000円…もらわばでぎねんだ、やっぱり。せつかぐただで6千万の事業やらせで、そのたがが1万2千円のお金よ、取らねばでぎねっていうその発想がよ。条例はそうなっているがもしれね。企業を誘致するのに今補助金出しているんなごどやらせで、たった爪の垢みでんた業者によ、1万2,000円もらわねばねって、そういった発想ってどういうごどだべなどつて。確かに書いたものはそうかもしれね、俺は条例は何も見ないけれども。そうでなくて、や

っぱり行政が6千万の事業やらせで、大仙市でそれさ補助金出したどがいろんな金出したっていうんなばいい、1円も出してねすべ。して地元の農家からもみ殻をキロ5円で買ってやるという、そこまでやってきてよ、そこまで地域のために頑張ろうとする業者から年間1万2,000円もらわねねつつうその発想がよ、ちょっと情げないなど思っ
て。あえて言わせてもらおう、協議でなくて「できる範囲でもらわね」ってまで言っても
らわねばよ、なんと情げない話だ。誰も業者、来ねすよ。

○委員長（橋村誠） 部長。

○総務部長（舛谷祐幸） 鎌田委員のご質問にお答え申し上げます。それはおっしゃる通り、額からすれば大した額ではないということでありまして今回の…今、財産活用課長言ったように、今はユメリアそのものが行政財産ですので、ちょっと財産活用課は普通財産扱いでちょっとあの、担当違いますけれども、この前、佐藤副市長とお話しまして、鎌田委員からこういうお話あったということで、内部で協議しました。まず今回、市の方でもまず一切経営に関わっていないということも含めまして、今あのせつかくそういうボイラーを業者の方に設置してもらったということで、今はまずあの、そういう新たなものを設置したということで、試しの期間ということで今年を取らないってことで佐藤副市長とは話し、ついでますので、来年度以降については、またもう一度相談させていただきます。

○委員長（橋村誠） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） あのよ、部長よ、今年はおもらねっていうごど、分がった。ただこれよ、来年、再来年もらう可能性あるってごどだすべ。業者にこんげやらせで、行政財産だかもしれねでも、これ金もらわねね。逆に補助してやらねね業者でね。皆さんそう思わねが、議員含めで。情げないなあど思ったのよ。たった1万2,000円、逆にもらってそれを補助するどつつう気構えなければ業者の人だち、かわいそうだすど。して今言ったとおりのいろんな特産品作りでってことで、その使っていない施設の方も、アボガドだとか木イチゴ作りたいて頑張ろうとしているとき、1万2,000円のじえんこほしいどがって、情げね話、おがよ、もう少しよ、違う部長どが課長あだりて決裁してよ、いらないと、これは、その代わり補助金も出せないからいらんってことで、言わねがらかわいそうな話だな、これ。皆さん議員の人なんと思いうって、やっぱりもらわねばねっていう人出てくるかもしれねでも、ちょっとかわいそうだな。

○委員長（橋村誠） はい、総務部長。

○総務部長（舛谷祐幸） はい、来年度もそうなるように進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（橋村誠） 他にありませんか。安達委員。

○副委員長（安達成年） ごめんなさい、ちょっと教えてください。財産管理費で公共施設の基金の繰入金2,300万、予算の中ですよ。あれ、今年は国の公共施設の基金から1億なんぼだが4年度取り崩すどっていうのがあったたども、他は別さ使うあで、これって公共施設さしか使われねあれだべでも、他にもしかせばそごでねぐ別さ使うどってだがもしれねどもすよ、分かる範囲で。

○委員長（橋村誠） 課長。

○財産活用課長（高橋学） 安達委員の質問にお答え申し上げます。

令和4年度の公共施設適正管理基金の繰入金額なんですけれども、全体で1億6千万ほどあります。財産管理費の方には、そのうち2,400万ほど充当しておりますが、その他にも他の所属の方で持っている施設の管理費、あるいは設備関係の修繕・改修そういったものに合わせて、例えば小学校の設備修繕、あるいは大曲小学校の屋上防水改修工事、それから大きいところでいいますと、協和スキー場の第2ペアリフトの部品交換工事等々、そういった各行政財産の方に合わせて23事業充当されて、合わせて1億6,000万ほどというような繰り入れとなっております。以上です。

○委員長（橋村誠） はい。他にありませんか。

なければ、財産活用課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（橋村誠） 次に、DX推進課の所管する予算の説明をお願いします。小松DX推進課長。

○DX推進課長（小松大） DX推進課、小松です。

説明の前に、同席の職員を紹介させていただきます。推進班班長、三浦透副主幹でございます。管理班班長、佐藤文昭主査でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第40号、令和4年度大仙市一般会計予算のうち、DX推進課所管分の予算につきまして、総務部の主な事業の説明書によりご説明いたします。

はじめに、主な事業の説明書、資料記載1-2ページをご覧ください。

2 款 1 項 1 0 目 2 9 事業、デジタル改革推進費につきまして、国においてデジタル庁を先導役として進めているデジタル社会の実現のためには、市町村の役割は極めて重要とされていることから、本市の実情に即した新たな技術やデータを導入・活用することにより、住民の利便性の向上と業務効率化を図り、さらなる行政サービスの向上につなげていくことを目的としております。

詳細をご説明する前に資料の訂正をお願いいたします。説明書上部ですけれども、令和 3 年度「予算額 4 7 2 万 8 千円」「増減額 6 5 5 万 6 千円」となっておりますが、それぞれ「2 2 8 万 2 千円」「9 0 0 万 2 千円」としていただきますようお願いいたします。

新年度事業費は、1, 1 2 8 万 4 千円を計上しており、昨年度当初予算との比較で 9 0 0 万 2 千円の増となっております。

内訳をご説明いたします。「(1) 新技術等 I C T の導入」といたしましては、コロナ禍において大きく利用頻度が増えました W e b 会議用として Z o o m ライセンス及びウェブ会議を備品の拡充のための経費を計上するとともに、新規事業といたしまして、市民課及び支所市民サービス課、計 8 カ所におけるキャッシュレス決済の導入・運用及び機器の費用とオンライン申請システムの導入費用を計上しております。

次ページの資料をご覧ください。

上段のキャッシュレス決済につきましては、窓口における支払い方法の多様化や、コロナ禍における非接触決済への対応として導入するものであります。

窓口で、戸籍・住民票等の手数料支払いの際、クレジットカード、P a y P a y や a u ペイなどの Q R コード、W A O N や S u i c a といった電子マネーを使用することができるようになります。

下段のオンライン申請につきましては、庁舎に来ることなく、個人のスマートフォンやパソコンから、各種証明書の発行を申請できるものであります。

申請の際は、本人確認としてマイナンバーカードを使用し、手数料と返送用の郵券代をクレジットカードで決済することにより、現行の郵便請求と同様、自宅等に郵送されることとなります。

事業説明書に戻っていただきます。

(2) デジタルファーストの業務改革といたしまして「B P R 業務内容を根本的根本的に見直し、再設計すること」というふうにありますけれども、これにより、業務の効

率的・効果的な展開に向けた職員研修を実施し、デジタルファーストの考え方について学ぶことで、各課それぞれにおける事務事業について再構築するための理解とスキルの定着を図るものであります。

(3)、(4)については、予算計上はありませんが、大仙市行政サービス大綱の基本方針である「将来を見据えた行政サービスの最適化を受けた庁内外でのデジタル化への取り組み」を進めていくこととしております。

また、主に高齢者を対象としたスマートフォンの講習会について、県主催の事業を積極的に支援するとともに、市の事業として、携帯電話事業者や民間業者を利用することで、デジタルディバイド、これは情報格差というふうに呼ばれていますが、こちらの解消に向けていきたいと考えております。

以上、当課所管の主な事業についてご説明申し上げましたが、続きまして、その他事業について、概要をご説明申し上げます。

令和4年度当初予算概要、資料記載の14ページ、サイドブックス15ページをご覧ください。

2款1項13目10事業、電子計算管理運営経費につきましては、各種電算システムの安定稼働により、住民サービスの向上を図るための維持管理を目的としております。

事業費につきましては、1億5,787万3千円となり、昨年度比較で384万7千円の減となっております。

主な内訳といたしまして、業務用パソコン、プリンター、各種機器やシステムのリース料、保守料、サーバー室の保守管理料等となっております。

続きまして、2款1項13目14事業、電子計算システム更新事業費につきましては、基幹系システム、文書管理システム、財務会計システムに係る機器等の賃貸借料であり、昨年度と同額の2,275万2千円となっております。

続きまして、2款1項13目15事業、社会保障税番号制度システム整備費につきましては、マイナンバー制度に対応した各種関係システムの保守経費及び地方公共団体情報システム機構への負担金として680万5千円となり、昨年度比較56万9千円の減となっております。

続きまして、2款1項13目16事業、情報セキュリティ強化対策事業費につきましては、国がマイナンバー制度を進めることに伴い、自治体において住民記録や税情報な

どを扱うシステムについて強固なセキュリティ対策を実施する経費として1,635万3千円となり、昨年度比較164万6千円の減となっております。

以上、議案第40号、令和4年度大仙市一般会計予算のうち、DX推進課所管部分に係る事業につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（橋村誠） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、秩父委員。

○委員（秩父博樹） デジタル改革推進費の中で、RPAの運用って、確か前年度、4業種ぐらいやってたような記憶あるんですけど、今回はまずこれ、上の方に拡充ってあるので、今回の119万9千円ですか。これはそのままの継続になっているのか、またその対象業種、拡大していく経費になっているのか、ちょっとまずそこを教えてください。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○DX推進課長（小松大） 秩父委員のご質問にお答えいたします。今年度、令和3年度と同じ内容のものを、来年度も引き続き行うということでの、今回、予算計上ということになります。

○委員長（橋村誠） はい、秩父委員。

○委員（秩父博樹） せばまず対象業種はそのままにしてやっていくと。実際、労務の削減効果っていうか、それどういうふうな形で数字に出てきているものなのか。前年度やって良かったからまず継続していくということなのかなと思うんですけど、人の手でやっていた時と比較して、自動でできるこのRPAというのを運用しての、人の手の削減って、どれぐらいの業務量のその圧縮につながってるのか、ちょっとそこ、もし分かれれば教えていただければ。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○DX推進課長（小松大） 申し訳ありません、現状で詳細の資料をちょっと持ち合わせておりませんので、後ほどお届けさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（橋村誠） はい、秩父委員。

○委員（秩父博樹） わかりました。あともう一つ、この一番下のそのデジタルディバイドの解消って、実はこれすごく大事な取り組みだなと思ってて、デジタル化だけ進んでも、使う方がやっぱり使いやすいような状況をつくっていかないと、全然やっぱりダメなことなので。これ、あれですか、さっき県の事業という話もしたっすけど、大仙市で

実際このスマートフォンの利用講習会の実施に向けてって、例えば分かりやすいように広報に「いついつ、ここでやります」とか、何かそういうふうな、載せる形で進めていく予定になっているのか、今分かる範囲で教えていただければ。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○D X推進課長（小松大） まず、県で行う事業につきまして先日確認しましたが、令和4年度はですね、大仙市で3回から5回ぐらいの実施をするというお話を伺ってます。実際にその時期がですね、まだそこは未定ということでしたので、まずその時期を見極めながら、あとは当市で独自でやれる事業については、しっかりと周知を図りながら進めていきたいと考えております。

○委員長（橋村誠） 秩父委員。

○委員（秩父博樹） 当市で独自にやる事業っていうのも、例えば中身とか、日程等もこれから予定組んでいくという形になってるってことですかね。

○委員長（橋村誠） 課長。

○D X推進課長（小松大） はい、その通りで進めていきたいと思えます。

○委員長（橋村誠） 他に質疑ありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） デジタル技術を多くの人が利用できるようにすることは良いことだと思います。しかし現実問題、高齢者や、またいろいろな事情あって、なかなかそういう方々に対してきちっとした相談、市民課の中での相談だとか、あとはもう紙でしっかりこう出していくというようなことなども併せながらやっていかないと、なんかもうデジタル化からはみ出て、ちょっと使えないというような高齢者だとかが出ないように、これはこれもやるし、また市民向けの相談やらを紙で出す、そういうこともやるというように、そういう立場を持って進めてもらいたいものだなというふうなことを思います。その点についてどうでしょうか。

それからもう一つは、強固なセキュリティというふうなシステム構築というふうなことのようにですけど、全国いずれ政府の方でマイナンバーカードをマイナポータルの入り口として、個人の情報をかなり詳細につかんで、それを民間にまた流していくというふうなのがそもそものデジタル改革の狙いだと、私は国の方の考え方は、そう思ってるんですけど、いずれそしてまた問題もこの間起きてきましたけれども、情報セキュリティ強化対策っていうふうなものでは、この秋田県情報セキュリティクラウド運営費ってのは、秋田県の統一したセキュリティシステムというふうなことなんではないでしょうか。そし

て、もしそれが自治体で、大仙市なら大仙市で、独自のこのサービスをやれなくなると、独自のサービスを搭載できなくなるというような、そういった問題もあるようなんですけれども、このセキュリティの強化対策と合わせて、サービスの低下を絶対招かないというふうな立場を持ってもらいたいと思うんですが、その辺のお考えを聞かせてください。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○DX推進課長（小松大） 佐藤委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず一つ目、デジタル対策の、要は高齢者の方々への対策というところなんですけども、おっしゃる通り、やっぱりその高齢者の方は、直接その方々にこういうふうに使ったよとかいうようなことは、なかなかやっぱり難しいこともあるのかなというふうには考えております。

だからこそですね、その高齢者のその周りの環境ですね。周りの方々がうまく教えてくれるようにだとか、そういったものを進めて、作り上げて、今後いかなければいけないものなのかなというふうには考えております。

その一環としてはまず、職員のですね、DXに向けた考え方をスキルアップを目指すというところも一つの手立てだと思っておりますので、そちらの方も研修等を進めながら、進めていきたいというふうに考えてます。こちらの周りの環境を良くしていくというところを重点的に考えていきたいと思っております。

それからセキュリティの件につきまして、こちらの方は仕組みとして情報が漏れないような強固なものというふうにやはりお答えすることになります。まずは、絶対に重要な個人情報等が外に出ていかないような仕組みにはなっておりますので、そこはまず安心をしていただければというふうに考えております。以上です。

○委員長（橋村誠） 他に質疑ありませんか。はい、安達委員。

○副委員長（安達成年） すいません、ちょっと確認だすども。私自身はまずマイナンバーカード早ぐ持たへでければいいなど思っている方なのでいいんですけれども、国でもマイナンバーカード進めろなんて言ってるすべったな、まずな。で、市でも昨年、やれどって何か商品券付けたりして何だがしてるとも、これってちなみに一般財源だけなんだ。なんもねんだ、マイナンバー使わねばできないような、こうシステムさ移行するづぎに国がらの交付金なんて対象なるものは、何ら一切ないんですか。全部一般財源で、

これから先も何か整備していくと維持していくやづども全部一般財源だけしかねんだすか。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○D X推進課長（小松大） 私の質問にお答えしたいと思います。

まず現状、この新技術を導入する財源については一般財源ということで、今回予算には計上しておりますけれども、今後、先日、デジタル田園都市…、ちょっと詳細あれですけれどもそういった国における事業とかもありますので、そういったものがうまく利用できるのかどうか、そういうことは精査をしながら、進めていければなというふうに考えております。

○委員長（橋村誠） 他に質疑はありませんか。

なければ、D X推進課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（橋村誠） 次に、会計課の所管する予算の説明をお願いします。伊藤会計管理者。

○会計管理者（伊藤直樹） 会計課管理者の伊藤です。よろしくお願いします。

説明の前に、本日出席しております職員を紹介いたします。会計課長の今田でございます。出納班長の小松参事でございます。説明につきましては会計課長の今田が行いますので、よろしくお願いします。

○委員長（橋村誠） 今田課長。

○会計課長（今田浩貴） それでは、会計課所管の当初予算についてご説明いたします。

資料につきましてはお配りしております、当初予算概要での説明となります。当初予算概要の15ページをお開きください。サイドブックですと16ページの表示となっております。

2款7項2項10事業、会計管理費204万6千円であります。

現金取り扱い担当課へ配布する納入通知書や、市内各金融機関に配付する納入金日報等の印刷製本費、口座振り込みデータ送信手数料など、出納事務に要する経常的な事務費であります。

昨年と比較して45万2千円の増となっておりますが、本年1月より、口座振込データについて、新たに総合行政ネットワークを利用した送信に移行し、令和4年4月よりの本格運用に係る経費が主な要因でございます。

次に、12款1項2目91事業、一時借入金等利子、142万5千円であります。

こちらは支払資金が不足した際に、借り入れした資金に対して支払う利息でございます。借り入れ予定額、基金現金から振り替え50億円を利率0.005パーセント、160日間で10万9千円、金融機関からの借り入れ20億円、利率が0.4パーセント、60日間で131万5千円ほどを見込み算定してございます。

以上で、会計課所管の当初予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

- 委員長（橋村誠） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、安達委員。
- 副委員長（安達成年） ちょっとすいません、確認させてください。さっきどの絡みです。DXで、キャッシュレスがオンラインどがでいぐの、それ入金どがなんとかお金のやり取りでデータどがで来ることだすべったな。会計課さだって、会計課さ来ねがや、その収入の確認で、来たづぎのやづは別にそれだどって特別、別枠に設げねったって、今現在も確認できるようになってるのが、そごらへん。聞き方悪いがもしれねども。
- 委員長（橋村誠） はい、課長。
- 会計課長（今田浩貴） 要はデジタル化した場合の収入に関しては、償還する担当課の方で、その歳入の詳細については所管しますので、当方にはその入ってきた額は回ってくる部分でございます。ですので、デジタル化したとしても、当方としては今の段階ではコンビニと同じような形で処理する予定でございます。
- 委員長（橋村誠） はい、安達委員。
- 副委員長（安達成年） 要はあのDXどがコンピュータでやっても、結局そっちで確認するのは手作業っていうが、紙で確認するつつうごどだが、なんと言ったらいいや、要は収入票どがで確認するってごどだすかや。
- 会計課長（今田浩貴） 所管している所で、税であれば税目ごとに割り振られて明細が入ってきます。ですのでこちらの方ではそれをもって消し込みしていくという形になります。
- 副委員長（安達成年） 結局はデータで行くつつうごどだすよな。データで行くのは所管する課…。所管課からは当然、歳入で入ってくる分については、確認はだいたい同じんた感じでいぐってごど、紙でいだだぐって感じだすよな。
- 会計課長（今田浩貴） 紙でいただいたものをまた、要はシステムが違いますので。

○副委員長（安達成年） 要は、俺言いでは、一部コンピュータ化してて一部紙で行っているとか、これがDXなのがどれだがよく分がらねつつあったらいいが、どこまでがデジタルトランスフォーメーションなのが、何なのが、統一されでるのかどうがつつうそごら辺含めて、今後何とか頑張る。

○会計課長（今田浩貴） 将来的にはシステム上で一本化していければと思っております。ただ、現状ですとシステムが違いますので、やり取りは紙ということになりますけれども。

○委員長（橋村誠） 他にありませんか。

（質疑する者なし）

○委員長（橋村誠） なければ、会計課に関する質疑を終結いたします。

以上で、議案第40号、令和4年度大仙市一般会計予算のうち、総務部関係についての質疑を終結します。

なお、討論・採決は明日、企画部所管分と一括して行います。

○委員長（橋村誠） 次に、議案第49号、令和4年度大仙市内小友財産区特別会計予算から議案第54号、令和4年度大仙市淀川財産区特別会計予算までの6件は、関連がありますので、会議規則第96条の規定により一括議題といたします。

当局の説明を求めます。高橋財産活用課長。

○財産活用課長（高橋学） それでは、議案第49号から54号までの令和4年度各財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

資料は、令和4年度当初予算概要をご覧いただきたいと思っております。

ページは資料記載の8ページと9ページ、サイドブックスでは9ページからとなります。

はじめに、大曲地域の二つの財産区についてであります。

令和4年度は、間伐や更新伐などの事業は計画されておらず、山林の管理に要する経費が主なものであります。

内小友も財産区特別会計についてであります。令和4年度の予算額は43万4千円で、前年度と比較しまして、1,617万1千円の減となっております。

次に、大川西根財産区特別会計についてであります。令和4年度の予算額は46万3千円で、前年度と比較しまして3万2千円の増となっております。

続きまして、協和地域の四つの財産区についてであります。大曲2地区と同様、令和4年度は、間伐や更新伐などの事業は計画されておらず、山林の管理に要する経費が主なものとなっております。

はじめに、荒川財産区特別会計であります。令和4年度の予算額は128万4千円で、前年度と比較しまして7千円の減となっております。

次に、峰吉川財産区特別会計についてであります。令和4年度の予算額は109万7千円で、前年度と比較しまして4千円の減となっております。

次に、船岡財産区特別会計についてであります。令和4年度の予算額は155万8千円で、前年度と比較しまして7千円の減となっております。

最後に、淀川財産区特別会計でございます。令和4年度の予算額は238万5千円で、前年度と比較しまして164万8千円の減となっております。

以上、各財産区の特別会計予算につきまして、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（橋村誠） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本6件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

○委員長（橋村誠） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本日の審査日程が終了いたしました。

明日も午前10時から、委員会審査を開会いたします。大変お疲れさまでした。

午後3時36分 閉会

2日目

開会 午前9時58分

○委員長（橋村誠） おはようございます。昨日に引き続き、総務企画常任委員会を開催いたします。本日は冒頭に、昨日の審査から一部持ち越しとなっております、財産財産活用課所管の議案について審査を行った後に、企画部所管分の審査に入ります。

その後に、総務部と企画部の両方に係る補正予算及び当初予算についての討論、採決を行いますので、よろしくをお願いします。

なお、正確な会議録作成のため、発言はマイクのスイッチを入れてからお願いします。

○委員長（橋村誠） はじめに、議案第30号、財産の譲与についてを再び議案といたします。

昨日の高橋俊英委員の質疑に対する答弁を求めます。高橋財産活用課長。

○財産活用課長（高橋学） おはようございます。財産活用課の高橋です。

昨日の審査会におきまして説明を保留とさせていただきました、議案第30号財産の譲与につきまして、改めてご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

はじめに、譲渡予定先の東電化工業株式会社の企業概要であります。こちらの企業では、プリント基板、半導体、電子部品などへのメッキ加工全般を扱う会社で、昭和21年に設立され東京都目黒で操業を開始しております。

その後、昭和57年に県の誘致により、今日は船岡地区に進出し、翌58年から本格稼働しております。

現在、今日は船岡の本社工場と、譲渡予定物件である船岡工場の2カ所に工場を保有しており、全従業員96名のうち47名を地元から採用するなど、市の雇用創出確保に貢献しております。

また、直近の決算報告書から見る会社の業績につきましては、年商が120億、純利益は1億2,600万円と、順調な業績をたどっております。

こうした業績によりまして、今年度は新管理棟の増築、来年度には、電気自動車向けの半導体、電子部品の受注に向けた工場の拡張工事も予定されており、令和6年度には年商60億を目指すということ掲げている会社でございます。

次に、敷地については、当面、土地所有者、市東電化工業株式会社との三者による転貸借となりますが、東電化工業では、敷地の購入に前向きな姿勢であります。

また、土地所有者数名からも東電化工業への売却に前向きなご意見をいただいておりますので、引き続き東電化工業と協力しながら、土地所有者との交渉協議を進めてまいります。

合わせまして、東電化工業に対しては、万が一破産した場合を想定し、近隣の住民の方々にご迷惑をかけないよう解体費用を積み立てるなどの指導を行ってまいります。

なお、今後、仮に会社が破産した場合の対応であります。破産者が所有する財産は破産財団に属し、破産管財人により競売されることとなりますが、競売が不調に終わった場合は、価値なし財産として破産財団から放棄され、最悪の場合、管理者不在の状態となる恐れもあります。

破産者が個人の場合で、相続放棄された財産は、民法の規定により、国に帰属する場合がありますが、法人につきましては、現時点で国に帰属するとした法令や制度を確認できておりませんので、現在、裁判所に確認をとっているところであります。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。以上となります。

○委員長（橋村誠） 質疑はありませんか。

（質疑する者なし）

○委員長（橋村誠） ないですか。なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、当局説明の交代に伴い、暫時休憩します。

休憩 午前10時3分

再開 午後10時4分

○委員長（橋村誠） それでは審査を再開します。

これより、企画部所管分の審査を行います。

はじめに、当局より挨拶をお願いします。福原企画部長。

○企画部長（福原勝人） 改めましておはようございます。

議案審査のため、委員会を開催していただきましてありがとうございます。

本日はご審議をお願いいたします企画部関係の議案は、令和3年度一般会計補正予算案並びに令和4年度当初予算案でございます。

詳細はこの後、担当課長にそれぞれ説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。終わります。

○委員長（橋村誠） ありがとうございます。

それでは、当委員会に付託された事件について審査をいたします。

昨日の審査でもお伝えしましたが、今回は内容が多くなっておりますので、説明は新規事業や拡充事業、また特に説明を要する事業などを中心に簡潔をお願いいたします。

なお、説明は、座ったままで結構です。

○委員長（橋村誠） それでは、議案第34号、令和3年度大仙市一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。はじめに、山信田地域活動応援課長。

○地域活動応援課長（山信田恭弘） 地域活動応援課の山信田です。よろしくお願いいたします。

説明の前に、本日出席しております職員をご紹介します。地域活動応援課主幹の高山知洋でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第34号、令和3年度大仙市一般会計補正予算（第12号）のうち、地域活動応援課に係る歳入歳出予算について、ご説明いたします。

お手元の資料ナンバー3、令和3年度第大仙市補正予算〔3月補正②〕及び資料ナンバー3-1、主な事業説明書に基づきご説明申し上げます。

はじめに、資料ナンバー3-1、主な事業の説明書、こちらの6ページをご覧ください。

2款1項11目14事業、地域交通対策事業費につきましては、3,300万8千円の補正であります。

財源内訳の県支出金 3 1 8 万 6 千円は、秋田県生活バス路線等維持費補助金になります。本事業は、第 4 期交通計画に基づき市民の利用しやすさ、暮らしやすさを軸とした公共交通ネットワークの形成を目指すものであります。

「4」の補正の内訳になります。

今回の補正は、バス事業者が運行する生活バス路線に対する補助金でありまして、事業サイクルの関係から、毎年度この時期に補正をお願いしているものになります。

生活バス路線等維持費補助金は、羽後交通が運行する生活バス路線の運行経費に係る赤字補填でありまして、令和 2 年 1 0 月 1 日から 3 年 9 月 3 0 日までの運行実績に対して補助金を交付するものになります。

表は路線バスの運行系統別の補助金を記載したのですが、太字で記載した市補助額、市からバス会社の列が今回の補正額になります。

項番 1、2 につきましては、国庫補助対象路線となる横手大曲線の 1 路線、2 系統でありまして、合わせて 3 5 8 万 5 千円。

3 から 7 は、県補助対象路線となる 6 号線の 2 系と川西線、大曲角館線 2 系統でありまして、合わせて 1 9 1 3 万 1 千円。

8 から 1 0 が、市単独補助となる専用線、角間川線、稲沢線の 3 路線で、1, 0 2 9 万 2 千円でありまして、合計 3, 3 0 0 万 8 千円の補正をお願いするものになります。

次に、資料ナンバー 3 の補正予算書〔3 月補正②〕の 1 7 ページをお願いいたします。サイドブックスは 1 9 ページになるかと思えます。

2 款 1 項 1 1 目 6 7 事業、庁内集落会館整備事業費につきましては、2 万 7 千円の補正になります。

財源内訳のその他財源は、庁内集落会館貸付金元金収入 2 万 6 千円と基金利子 1 千円でありまして、これらの歳入を基金へ積み立てするものになります。

以上、地域活動応援課所管に係る補正予算について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（橋村誠） 次に高橋移住定住促進課長。

○移住定住促進課長（高橋進） 移住定住促進課です。よろしくお願い申し上げます。

はじめに、本日同席しております職員を紹介させていただきます。移住定住促進班長の佐々木彰人副主幹です。

それでは、議案第34号、令和3年度大仙市一般会計補正予算（第12号）のうち、中定住促進課所管の歳出予算について説明させていただきます。

資料ナンバー3-1、令和3年度当初補正予算案〔3月補正②〕、主な事業の説明書の7ページをご覧ください。

2款1項11目23事業、移住定住推進事業費は300万円を減額補正し、補正後の額を1,843万5千円とするもので、財源は県支出金が市町村移住支援事業補助金225万円の減額、一般財源が75万円の減額であります。

本事業の目的につきましては、第2期移住定住アクションプランに基づき、移住者に対する各種支援や移住希望者等への情報発信などにより、移住者数の増加を図ることを目的としております。

今回の補正内容は、秋田県と県内25市町村が共同で実施しております移住就業支援事業について、移住前の居住地や勤務地通勤地など、資料に記載した要件を全て満たし、さらに1番から5番までの対象者に該当する方が、家族で移住した場合に100万円、単身で移住した場合に60万円の支援金を受けられるものですが、本市では3世帯分の300万円の補助金を当初予算に計上していたものの今年度の実績見込みがないことから減額するものであります。

なお、この移住就業支援事業につきましては県の予算も同様に減額されることとなっております。

次に、同じく、主な事業説明書の8ページをご覧ください。

2款1項11目35事業、地方創生テレワーク推進事業費は1,636万5千円を減額補正し、補正後の額を3,418万5千円とするもので、減額補正に係る財源は全て国庫支出金であります。

本事業の目的としましては、新型コロナウイルス感染症の拡大がきっかけとなり、地方への移住やワークライフバランスの充実などへの関心が高まったことを受け、国が令和2年度第3次補正予算において、新たな地方創生テレワーク交付金を創設したことから、本市においてもこの交付金を活用して、官民連携によるテレワーク環境整備を進め、本市への新たな人の流れを創出することで移住定住者の増加につなげようとするものであります。

本事業につきましては、株式会社グランドパレス川端がフォーシーズン1階をサテライトオフィス等施設に改修することを中心とした事業ですが、令和3年3月29日付で

国の地方創生テレワーク交付金の交付対象事業として内示を受けたことから、4月臨時議会において予算を承認していただいたものであります。

その後、事業実施に当たり、グランドパレス川端において施設内のレイアウトや各オフィス内部のスペース等を見直したことで、施設内のオフィスを33室から27室に、フリーデスクを20席から11席に減少した他、施設内の間仕切りや段差等を可能な限り既存のものを活用するなどして、施設整備費の圧縮が図られたことに伴い、係る補助金予算を1,636万5千円減額するものであります。

次に、事業説明書はございませんが、2款1項49目90事業、ふるさと応援基金積立金は、預金利子644万6,471円を基金に積み立てるため、7千円の補正であります。

以上、移住定住促進課所管の補正予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（橋村誠） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、安達委員。

○副委員長（安達成年） すいません、教えてください。地域交通対策事業費で、これ見ればすよ、令和2年10月から3年の9月までつつうごどで、いつも今の時期に補正ということですけども、ちなみにあれだすかや、半年締めどが半年ごとにやられねもんだながすな。これ結局、県補助金入ってるもんだども、へばR2年の分含めでR3年で出してやっているつつうごどだすべな。だども半年で1回区切りをつければ、R2年のお金でR2年の分払うにいいすね。要は令和3年の分は令和3年で払えばいいべし、令和2年は令和2年で払えばいいべしつつう区切りが付ぐんだども、それは羽後交通のごどもあるんだべども、それは今まではやってこねがったつつうが、これがらもやらねつつうごどだがや。そこら辺も含めてちょっと。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○地域活動応援課長（山信田恭弘） ただ今のご質問の年度の捉え方なんですけれども、バス事業につきましては、10月から9月末までが事業年度という捉え方がされていまして、それに合わせて補助金の方も、実績ベースで年度をまたいだ補助金となっているものでございます。

○委員長（橋村誠） はい、安達委員。

○副委員長（安達成年） 年度またいいんでも、区切りつけるのはやっぱり無理だっつうごどなんだすな。実績的には3月で見込みどがっつうのは出されねっつうごどで、どうしても確定するまでは出してないと。つうが、その事業年度って要は羽後交通の事業年度っていうごどだがや。そういう捉え方でいいんだがや。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○地域活動応援課長（山信田恭弘） 事業年度の捉え方といたしましては、事業者側の事業年度ということになります。

○委員長（橋村誠） 他に質疑ありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 地域交通対策事業費。なかなかバスに乗るお客さんが少ないということで、毎年この時期に赤字補填をする予算が毎年のように膨らんでいってることは間違いありませんし、だからといってこの交通を縮小したりなくしたりっていうことだけは、なんとかこう、やめるように続けていただきたいというふうに思っております。ひとつ、のりのりきっぷでバスを利用する方々にとって、なんぼか事業効果がこのバス会社にとってどれぐらい使われたとか、そこら辺、調べているもんだかどうだかということ。

それから、地域交通対策の運営協議会とかってあるのかないのか分かりませんが、市や県や交通交通等が入って、そうした現状と改善策などについての話し合いとかっていう、そういう協議会みたいなものっていうのがあるのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○地域活動応援課長（山信田恭弘） 今、2点ほどご質問いただきました。

1点目の、のりのりきっぷのバスの利用者利用状況ということですが、令和3年度、今年度ですけれども、2月までの利用実績の方は出ておりまして、その中で、全体で全体での利用額が2,600万円となっております。そのうち羽後交通の路線バスに利用された方が270万円ということで、割合にしますと全体の10.7パーセントという状況になっております。

あともう1点、交通の協議会というお話でしたけれども大仙市の方では、法定協議会として地域交通活性化再生協議会というものを設置しております。そのメンバーには、県運輸局、あとは事業者の代表の方からも出席していただきまして、市の協議会ですの

で、主に当市の運行している公共交通事業に対してご意見をもらったりということで、年3回から4回程度開催しております。

○委員長（橋村誠） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 事業所の方で、こういう経営状況だと、なかなかいつもバスなんかを小さめにしたりだとか、いろいろ工夫されているようなんですけれども、事業者側からその本便の運行を減らしたりだとか、あとコースをちょっと切り替えたりとか、そういうふうな状況の話なんか現状出てるものなのかどうか、どうなんですか。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○地域活動応援課長（山信田恭弘） 事業者の経営状況ということですが、協議会の中ではそういう話が出ていないんですが、市の方でも交通の運行の方をお願いしていることもありまして、そういうお話を聞く機会もございます。その中ではやはり利用者が減ってきておりますので、利用促進のための運行ダイヤの見直しですとか、あとはバス停の追加など、そういう取り組みをまず行っていっているということです。

バス事業を全体見てみますと、まず大変厳しい状況が続いているんですが、近年コロナの感染が拡大したことに伴って、今まで路線バスも含めてバス事業全体を支えていった高速バスですとか、観光バスの貸し切りバスですね、そちらの方の運行が現在全くできない状態になっているということで、そういうコロナの影響が大きく経営がますます厳しくなっているというお話は伺っております。

○委員長（橋村誠） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） はい、事業所にはそういう事情が非常にあるわけですが、コロナの関係では、それなりに国の交付金、こういったものなんかも利用されているものかとは思いますが、いずれ乗ってる人が少ないから、バツサリ切り捨てていくっていうようなことはないように、ぜひこういう補正も行いながらやって続けていってもらいたいというふうなことがありますけど、国の方の補助金というのが、補正額に対する国の補助金っていう、その算定基準って、たった1割ぐらいしかついてないんですけれども、これもう少し上げてもらえればと思いますけれども、その基準額っていうふうなものの流れは、だんだん減ってきてるとか何とかってありますか。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○地域活動応援課長（山信田恭弘） 国の補助金につきましては、要件としまして、路線の1日の輸送量が15人以上という要件がございます、それに該当するのが、この表

でいいますと、1番、2番の大曲線になっております。で、補助金を算定するに当たって、赤字路線であっても利用人数の多い路線については、まず基準どおりの補助金が交付されるんですが、さらにその人数が少ないとその補助対象経費がカットされるっていうような状況もあります。いずれ国の補助金の考え方としましては、赤字路線であっても、ある程度利用されている路線については残していかなければいけないという考え方で作られている制度でして、国の基準に該当しないものは、県の補助金、市の補助金ということで対応しているところです。

（「はい、まず分かりました。」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） 他に質疑ありませんか。はい、小笠原委員。

○委員（小笠原昌作） 移住定住推進ということで、ちょっと参考に出したいんですけど、最近テレビだとか、いろんなまず、そういう上で移住だとかそういうものが、田舎暮らしだとか、テレビでは「ポツンと一軒家」やなんかも非常に今売り出しているわけですけども、本市としては、何かそういう広報的な、行政的なだけでなく、肩のこらないPR、そういうものをどのようにしてるもんなのか、一つ。と、それから移住者が、今いろんな雇用の関係でいろいろ不足しているところもありますけれども、主にどのような職業が、ちょっとそご教えでもらっていいですか。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○移住定住促進課長（高橋進） はじめに、そのPR的な部分ですけども、今うちの方に地域おこし協力隊3名います。その3名のうち2名が移住定住促進という大きなミッションで採用されておまして、その方々がY o u T u b eなりSNSなどを使って発信はしております。

それと、田舎暮らしというお言葉ありましたけれども、田舎暮らしに関する雑誌っていうのも出ておまして、そちらの方にその大仙市の紹介と、あとは空き家ですね、空き家バンクに登録されている空き家の紹介などを行って、そういった面ではPRさせていただいております。

それと移住するに当たっての職業に関しましては、今我々の方で無料職業紹介所を設置しておりますが、そこに来る方々で相談が多いのはですね…、ちょっとお待ちください。元々、移住する前に勤めてらっしゃった職業をやっぱり好む方が当然多いんですけども、一番その中で多いのが一般事務、あるいは製造業、そういった業種を希望する方々が多くなっております。

今現在、無料職業紹介所に登録されている方は、4名の方が今職業を探しておられるという状況になってます。以上です。

○委員長（橋村誠） はい、小笠原委員。

○委員（小笠原昌作） その協力隊ね、その成果っちゅうのは、どういうものですか。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○移住定住促進課長（高橋進） なかなかそう計り知れない部分もあるんですけども、まずその情報発信という面ではY o u T u b e、F a c e b o o k、いろいろなその情報発信して、何名に見ていただいたですとか、アクセス数というのでは把握してはありますが、あとはその、広報誌でもいろいろな方々を紹介したり、そういうことをしてはありますが、なかなか成果効果っていうのは、今言ったS N Sの数字では出せませんが、きっちりと出せる部分が正直ないところではあります。

○委員（小笠原昌作） はい、分かりました。けれど、これ婚活なんかと同じでなかなか大変な仕事だと思いますけれど、これからのコロナを機に、こういうこういう秋田県のような、観光でもそういう空気のいいところだから、もっともっとP Rしていただいて、1人でも多くの移住者が起きればなど。それがら、受ける側の方すな、受ける側のその地域の方もやっぱりちゃんと関係を育ててやらなければいけないんじゃないかなと私思うんですけど、農業なんかもいるんですか、農業従事者。

○委員長（橋村誠） 課長。

○移住定住促進課長（高橋進） 農業移住者っていうことで、ちょっと把握してませんが、移住する前に移住体験っていうのをされる方おりますが、そこで農業体験したいという方はいらっしゃいます。

○委員（小笠原昌作） まず、何とがひとつよろしくお願いします。

○委員長（橋村誠） 他にありませんか。

（質疑する者なし）

○委員長（橋村誠） なければ質疑を終結します。

なお、討論表決については後ほど、総務部所管分と一括して行うことといたします。

○委員長（橋村誠） 次に議案第40号、令和4年度大仙市一般会計予算を議題といたします。それぞれ所管する予算について順次説明をお願いいたします。

なお、質疑は、所管課ごとに行います。

○委員長（橋村誠） はじめに、地域活動応援課の所管する予算の説明をお願いします。山信田地域活動応援課長。

○地域活動応援課長（山信田恭弘） それでは、議案第40号、令和4年度大仙市一般会計予算のうち、地域活動応援課に係る歳入歳出予算についてご説明いたします。

お手元の、主な事業の説明書（企画部）に基づき、ご説明申し上げます。

はじめに、2の7ページをご覧ください。

2款1項11目14事業、地域交通対策事業費につきましては、予算額1億3,719万5千円、対前年度3,226万6千円の増となっております。

財源内訳の国庫支出金900万円は、地方創生臨時交付金新型コロナウイルス対策でありまして、コロナ禍における交通弱者の移動支援としまして、のりのり切符の増額分に係る財源となります。

県支出金の1,086万円は秋田県生活バス路線等維持費補助金。その他財源の26万5千円は有償運送使用料、それからコミュニティバス車内放送広告料になります。

本事業は、第4期交通計画に基づき、市民の利用しやすさ、暮らしやすさを軸とした公共交通ネットワークの形成を目指すものであります。

「2」の実績と成果になります。地域間をつなぐ幹線として路線バスを維持しながら、これに連結する地域内支線としてコミュニティバスや乗り合いタクシーを市が実施することで市民の足となる交通網の整備に努めてまいりました。

また、アンケート調査等の結果を踏まえた運行内容の変更とともに、高齢者等を対象とした助成事業により、市政評価満足度の向上が図られております。

「3」の問題と課題になります。路線バスの利用者の減少が続いており、今後、代替交通の検討が必要になると考えられます。

乗り合いタクシーでは、自宅付近への送迎に対するニーズの対応が課題となっております。昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして利用者の減少が続いております。

今後、路線バス廃止による代替交通の実施や地域内支線の運行など、既存路線の維持、それから高齢者等の移動支援などを継続する上で財源の確保が課題となっております。

「4」の令和4年度事業の概要になります。

第4期交通計画に基づき、市民の移動手段を確保していくため、各交通システムの運行と移動支援策を継続し、検証と改善を図ってまいります。

事業の概要になります。①のコミュニティバス、②循環バス、③乗合タクシー、④乗り合いタクシー、ドアツードア型は市が実施主体となる交通システムでありまして、それぞれ羽後交通や市内タクシー事業者と協働により運行するものになります。

「5」は市が有償運送許可を受けて運行している市民バスになります。

「6」、民間のタクシー事業者が運行する乗合自動車に係る利用助成、「7」は高齢者、免許返納者を対象としたのりのりきっぷになります。

なお、のりのりきっぷにつきましては、令和4年度は交通弱者の移動支援事業に、新型コロナウイルス対策事業として地方創生臨時交付金の配分を受けまして、高齢者、免許返納者とも、1人当たり1千円増額の6千円としております。

次に、2-9ページをご覧ください。2款1項11目26事業、新規事業の彩色千輪プロジェクト事業費、地域拠点利活用活性化事業、これにつきましては、125万2千円の予算措置をお願いするものになります。

平成28年度から、各地域の特色を生かした地域の魅力再発見事業によりまして、市民と協働による地域づくりの推進地域コミュニティの活性化を図ってまいりました。

これまでの取り組みをさらに推進するため、令和4年度からは各地域において拠点を設定しまして、これを活用した活性化策の実施により、各地域の活性化を図り、市全体の活性化に結びつけようとする事業になります。

「4」の事業概要になります。

今年度、各地域において、地域協議会など地域住民の協議を経まして、それぞれ拠点を設置し活性化の方向性などの検討が行われております。令和4年度は各地域において全体構想を策定しまして、活性化の方向性や目標を定めて、5年度以降、順次地域活性化策や拠点施設の改修事業等を進めていく計画としております。

なお、一部地域につきましては、これまで実施してきた活性化事業の経緯などから、令和4年度から事業開始となっております。

表は地域ごとの拠点施設と令和4年度の取り組みを記載しております。

大曲地域ははなび・アムを拠点としまして、周辺施設の活用連携を進めるための構想策定を行います。

神岡地域は、「道の駅かみおか」の再整備と、利用促進のための構想策定を行います。

西仙北地域は、大綱交流館を活用した活性化構想を策定するものでして、構想策定に必要なワークショップの開催経費として、予算額は35万2千円となっております。

中仙地域は、「道の駅なかせん」を拠点としまして、これまで地域の魅力再発見事業で実施してきましたドンパン節の里、中仙活性化プロジェクトなど、連携した取り組みを進めていくものでありまして、今後の商品開発等に活用するためのロゴキャラクターの制作費として90万円となっております。

協和地域は、和ピアを拠点に子育て世代を中心とした取り組みを進めていくための構想策定を行います。

南外地域は南外ふるさと館民俗資料館、さいかい市のあるエリアを活用した活性化策を実施するため、構想策定を行います。

仙北地域は、ふれあい文化センターを拠点に周辺施設と連携した取り組みを進めるための構想策定を行っていきます。

大田地域は横沢公園エリアを拠点としまして、花と緑のまちを体験体感できる公園機能の強化を図りまして、公民連携による活性化策を進めるための構想策定を行うものになります。

なお、活性化策を実施する上で必要となる拠点施設の改修事業等、ハード事業につきましては施設の目的に応じてそれぞれ関連する予算科目に措置させていただくこととしております。

次のページをご覧ください。

こちらは参考としまして、関連する事業費を含めて記載した資料になります。

項番4番の中仙地域では、7款1項4目の観光費に道の駅なかせん植樹帯整備事業としまして、国道端の緑地帯の樹木伐採と盛り土整地によりまして、国道からの見通しを改善する事業として、346万5千円。

また、項番8番の太田地域になりますが、8款7項1目に基幹公園整備事業としまして、横沢公園の修景池の体積土状況ですとか連絡橋の修繕、魚類植物調査などを実施するため381万8千円を計上しております。

こちらは東部地区の基幹公園事業として整備を進めていくものですが、本プロジェクト事業と関連させながら進めていく事業になります。

以上、地域活動応援課が所管する主な事業について説明をさせていただきましたが、次に予算規模の大きい事業についてご説明いたします。

資料の令和4年度当初予算概要（総務企画常任委員会）の企画部、こちらの4ページをご覧くださいと思います。

総ページ数でいうと5ページになるかと思いますが。地域活動応援課の項番1から始まるページをご覧くださいと思います。

はじめに、項番3番の地域振興事業費、地域枠につきましては、地域課題解決の解決に向け、市民と協働によるまちづくりを推進するため、各地域に配分されている予算でありまして、7,401万9千円であります。

財源内訳の市債5,930万円は、過疎ソフト事業債その他財源の1,416万6千円は、地域振興基金繰入金になります。

次のページをご覧ください。

項番12番の自治会育成支援事業費補助金は、自治活動と自治会館等の維持管理を支援するための予算としまして、2,654万円であります。

財源内訳の市債850万円は過疎ソフト事業債、その他財源の1,760万5千円は地域振興基金繰入金となっております。

以上、議案第40号、令和4年度大仙市一般会計予算のうち、地域活動応援課所管に係る予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（橋村誠） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） まず一つは、地域協議会というものがあるわけだけど、各地区でよ。それはそれでいいんだけど、そこで協議する人間が毎年と同じ人間だわけだ。

全然、同じことやって繰り返して、したがるメンバーチェンジして、ある程度のメンバー、2年なら2年、3年なら3年ってある程度のメンバー、任期つけて、新しい人間の感覚、発想で、新しいって歳いったどが若いどがそういう意味じゃなくて、人間を変えていかなければいつも同じような、例えばどごの会長だどが、あるいは集落の会長だどがってやればいつも同じ発想だわけですよ。格好はいいけれども、やってるごど、成すごど、誠に、うちの方だけだかもしれねども、結果すこぶる適切でないなと感じているごど一つ。今回も魅力発見ということで、活性化室でそのパンフレット作ったようだけれども、あれ見てみると、誠に情けない内容だなと。私は太田地域のやづ見たけれど、太田は誠によくできてるんですよ。やっぱり指導者のせいなのかなと思ったりして。

西仙の場合、見れば昔の写真、どごそごのその文化財ここにあるどがどごにあるどが、そんな程度の冊子だわけすよ。実際に今は雪降って行けないわけだけれども、春になって行こうとしてもやぶからなあってやぶの中さ史跡あったり、西仙地区の史跡だとか書いてるけども実際は昔の写真使ってで、実際にそごさは行けなかったり、お粗末な作り方やってるんだな。したってもう少しやっぱりその誰の責任だが分からないでも、もう少しこうメンバーチェンジして、発想を新たにしていかなければ何も魅力あることできないなんて思っているごど一つ。それがら今回、その魅力再発見事業、今回は（聞き取り不可）事業になったようだけれども、委員会でもちょっとしゃべったごどあるんだけれども、例えばせっかくよ、ワサビでも、うちの方でワサビでもレンコンでもやって、あどあれで地元さ全部事業丸投げして、当然市ではタッチしていかないごどだけれども、持続性のある事業やらねね、単発でよ、ハウス建でだり、莫大なお金、相当な金掛けだっすべ。いろんな、そごさ行く水の配管だどが。もう少しやっぱりせっかく金掛けてよ、有効的な、もうちょっと地元さ還元できるような施策でなければ。まずこれで今回、3年度で終わって、4年度がらねがら何も言いようないけれど、全然せっかくやっても何にも継続性もないし、あどあれよ、地域の人やれやれってなんて言ったって地域の人達も任せられたって大変だと思うし、地域でたまたま法人の人だち、頑張っているんだけれども、前回もしゃべったけど、腰までぬかってよ、草取りさせであど知らねふりだすべ。したら課長、あんた方行ったごどあるすか、俺この前も言ったども、俺実際に自分で長靴履いでレンコンの草取りしてらすよ。誰やるすかこの後。あどみんな地元さお任せだすか、あど。せっかく何百万って金掛けで、結局何もあど廃目事業にして、これ誰やるおんだすか。何とするもんだすか、この後。今言った活性化の事業あるいはこの魅力発見事業、2点について、まず今後の見通しっていうか、今後の考え方をお聞きしたいと思います。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○地域活動応援課長（山信田恭弘） まず1点目の地域協議会についてですけれども、現在の地域協議会委員は令和2年度に選任された第5期の地域協議会委員になっておりまして、任期は令和4年度までとなっております。

この中で前回に選任するに当たりまして、役割の見直しなども行いまして、まず今まで地域枠予算の審議というのが主だったんですけれども、それを地域課題の解消に向け

た取り組みの協議を行っていただくということで、まず役割の見直しを行っております。あと、当委員の選任につきましては、改選に合わせて、選考規程というのを各地域で、全体でも方針を立てまして、選考を行っております。

その中で、やはり新しいメンバーでの協議っていうところも必要だと思ひまして、2期目となる委員につきましては、原則、新任の方を選任してもらってというルールの中で進めているところでございます。

まず、令和5年度からまた新しい委員での活動となりますので、そこら辺は各地域とも情報を情報共有しまして、選任に向けた方針というのを、令和4年度中につくっていきたくと思っております。

あと、2点目の地域活性化策になりますが、まず市では平成28年度から地域の魅力再発見授業ということで、各地域で地域の魅力の発掘ですとか、地域住民と協働による事業ということで進めてきております。まず、地域活性化策ということで、活性化の効果を出すには、やはりある程度継続した事業の継続性というところが必要になってくるかと思ひます。

まず、地域の魅力再発見事業としては、まず令和3年度までということになってしまいうんですが、それぞれの団体で実施している事業、まずそれぞれ課題を整理した上で今後も継続していくものになります。で、内容によっては新しい彩色千輪プロジェクトの中で関連団体と連携して進めていくということも可能としておりますので、事業によって、まずさまざまな支援の方法ですとか、連携の方法というのは考えられると思ひますので、まず実施形態などを見ながら、どういった関わり方が適しているかということを見ながら継続していければと思っております。以上です。

○委員長（橋村誠） いいですか。はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） あによ、課長、あなたはここにいるがらそうやって答弁できるんだけど、あなたの意思そのものが、言ったごどが支所長でも、何にも伝わってないわけだ。ただ支所長はとにかくただ本庁の方から来た予算なりなにかに消化して、まずその場、その1年間過ごせばいいなという、私の方から見ればだや、そうでねがもしれねでも、そういう感じを受けるわけだ。私はここで質問すれば、んだな、んだなって思うような答弁するけれども、もう少しだがら、こっちの方でせっかく活性化室って、支所長以下の部下さ、2人だが3人だがいるすべ。あの人達をもうちょっとこう使いこなせるような、そんな体制をこちらの方で指導してけねば。支所長の人間性もあるがもしんねでも、

別に支所長悪いという意味ではねよ、勘違いさねでけれな。あの、そなたごとを感じてるんだよ、正直言って。支所長もよ、いろんな支所の中の業務が多すぎて回らなねってばそれまでだども、私はせっかぐよ、こういったシステム作って機能していかなければ大変だなど思っているごど。あどもう一つは、魅力発見については前回も今回もしゃべらせでもらってらでも、実際によ、地域でせっかくできたワサビでもレンコンでも、地域で1回消費するどが何にもやっていないわけだ。確かに私なば、ワサビ3本もらった。この人方も貰った、何にも難儀さねったったって。いかがなものか、地域でやって、地域の人方、みんな泥だらけになって帰ってきて、地域の泥だらけになった人方さ、1本でも2本でもいいね、分けでよ、こうしてできだがら、なんとだど、レンコンの短いやづ1本でもいいがら。そなたごどもさねで、しゅしゅえっとだがさやって、私の聞き及んでいる範囲なば、地域外の議員さも配ってるっていう話あるつけ。そなたもんでねど思ってるんだよな。この人方、ごちそうなつながら笑ってらでも。そなたごどでねくて、頑張った人さ、地域で1回よ、食するとか。そなた指導はどごで、やるのよ、あんた方でねが。それとも支所長の指導なんだが、これ、どういうごどなんだや。自分では貰ったがらいいなんていうもんでねぐ、地域で難儀して、泥だらけなつた人方さよ、1本でもいいねが、レンコンの一つでも食べさせでよ、こうやっておめださ難儀かげだつたなつて。それがよ、みんなして協力した事業でねがなど、私は思うわけだけれど、いかがなものでしょうか。

○委員長（橋村誠） はい、部長。

○企画部長（福原勝人） 耳の痛いご指摘でありまして、当然実際1回やり始めたものは、これは継続するということが、当然必要だと思っております。なおかつ、今、我々がよくやっているのとはかく自走できることっていうことを主眼に考えています。つまり、地元の皆さんでずっと長くやっていけるようなご支援を重視してやっております。そうした中で今のお話のようなことは大変、我々としても心苦しく思っております。当局としては、支所ときちつと話をして、現状どういうことなのかと、なかなか私も改善しているのかというふうに認識しておりましたが、ちょっと甘かったと思っております。

この後、今一度、ちょっと支所ともお話をさせていただきたいと思っております。それで、いずれ、魅力再発見という事業は終わりますけれども、この後の再就職宣言の中で、例えば西仙北でいいますと、それが全くなくなるということではなくして、そういったものを例えばその大綱交流館で売るとか、そういうそういうことも考えるべきなんだろう

というふうに思いますので、そこら辺は、当然まず地元のアイディアということもありますけれども、そこら辺、もう少し主体的に関わっていくようにいたしますので、よろしくをお願いします。

○委員（鎌田正） ちょっとくどいけども、今、部長言ったその通りだどもすよ、せっかぐよ、あのくれ経費掛けで、あのくれの建物建ててだ、して持続性なあどいい、（聞き取り不能）事業ではねはずだったんだよな。したがって、やっぱりレンコンでもワサビでも、綱の里って西仙でもあるね、直売所。こんたどごさでも卸してやるどが、なんかよ、もっと方法あったんでねがど今思ってらんだすよ。あれだって2年だがかがったわけだすべった。レンコンでもワサビでも。まず皆さんよ、レンコンの草取り、俺半日行って「参った」かがったでもよ、なんぼ難儀したもんだ。して最後な俺レンコンな1つもご馳走なってね、これ上段だでも。本当によ、少し真剣に考えでもらいで。莫^{ばく}大なじえんこ、何百万てあっこさ掛けだわけだすべ、ハウスがら中の箱どがなんて。もう少しよ、やるがったら持続性のあるもの、持続するように、それがら地域で良がったなど、そういうような事業をやらなければ持続性がなくなっていくのではないかなど。まずひとつよろしく。

○委員長（橋村誠） 他にありませんか。はい小松委員。

○委員（小松栄治） 生活路線バスの、1から10までの、これも利用人数だけ。これちょっと違うんですけども、管轄が教育委員会になる、あの小中学校の利用のバス関係だすな。いつも思うんだけども、これはこれ、これはこれで分けでやってるようだす。特にコミュニティバスどが、関係については、生活路線バスどが、羽後交通の関係のバスどかとダブってるのがほとんどね。だから、できだならば経費等との問題もあると思うんだけども、私は、できれば、多分、今はどこでも道端で拾っている人どご、乗る人どご拾っている、それは結構です。ただやっぱりこの、効率的なバスの利用をしていただきたいど。そのシステムも、部長まず代わるがもしれないけど、次さバトンタッチして更新してもらいでなど。そうすれば、当然、バスの台数、それから路線関係にもそのあたり利用度をきちっとしながらな、組んでもらいたいなと思ってるんですけども、どうでしょうか。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○地域活動応援課長（山信田恭弘） 1件目のご質問の交通システムごとの利用者数につきましては、後ほど資料を提出させていただきたいと思います。あと利用者増、利用者

を増やすための取り組みにつきましては、市で運行する路線につきましては、利用者、それから周辺自治会の住民の方からアンケートなどをいただきまして、その中で見直しできる部分は見直しをしてきているところでございます。この取り組みは継続して実施していきたいと思っております。あと、路線バスについては地域間をまたいだ運行がされておりますので、そこも事業者、それから関係自治体の方と協議しながら、まず実態調査も含めて進めていきたいと思っております。

○委員長（橋村誠） はい、いいですか。秩父委員。

○委員（秩父博樹） 高齢化、特に一人暮らしの高齢者が今増えてきている中で、特に大仙市に関しては、今5千世帯超えてるっていう状況の中、6世帯に1世帯が1人暮らしの高齢者という状況の中で、この足の確保という意味も含めてこの地域交通対策事業って非常にそういう移動手段として重要な事業だなんて思ってるんですけど、地域地域に合わせて、今まで少しずつ中身変えながら、今こういう状況で組んでるところですけど、地元でやっぱりその一人暮らしの高齢者の声を聞くと、やっぱり今すごく増えてきているっていうのが、家の前から目的地までできれば運んでもらえればすごくありがたいという声が増えている中で、多分、だからこの4番なんか、そういう声把握してスタートするのかななんて思いながら見てたところですけど、そういうニーズの年々の変化とか、あとそれから、それに対する年々その利用者の変化っていうか、その辺ってあれ、あれですか、今まで調査して、現場の声とか、把握しながらやっぱそういう声増えてきているっていうような、実際そういうデータとかって、積み上げてきているものなのか、ちょっとその辺、状況をお知らせ願います。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○地域活動応援課長（山信田恭弘） 高齢者等の利用者の調査、要望というところですけども、まず現在、既存路線を運行する中で利用者の方、あと周辺住民の方からの要望というのはその都度、時期を一定の時期に実施させてもらってます。また、交通空白地域の解消ということで、それこそ一人暮らしの高齢者の方などもおりますので、今年は大仙地域でしたけれども、民生委員の方の協力を得まして、直接自宅の方に訪問していただいて、意見をいただいたということもございます。いずれ全体的に見まして、今要望の多いのは、自宅付近から目的地までの移動という要望が大変多くなってきてはおります。その中で、市では西部地区でドアツードアを実施しておりますけれども、他の地区でもそういう要望はあるんですが、実際行こうということ考えたときに中央地区、

あと東部地区については、他の民間が実施する交通と競合してしまうという部分がありまして、なかなか導入が難しいという状態であります。

○委員長（橋村誠） 秩父委員。

○委員（秩父博樹） いずれにしても、その辺のニーズ、数値的な調査でしっかりつかみながら、今話あったように民間との競合っていうところで気を遣わなきゃならない部分というのは、実際現場にはあると思うんですけど、やっぱり今あったように、すごく自宅前から目的地までっていう声がすごく増えてるなってやっぱり感じてるところなので、今後ちょっとその辺の声を拾いながら、制度のその都度の17変化っていうか、それ、継続してもらいたくてでした。よろしく申し上げます。以上です。

○委員長（橋村誠） 他に質疑ありませんか。小笠原委員。

○委員（小笠原昌作） ちょっと所管がずれるかもしれませんが、はなび・アムのことなんですけども、はなび・アムも今年はコロナでやっぱり大変だと思うんですけども、本当に人いないんですよ、私も時々あちこちから見せてくれっちゅうことでいいんだけども、本当にいないんです。それで1階だか2階だかの会議室のところはよく見られる奥さん方が、会議だとか何かでそれを見られるんですけども、3階・4階の資料展ってなればほとんどいないんですよ。

それでもう一つあの辺、いろんな人方から聞くど、やっぱりコーヒー飲む場所もない、それからああいうところはやっぱりコーヒーとか、何かちょっとした軽食をやる場所、そういうものもやっぱり必要かと思うんですけども、せめて冬はおしるこでもコーヒーでも、夏はかき氷でも、ちょっとしたうどんが、そばどが食べれるところがないということで、よく聞かれます。もう一つ、今この冬道のときに丸子橋からはなび・アムまで行く、確かあれ小路とかってよく言ったったもんだけれども、あそこら辺ももう除雪が何にも成されていない、そういう状況ですよ、やっぱりあれも地域拠点になってるようだけれども、もう少しすよ、担当は別かもしれませんが、多分あのはなび・アムの館長さんもいることだと思うけども、ここ、はなび・アムまでなば10分も歩けば行けることなんです。ああいう環境っちゅうかな、ああいうのをやっぱりちゃんと見ておいていただければ大変だと思います。はなび・アムから一番いいのは、丸子橋から見える西山のこの姫神山のすな、あの風景と、それと丸子川、あるいは非常にあれは本当に昔からの、ブルーノ・タウトの詩にもあるように立派なあれなんで、それと市内も非常に非常に景色も良いし、いいんだけども、どうもはなび・アムを作ってからお客さん

もあまり、前はバスで行きたいづなんて見たことあるのも、俺も時々行くんだけど、もうちょっと地域として、見てやれば大変なんでないかと。それど市内の人、旧大曲の人があんまり行ってねんだもんな、はなび・アムさ、話聞くと。それで1回見ればあどいなくていいなんていう嫌な言葉を使う人もいるけれど、これはやっぱりもうちょっと、コロナも解決してきたらもうちょっと考えて行く必要があるんじゃないかなと、そこあたりについてもよろしく願いいたします。

○委員長（橋村誠） はい、部長。

○企画部長（福原勝人） はなび・アムに関するご意見、ごもつともでして、私も時々事務室にお邪魔するんですけども、あの後ろにホワイトボードがあって、開館当初は、つまり観光のお客様、バスで、団体で乗り付けて、きっちり埋まっていますけれども現在はここコロナになってからは真っ白な状況で多分見られて、人がいないというのは事実です。そこら辺については、まずこの後、ウィズコロナ・アフターコロナという中で、どの程度、また呼び戻せるかっていうこと、これは考えていかなければならないと思っています。

それからあと、当然その市内の方々が地元の施設を知らない、これも実はアンケートの中では分かってまして、こういったところを、いわゆる地元の方々が興味を持っていただけるような施設にならなければならないということでもあります。それから当初ありました喫茶ですとか、そのアクセスの堤防、せっかく丸子の小路と言っておきながら、雪が積もって歩けないような状況というのは、これは当然改善していかなければならないと思っています。

そこら辺は、今後の課題ということで取り組ませていただきたいと思っていますので…所管が違いますけれども、私勝手なこと言っていますけれども。

（雑談あり）

○企画部長（福原勝人） 今おっしゃられたような課題は指摘されておりまして、そういうのをみんなで何とかしなければならぬという話をしておりますので、ここら辺も当然この中ではもう取り組まれるようなことになってくると思います。ですので、所管が違おうと言いながらも全く違うわけではないので答弁させていただきました。

○委員（小笠原昌作） ぜひ所管の方でも、やっぱり企画の方ですのでなんとかが一つ、よろしく願いします。

○委員長（橋村誠） はい。

○副委員長（安達成年） すいません、答えつつう答え、別にいらねす。部長も次のこと
があるでしょうからあれでしょうけれども、いずれ鎌田委員と重複するかもしれねすで
も、地域活性化はとても大事なことで、地域の元気を取り戻すってことで、市長が地域
活性化室作って、地域を元気にしていきたいと、我々の地域さあればいつも花火ばっ
かりで、地域の人達、何でもかんでも花火さ予算使ってなんていうんたごど、言うて
るごどだすな、実際。だでもそうでねくて、地域を元気にしていくってことでせっかく地
域活性化室作って、こういう事業をやっていくつつうづぎに、やっぱり鎌田議員言っ
たとおりすよ、そこあたり含めですよ、公民館長どがって前、活性化室の兼務どがで入
ってで、やっぱり地域のコーディネートしていくとか、地域コミュニティを通っていつ
回りをよくしていくっていうのはやはり生涯学習の部分もあって、館長どがも入れた
はずなので、そこら辺も含めてすよ、一生懸命取り組んでいただきたいなど思うし、生涯
学習部なくなったから、今の館長方それ生涯学習あどねぐなっただと思ってるがもし
れねでも、そんなもんでねべがら、生涯学習課というのもちゃんと残っているし、そ
こら辺も含めて、部長、今後ともご指導していただければありがたいのでよろしくお
願いします。

○委員長（橋村誠） 福原企画部長。

○企画部長（福原勝人） これは一切、今、地域活性化推進室には公民館も今も兼務か
かかってますけども、なかなか当初設置した時から時間が経つにつれて、やっぱり当初の理
念といいますか、なぜそういうのを設置したのかということ、何かやらされてる感
覚ももしかすると現場にはあるのかもしれないけれども、そういったことでなくして、
先ほどもご答弁申し上げましたけれども、地域はすみずみまで元気になって初めて大仙
市が元気だという市長の考え方、これを実現・具現化するために我々やっております
ので、今おっしゃったような課題については、真摯に取り組ませていただきたいと思います。
以上です。

○委員長（橋村誠） 他にありませんか。佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 地域協働雪対策事業、前回、臨時議会か何かで、もう出された経緯
があったかもしれないけれども、これの活動隊の数がそれぞれの地域で格差がある。西
仙の団体が結構組織されているというふうなことはあるわけですがけれども、その方々も
現状はこの雪対策共同の組織というふうな方々に所属しておられて、頑張ってください
てる方々も、結構な年配の人たちだというのが現状なんだと思いますけれども、福祉の

方でやってる…建設部かな、間口除雪だとか、行って屋根の雪下ろし、これは空き家の雪下ろしというふうにならざるわけですけれども、それぞれの高齢者、世帯の間口除雪だとか、一定の内容が被さってる部分があるわけですけれども、利用料がその高齢者等雪対策事業費というふうな中で行われる、間口除雪なんかは利用料がしっかりして、そしてこちらの方は組織への援助というふうなことです、その辺のいわゆる労務に対する補助というふうなものの基準っていうふうなことがこの協働対策組織への補助っていうふうなものはしっかりあるのかどうか、その辺どうなってるんでしょうか。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○地域活動応援課長（山信田恭弘） はい。技術等の作業の個人負担、利用者負担ということですか。

○委員（佐藤文子） 利用者、利用者負担はないというふうに伺ってありました。雪対策のこの共同組織による雪対策は、いわゆる利用者からの個人負担はないというふうな答弁をかつていただいたことがあるんですけれども、それではこの事業で組織されている方々のいわゆる出動、出て頑張ったところへのこの対価というか、そういうふうなものの基準というふうなものはどのようになっててこういう補助金になっているのか。ちょっとそこら辺、教えていただければありがたいんですが。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○地域活動応援課長（山信田恭弘） 利用者からの負担金を受けてるかどうかというのは、その団体によって定めているところもあります。あとは実際に、作業する方への謝礼と申しますか、そういうところだと思うんですけれども、そちらの方も自治会ごとに単価を定めて交付しているものになりますが、まず補助金、補助制度が始まったことで自治会の方からは、例えば今までボランティア的な活動でやっていただいていた方には、お礼の意味で少しでも不気持ちは伝えることができるということで、助かったというような話は聞いております。

○委員（佐藤文子） それが、業者さんがいろいろシルバー人材センターとかが回って、業者として回って歩いている高齢者等除排雪サービス事業、この事業へのいわゆる予算と、この地域協働雪対策事業で参加して下さってる方々への補助金というふうなものに、あまりにも乖離があっても良くないんじゃないかなというふうに思うものですからその辺は少し地域で頑張ってくれてる、そういう方々にはもう少し、この補助金をアッ

プするというような、今後、今回はこれに対してはまず別にいいんですけれども、もう少し上げてやるとかね、そういったようなことを考えてみてください。それだけです。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○地域活動応援課長（山信田恭弘） 補助金につきましては、それぞれの実際の作業単価をもとに積算した金額でありまして、1件当たりの補助金上限額ということで定めたものになります。まずこちら、実際の労務単価が基になっておりますので、実際の単価が増えていったとか、そういう変動なども考えられますので、状況を見ながら単価については検討していきたいと思っております。

○委員長（橋村誠） 他に質疑ありませんか。

（質疑する者なし）

○委員長（橋村誠） なければ、地域活動応援課に関する質疑を終結します。

○委員長（橋村誠） 次に、移住定住促進課の所管する当初予算の説明をお願いします。
高橋移住定住促進課長。

○移住定住促進課長（高橋進） 議案第45号、令和4年度大仙市一般会計予算のうち、移住定住促進課所管の歳出予算について、はじめに、令和4年度当初予算案の主な事業の説明書にて説明させていただきます。

説明書の2-3ページをご覧ください。

2款1項10目13事業、ふるさと納税制度関連経費につきましては、令和4年度当初予算を2億7,999万4千円とし、対前年度、1億7千41万円の増であります。

本事業は本市を応援しようとする方々からいただいた寄附金を原資とする基金を財源に、各種事業を実施することで、課題の解決を図るとともに、この制度での市の魅力PRにより、大仙市のファンになってくれる方々を増やし、寄附件数及び寄附金額のさらなる増加を目指そうとするもので、令和4年度の目標は寄附件数を2万件、寄附金額を5億円としております。

これまでの実績につきましては、資料の2番に記載しておりますとおり、ここ数年はふるさと納税受付サイト数を増やしたことや大曲の花火に関連した返礼品を用意したことにより、寄附件数金額ともに増加しております。

問題・課題としましては寄附額の増加には返礼品の充実が欠かせないことから総務省が示す地場産品基準に適合したもので、かつ寄附者にとって魅力ある返礼品の開発の他、ふるさと納税の募集に要する経費をいかにして抑制するかが課題と考えます。

今後の方向性につきましては全国有数の米の産地として、まずは米を返礼品とする寄附額の増加を目指してまいりたいと考えております。

また、課題として先ほど申し上げ挙げましたが、返礼品の掘り起こしや募集経費の見直し抑制を図ってまいります。

事業概要につきましては、令和4年度に新たに実施するものの一つとして、本市に寄附していただいた全ての方々に対し、寄附金を活用して実施した事業内容等をダイレクトに報告したいと考えております。

二つ目として、これまで寄附者が寄附金税額控除に係る申告特例申請書、いわゆるワンストップ特例申請書を本市に送付する際、その郵便料は寄附者負担としておりましたが、この郵便料を自治体負担とする動きが増えてきたことから、来年度はこの費用を本市で負担いたします。

三つ目として、寄附額の増加に有効とされる、ふるさと納税受付サイトでの広告について、例年、寄附が増加し始める10月から寄附が最も多くなる12月までの期間内に、サイトの「ふるさとチョイス」及び「楽天ふるさと納税」の二つで広告を実施したいと考えております。

四つ目として、本市では現在、七つのサイトにて寄附を受け付けておりますが、この七つのサイトのうち「ふるさとチョイス」「ふるなび」「JRE MALL ふるさと納税」の三つを株式会社JTBが、「楽天ふるさと納税」を株式会社さとふるが中間事業者として、それぞれのサイトの運用管理の他、寄附受領証明書、礼状及びワンストップ特例申請書の送付業務を受託しております。

この中間事業者への業務委託について、来年度は、先ほど課題及び今後の方向性で申し上げました返礼品の開発、充実、募集経費の抑制等を図るため、委託する業務内容を見直すとともに、寄附額増加の実績がある中間事業者から有効な取り組みなどを提案していただくことも考え、公募型プロポーザル方式により中間事業者を選定することとしており、寄附額が増加する10月までには新たな中間事業者に業務を委託したいと思っております。

次に、資料2の8ページをご覧ください。

2 款 1 項 1 1 目 2 3 事業、移住定住推進事業費につきましては、令和 4 年度当初予算を 1, 6 4 4 万 5 千円とし、対前年度 4 9 9 万円の減額であります。

財源のうち特定財源は、県支出金として市町村移住支援事業補助金が 2 4 0 万円、市債として移住定住推進事業債、過疎債であります。7 0 0 万円としております。

本事業につきましては、令和 2 年 3 月に策定し、新型コロナウイルスの影響により、令和 3 年 3 月に改定しました第 2 期移住定住アクションプランに基づき、さまざまな取り組みを展開し、移住者の増加につなげることを目的としております。

令和 4 年度の移住者数の目標値は、アクションプランで定めている 6 4 9 人としております。

これまでの実績につきましては、大仙市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進期間の開始年度である平成 2 7 年度から各年度の移住者数目標と実績を表にしております。

令和 2 年度の実績は 4 0 5 人、令和 3 年 1 2 月末時点では 2 6 3 人、資料には記載されておりませんが、令和 2 年 2 月末現在で 3 1 9 人となっております。

なお、令和 2 年度の目標・実績数値が令和元年度以前と大きく変わっておりますのは、表の下に米印で記載しておりますが、移住者の定義を変更したことによるものであります。

問題と課題につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大がきっかけとなり、ライフスタイルや働き方への国民の意識変化が見られるようになり、そういった意識変化等に対応したアクションプランの策定が今後必要であると捉えております。

今後の方向性につきましては、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えたアクションプランを策定する他、オンラインとリアルそれぞれの移住相談や移住体験等を実施し、移住希望者等の希望に合わせて柔軟に対応してまいります。

事業の概要につきましては、一つ目の仕事に関する支援として、来年度も引き続き移住コーディネーターの配置や移住促進無料職業紹介所を設置し、移住希望者や移住者への就職に関する相談対応、情報提供などを行ってまいります。

また、先ほど令和 3 年度一般会計補正予算でも説明しましたが、秋田県と県内 2 5 市町村が共同で実施しております移住就業支援事業において、移住者を支援する他、県外在住者が無料職業紹介所で紹介された市内企業の面接試験を受ける場合の交通費を補助してまいります。

二つ目の住まいに関する支援として、県外からの移住者が建て売り住宅を含む新築・中古住宅を取得した場合の費用や、若者・子育て世帯が賃貸住宅を借りた場合の家賃を支援する他、移住に当たり、県外から引っ越す際の費用も支援してまいります。

また、市内の宅建業者55社との協定締結による移住希望者の要望に合う物件を紹介する取り組みも引き続き実施してまいります。

三つ目の情報発信としましては、先月に実施して好評でありましたオンラインによる移住体験ツアーを来年度も引き続き実施し、実際に移住した方々の生の声や大仙市の各種支援制度等の情報を提供するとともに、来年度はコロナの感染状況次第になると思われませんが、首都圏での移住相談会も再開したいと考えております。

なお、Z o o mなどを使ったオンラインでの移住相談は、今後も随時実施してまいります。

また、現在地域おこし協力隊を中心に新たな移住ガイドブックの作成に取り組んでおりますが、来年度早々にはそのガイドブックを完成させ、さまざまな機会に活用するなど、情報の発信に努めてまいります。

四つ目の日常生活体験、持続可能な地域づくりとしましては、これまでも実施してまいりました、移住希望者から移住体験メニューを事前にお聞きし、要望に合わせたオーダーメイド型の移住体験に加え、来年度はグリーンツーリズム団体や先輩移住者が所属している団体と連携し、移住体験ツアーを企画したいと考えており、職員だけで体験メニューを考えるだけではなく、そういった団体の方々からも意見を頂戴して体験メニューの充実を図ることが、たくさんの方々から大仙市に来ていただき、暮らしの体験をしていただけるものと思っております。

最後の五つ目として、来年度は第2期移住・定住アクションプランによる取り組みの最終年度であることから、これまでの取り組みを検証し、令和5年3月には新たなる第3期プランを策定したいと考えております。

次に、資料は令和4年度当初予算概要〔総務企画常任委員会〕になります。

移住定住促進課は6ページのナンバー2でございます。

地域おこし協力隊関連経費は1,576万7千円であります。現在3名の隊員が活動しており、来年度はうち2名が3年目、1名が2年目になります。

内容としましては、協力隊の活動経費が1,402万7千円、企業等支援経費が130万円、新たな地域おこし協力隊募集経費が44万円となっております。

なお、地域おこし協力隊に係る経費のほとんどは特別交付税で措置されることとなっております。

次にナンバー４、首都圏等ふるさと会関連経費１８１万１千円の予算であります。

内容は各ふるさと会への助成金が１団体当たり１５万円、合計１２０万。この他、首都圏で開催される総会などへの参加に要する経費が６１万１千円となっております。

以上、議案第４０号、令和４年度一般会計予算のうち、移住定住促進課所管の事業につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（橋村誠） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、秩父委員。

○委員（秩父博樹） この移住定住について、今いろいろニーズも、さまざまこう多様化してると思うんですけど、２拠点生活って、要は平日、都市部の方で過ごして、例えば週末は別で過ごしてっていう２拠点でっていう、今そういう生活のスタイルする人たちも出てきているっていうことで、そういうニーズっていうか、声っていうか、それは大仙市の方って何かそういう声、届いてるもんですか。特別こっちの方はないもんですかね。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○移住定住促進課長（高橋進） 直接声が届いているということではありませんけども、その２拠点居住の関係につきましては、国の所管が国土交通省になっておりまして、今その２拠点居住の協議会が立ち上がっております。そちらの方に大仙市も加入しておりまして、いろいろな情報はそちらからいただいておりますので、今後、首都圏から、例えば大仙市ということで、こう、週末に行ったり来たりっていうのはあると思います。そういう情報を入手しながらどういったことができるかっていうのはちょっと考えてまいるなとは思っております。

○委員長（橋村誠） はい、秩父委員。

○委員（秩父博樹） そういうライフスタイルを模索している年代層というのも今出てきているところなので、そういう声もあるっていうのを認識した上で、実際こっちの方、見に来たいとか体験したいとかっていう声があったときに対応できるような体制を整えておく必要があるのではないかなというふうに思いますので、入ってるっていうことだったのでよろしくお願いします。はい、以上です。

○委員長（橋村誠） 質疑はありませんか。はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） ふるさと納税の件、まず1点だけど、これって毎年目標もこうすごく大きいし、それに伴ってももちろん、返礼品の金額が大きくなっていくわけだけれど、これしょうがないんだでも、これっていずれ市の返礼品ていえばコメ、これ当然、花火、十二分の理解できるわけだけれども、前にもお話したった、その次の物ってよ、大仙市ではあなた方は何考えてらもんだすか。返礼品の品物っていうが。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○移住定住促進課長（高橋進） なかなか我々職員だけではそこがつかめてない部分がありまして、来年度そのプロポーザル方式で業者中間事業者ですけれども、決めるに当たって、やっぱりそういった事業所いろいろ全国各地にありますけれども、そういった方がいろいろ把握している部分がありますし、新たに大仙市に参入してきた場合に、外から来た方々の目で、こういったものは返礼品になり得るよねっていうところをもう、ぜひとも提案していただきたい意味もありまして、来年度はプロポーザル方式を採用したいなと考えています。

○委員長（橋村誠） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 外部からの意見ももちろん大切だと思うんだけど、地場産の物が、初めてその返礼品としてもらった人が大仙市の物ってごどで喜ぶんじゃないかというごどで、いずれ前にも話したった、肉類どがって非常にこう関心を持っていたぐくってごどで。実は今年、まだ決定はしていないけれども、10月に全国和牛登録協会の共進会があるわけすな。それさ、中仙の人と仙北の人と出品するわけすよ。これ確定ではねすよ、4月の選考会経ねばねねけれども。このくれ頑張ってでよ、ただステーキ1枚ってば高くつごどなんだども、何かそういったことも含めてPRしながら、やっぱり庁舎内の横の連絡なければ、ただあなたばり探しても限定されていると思うし、違う部所で、特に農産物やるっていえば農林部どが、そんた連携していぐべきではないのがなど、私はこう思うわけだけれども。そして、畜産関係については課長、あなたの側ではウサギもやってるし鶏もやってるすべ、ジャンボウサギ。だがら、あんた地元中の地元の人がよ、そんたごどをよ、発想しなければならねすべった。おれあの人ど面識ね、全然話したごどねよ。顔も分がらねし。あのぐれ地元で頑張ってよ、ウサギの肉もやってる、鶏っこもやってる、そんたよ、地元の業者を助けるようなよ、そんた返礼品を作ってやるべきでねがってごど一つど、枝豆だってんだすべ、時期的な問題もあるでも。ただ、さ

つきあなだ言ったように、10月、11月に1番こう上がってくる、もちろんコメなば常備できるがらいいんだども、肉なんてなばよ、ちょっと年末なってきた特別高い肉やらなくてもやっぱり喜ぶんでねがなど、私思うんだすよ。そういったごと、課内だけじゃなくて横の連絡、庁舎内の横の連絡なければ、やっぱりなかなか外部の人方みんなすべてビジネスで手数料取られて終わりだすべ。地元の物を返礼品にしてやるとすれば、そういったごとを考えてやらなければだめだ。それから、大仙市で一番ここら付近では豚肉、豚やってるどご南外さ2つもあるすべ、大きいどご。そういった豚肉なんて特殊な、SPFだどってそなたよ、無菌の豚肉だって好評だすべった。そういった発想によっては色んたごと浮かんでくるべった。それがら、協和のヤマメなんて、パックしてやるとどが、燻製してやるとどがいろんな方法あるすべった。へば地域の人達、ただあっこさばり、大仙市で相当、何百万なんてつぎ込んでらすべ。そういったごとを考えていかなければ返礼品って、なかなか外部の声なんてなば、外部の人来れば全部ビジネス、手数料取られて終わりだ。そこあたりもっと考えてもらえればなと思っただごどまず一つ。まず、これで何かある。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○移住定住促進課長（高橋進） 鎌田委員おっしゃった通りだと思います。我々もちょっと把握しきれてない部分ある部署、農林部の担当ともしっかり連携して実施してまいりたいと思います。

○委員長（橋村誠） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） もう一つ、今の移住定住の件に関して、今回はまずグリーンツーリズムもやるということで大変いがあったなど思っただごごなんだけど、色んた人の声聞いて、実はあの、さっきから移住定住の補助金は、私そうは思っただけけれども、山林業者が今事務所構えらどごだわけだすよ。山林業者ってが伐採する業者だで。その人も事務所構えで、そごさ人住まわせるってごどで、今整備しているわけすよ。それはそれで良いごどだでも、そういった業者だって、移住定住の口コミで色んた人が動いているがら、色んた角度から、あまり限定さねでよ、相談かけるべきではど私は、移住定住のためには。グリーンツーリズムなだけに今いがあったなど思っただごども、田舎体験についても今うちの方で一生懸命にやっている人いるがら、いろんな人がら意見聞いて、一人でも多く移住できるように、頑張っただごど思っただごど思います。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○移住定住促進課長（高橋進） はい、おっしゃる通りであります。いろいろ移住者を限定したりとか、その支援の限定というの中にも中にはありますけれども、やっぱりいろいろな形でこう大仙市を訪れてくれている方々がいらっしゃいますので、ぜひとも、そういう方々の声を聞く機会があれば聞いて、政策に反映していければと思います。

○委員長（橋村誠） 他にありませんか。いいですか。はい、小笠原委員。

○委員（小笠原昌作） あの、あれですか。ふるさと納税の返礼。我が大仙市に7件の造り酒屋あるけれども、酒なんてもやってるもんだとか。

（「やっています。」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） 他にありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） ふるさと納税の目標2万件で寄附金額5億円というふうに、こうなってるんですけども、令和3年度どれぐらいだったか、ちょっとこの、今までにないぐらいの経費がかかるわけですね、予算でね。委託料で2億7千622万というふうになってるんですけど、いわゆる手数料だとか、返礼品を除く手数料や送料は、そういうところで一体どれぐらいのものが2億7千万円になるのか。事業の費用対効果という点で、寄附金額よりもずっと経費が掛かるのも、これも困るなとちょっと思ったり。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○移住定住促進課長（高橋進） 返礼品の額につきまして、その委託料のうちいくらかということですが、総務省の基準で寄附額の3割以内…、返礼品は3割以内とされておりますので、単純に5億円の3割ということで1億5千万の経費がこの2億7,600万の中に入っております。

○委員長（橋村誠） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） そうすると、1億2千万何がしが送料や手数料ということですね。そうしますと、返礼品とほぼ同額の手数料や、あれがかかるというふうなことで、これが本当にこう寄附金を集めて、それにいわゆるこの事業効果として、今まで以上に非常に負担が掛かることとなりますよね。それで純然たる寄附金収入というふうなものにはなかなか、これまでよりは目減りするというふうなことでしょうか。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○移住定住促進課長（高橋進） 目減りはしないです。今、参考までに委託料として2億7,622万2千円というふうに記載させていただいておりますが、先ほど申し上げました返礼費が1億5千万。それと返礼品の送料ですね、返礼品を送る送料が約3千万円、

それと決済手数料が 830 万円。残りがサイトの委託ですとか、中間事業者への委託料等が、残りの金額というふうになってます。

(雑談あり)

○移住定住促進課長（高橋進） すみません、寄附金額が下がったとしても、寄附金額にかけられるパーセンテージは変わりませんので、比例的にこう、増えていくっていいですか、寄附金が減ると委託料も減りますし、寄附金が増えるとまた委託料も増えていくってような形になります。

○委員（佐藤文子） ちょっと、いわゆるふるさと納税という寄附金額っていうのはそうすれば、実際に財産として、財源として残る金額っていうのは一体なんぼくれずつあったもんですか。今までのやつで。

○移住定住促進課長（高橋進） おおよそ半分ぐらいです。

○委員（佐藤文子） 半分残ってるの。分かりました、はい。

○委員長（橋村誠） 他に質疑はありませんか。なければ、移住定住促進課に関する質疑を終結します。

ここで、当局説明員の交代に伴い、暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 45 分

再開 午前 11 時 48 分

○委員長（橋村誠） 次に、総合政策課の所管に関する予算の説明をお願いします。加賀総合整備課長。

○総合政策課長（加賀貢規） 総合政策課の加賀です。どうぞよろしくお願ひいたします。はじめに、同席職員をご紹介します。

参事の新田でございます。今遅れて入ってまいります、政策調整班の班長の小笠原も同席させていただきます、申し訳ございません。

統計班の班長の茂木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第 40 号、令和 4 年度大仙市一般会計のうち、総合政策課が所管する当初予算案につきましてご説明申し上げたいと存じます。

本日はタブレットにあります資料、令和 4 年度当初予算概要（総務企画常任委員会）と主な事業説明書に基づきまして、ご説明させていただきます。

説明に当たりましては、タブレット上での行き来をですね、できるだけなしにしたいというふうに考えておりますので、はじめに、当初予算概要にて全事業の概略を説明させていただいた後、主な事業説明書にて事業の詳細をご説明申し上げたいと存じます。

それでは、令和4年度企画部当初予算概要、こちらの横版ですね。はい、こちらの1ページ目をご覧くださいと存じます。

はじめに資料上段のナンバー1、歳出、2款1項10目10事業、企画管理費についてでございます。企画部共通の事務経費として、プリンターのトナー代や総合政策課所管の事務経費として116万3千円を計上してございます。

続きまして、ナンバー2、非核平和都市宣言経費につきましては、令和3年度から教育指導課へ移管してございますので、一つ飛びまして、ナンバー3、行政評価推進経費につきましては、市政評価及び個別事業評価の実施に係る事務経費として、印刷製本費や郵便料など、41万4千円を計上してございます。

ナンバー4、地方創生推進経費につきましては、大仙市総合戦略推進会議の委員報酬の他、先般、協定を締結させていただきました株式会社ドリームリンクさんとの連携協定事業に係る経費として43万1千円を計上してございます。

ナンバー5、若者チャレンジ応援プロジェクト事業費につきましては、事業説明書を別に作成してございますので、後ほど、詳しくご説明申し上げます。

ナンバー6、男女共同参画推進経費につきましては、男女共同参画審議会の委員報酬等として5万5千円を計上してございます。

ナンバー7、結びサポート事業費につきましては、事業説明書を別に作成してございますので後ほど詳しくご説明申し上げます。

続きまして、ナンバー8からナンバー13までは、各種団体等への負担金でございます。

ナンバー8、秋田県山村過疎地域振興協議会負担金は19万9千円。

ナンバー9、玉川ダム周辺整備促進協議会負担金は8千円。

ナンバー10、秋田、岩手地域連携軸推進協議会等で…。

(雑談あり)

○総合政策課長（加賀貢規） あんまり細かくなさうですか。はい。わかりました。ではずっと飛びまして、主な事業説明書に移りたいと思います。

それでは、もう一つの資料でございます、主な事業説明書をお開きいただきたいと思います存じます。

ページ番号は2－4になります。

歳出2款1項10目34事業、新規事業となります、若者チャレンジ応援プロジェクト事業費でございます。

当初予算額は945万9千円、特定財源としてふるさと応援寄附金400万円を見込んでおります。

本事業につきましては、項番1に記載のとおり、夢や希望に向かってチャレンジする若者や地域の課題解決、活性化のために行動を起こそうとする若者を総合的に支援する仕組みを構築するもので、若者による地域の元気創出や若者の市内定着を促進するとともに、若者の創意あふれる発想と熱意ある行動を原動力に本市の持続的な成長につなげていくということを目的としてございます。

項番2のこれまでの実績と成果でございますが、市では、地域枠予算などを通じまして、若い世代のまちづくりへの関心を高め、地域活性化等の促進を図ってまいりましたけれども一方で、依然として20代を中心に転出超過が続いてございます。

こうした状況を打開するため、いわゆる総合戦略に基づき、夢や希望に向かってチャレンジする若者を応援する地域づくりを進めることとしてございます。

本制度はこうした施策を具体化するものでございまして、制度設計に当たり、若者チャレンジに関する調査を実施してございます。

その結果、多様な主体が集まる場の創出など、総合的なサポートが必要とされていることが明らかになったということでございます。

次に、一つ飛びまして、項番4の今後の方向性と令和4年度事業の概要についてでございますが、本事業は、若者チャレンジ応援補助金と仮称「だいせんL^ラa^ボ」の設置を内容としてございます。

若者チャレンジ応援補助金につきましては、資料記載のとおり、現在、三つのタイプを予定してございます。

チャレンジタイプとして若者の起業や夢の実現などに対する支援、課題解決タイプとして地域の課題解決に向けた取り組みへの支援、ユースチャレンジタイプとして中高生等のチャレンジへの支援を想定してございます。

これにより、チャレンジが次のチャレンジを生んでいく好循環につながっていくものというふうに考えてございます。

補助金につきましては、ガバメントクラウドファンディングにより資金調達をして補助するタイプと、もう一つ、申請者自身が行うクラウドファンディングの手数料相当を補助するタイプなどを予定してございまして、これにより、全て一般財源に頼るのではなく、本事業の持続性を担保するとともに、若者の自立的な取り組みにつながっていくものというふうに見込んでございます。

仮称「だいせんL a b o」につきましては、市内外の企業や学生、金融機関、商工団体、地域おこし協力隊など、多様な主体から参画をいただき、人や組織、情報をつなぐHUB機能を担う組織として、民間シェアオフィス内に開設する予定としてございます。

参画主体が持つ資源を活用して若者のチャレンジを総合的にサポートするとともに、社会の課題解決に向けた施策を研究する「オープンラボ」という言い方をしますけれども、このオープンラボとしての機能も想定してございまして、地域にあるさまざまな資源でありましたり、人を結びつけて新しい価値を生み出すというローカルイノベーションの実現にもつなげてまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、1枚めくっていただき、歳出2款1項10目42事業、結びサポート事業費でございます。

当初予算額は1,333万2千円でございまして、特定財源として地域少子化対策重点推進交付金700万円を見込んでございます。項番1、事業の目的目標でございしますが、結婚を望みながら出会いの機会に恵まれない方々を対象に出会いの場を創出するとともに、結婚祝い金や結婚新生活支援などによりカップルの結婚を後押しする他、地域全体で結婚を応援する気運の醸成や環境整備を進め、婚姻数の増加につなげていくことを目的としてございます。

項番2のこれまでの実績と成果でございしますが、令和元年度に設置いたしました子育て支援制度等検討会議におきまして本制度を検討し、令和2年度からスタートさせておりますが、初年度につきましては結婚祝い金165組・165万円、結婚新生活支援事業は18組、455万円の交付実績となっております。

このうち、結婚新生活支援事業につきましては、利用した全ての方々から評価をいただいております。婚姻数の増加と若者定住に一定の役割を果たしているものと捉えてございます。

次に、項番3の問題と課題でございますが、本制度の周知不足を受けて市民へのさらなるPRが必要になっていること、また出会い結婚応援イベント助成金につきましては、この中でイベントが中止になっていることを踏まえ、ウィズコロナを念頭に置いた内容の見直しが必要になっていることなどが課題となっております。

次に項番4の今後の方向性と令和4年度事業の概要についてでございますが、結婚祝い金事業につきましては、コロナ禍における経済対策という一面もございますので、それを考慮する形で1万円相当の地域商品券を交付することとしてございます。また、制度拡充として、申請期間と住民登録要件の一部緩和を図ることとしてございます。

結婚新生活支援事業につきましても、制度拡充を図ることとしてございまして、秋田県が今現在、国へ申請してございます都道府県主導型市町村連携コストというものがございまして、こちらに採択された場合は補助上限額がですね、国の基準で、夫婦ともに29歳以下の世帯であれば最大60万円までかさ上げできるというようなことになってございますので、そうしたことができるよう準備を進めているところでございます。

三つ目、出会い結婚イベント助成金につきましては、先般の決算特別委員会におきまして、コロナ禍でも利用しやすい事業となるよう努められたいというご指摘をいただいておりますので、ウィズコロナを念頭に置いたオンラインイベントでありましたり、趣味をテーマとしたイベントなどに対して補助上限額をかさ上げする制度拡充を行いたいというふうに考えてございます。

以上、総合政策課所管の当初予算概要につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（橋村誠） 説明が終了しましたが、昼食のため暫時休憩し、午後1時からの再開後に質疑に入りますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午後0時

再開 午後0時58分

○委員長（橋村誠） 休憩前に引き続き、審査を行います。

これより、総合政策課の説明に対する質疑を行います。

質疑のある方は、はい、秩父委員。

○委員（秩父博樹） 新規でやる若者チャレンジ応援プロジェクト事業、この中で一番下のところに説明がある「だいせんL a b o」運営費、今、現状での、例えばこれスタートすれば…動き出す見通しっていうか、本当に今のところ何か、その見通しの的なものがあるのかどうか。全くゼロベースで、ただ設置しましたっていう状況からスタートするのか、まずそこをちょっと、もし見通しあれば、そこ1点教えてもらえればと思います。

あと、この中に真ん中さ、課題解決タイプの中に、小さく子ども食堂のイラストも入れているところですけど、これあれですか、市内で今数カ所やってるような状況もあって、ただやっていろんな状況の中で今ちょっとストップしてるっていうのもあるみたいですけど、実際その子ども食堂への課題解決タイプっていうのを使えるようであれば、具体的にどういった形で使われていくってことが想定されるのか、ちょっとそこを教えてください。

あと、この隣の結びサポート事業の方に行くんですけど、この課題の中さ、周知が課題となっているってさっき説明の中でおっしゃってたので、全くその通りだなと思いつつながら、実際こういう制度があるの知らなかったって声、結構あるなって思いつつながら聞いたところですけど、方向性の中で、制度の周知に努めるというふうにもあるので、まずそれはしっかり周知をお願いしていきたいっていう。せっかくいい制度を作っても、あるの知らないってなるともったいないので、そこをまずお願いしたいってやつと、あとこの中にある都道府県主導型市町村連携コースは、これちょっと関係機関から聞いたら、これ採択される見通しだっていうふうに伺ってるので、これまずしっかり進めていければいいと思います。1世帯当たり年齢制限はあるみたいですけど、最大60万円というふうにあるので、対象者いれば、ぜひこれ活用してもらいたいというふうに思うので。これ、あれですよ、29歳以上の場合には30万っていう形だと思うので、それはそれで活用してもらえればというふうに思うので、ここをしっかりと周知をお願いしたいということです。この辺についての今後の取り組みについてお伝えいただければ、はい、お願いします。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○総合政策課長（加賀貢規） はい、秩父委員のご質問にお答え申し上げたいと存じます。

1点目の若者チャレンジの「だいせんL a b o」の部分でございますが、見通しということでございます。実はこちら、先進事例も実はございまして、先進事例に倣うような感じで今いろいろ想定してるんですけども、待ってるだけではなくて、やはり打っ

て出たいなと思ってるんですね。予算、議決いただいた後、4月1日スタートになるかと思いますが、その段階でもういろんな、例えば金融機関でありましたり、商工団体でありましたり、大学でありましたり、いろんなところにすぐご挨拶させていただいて、この「だいせんL a b o」というのを一刻も早くですね、構築したいと思っております。

「だいせんL a b o」を作って若者のチャレンジを応援するというのが中心になるんですけども、それ以外にも、ローカルイノベーションということで、いろんな資源だったり、いろんな人を結びつけてあげて、新しい価値を生んでいくというような取り組みもですね、市側からとしても、待ちではなくて、攻めというような形で持っていければいいなというふうに今のところはちょっと考えてるんですけども、はい。できるだけ早くですね、結果を出せるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それと2点目の補助の部分ですね、課題解決タイプということで、実はこの冊子は例示ということで書かせていただいているんですけども、例えば今、既に子ども食堂をやっている方については、また、こども支援課の方で何か補助だとかサポートだとかを考えてるっていうことでもあったんですけども、これから新しく始めようかというような方々については、こちらの方にももしかして当てはまってくるのかな、なんていうことで考えております。

やっぱり子ども食堂、今の時代ですね、いろんな場所にあってもいいかと思うんですよ。子どもの居場所づくりっていう点でも大変必要なのかなと思っておりますので、そこら辺はちょっと十分考えながら進めてまいりたいというふうに考えております。

3点目ですね、むすびサポートのところでございます。

周知不足というところで、我々もちょっとだいぶ反省しておりますので、どうすればその若い人たちに伝わるのかなというふうに考えてございます。

婚姻届を出したときに、もちろんこういう制度がありますよっていうのは今もやっておるんですけども、さらに一步踏み込んだですね、SNSだとかを活用させていただいて「大仙市に住めば、実はこういうような制度があるんだって」とか、だったら「どうせ住むんだったら大仙市内」とかっていう形で若者たちカップルがですね、お話をしてくれてここに住んでいただけるようなそういう仕組みづくりにちょっと力を入れてまいりたいというふうに考えております。

4点目、市町村連携コースですけれども、実は内示的なものをもらってるというような県の情報も得たんですけれども、まだ正式に内示が出ているかどうかというのが微妙でして、先ほどの説明のような内容でお話させていただいたんですけれども、恐らく大丈夫だと思います。

ですので、今現在そのつもりでですね、要綱改正やら何やらということで準備を進めさせていただいておりますので、4月1日、いいんだったらすぐスタートできるように、これからも準備を進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○委員長（橋村誠） いいですか。

（「なんとかよろしくお願いします。」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） 他に質疑ありませんか。小笠原委員。

○委員（小笠原昌作） 毎年、市民による市政評価ですか、大変よくまとめておられますし、私も非常に興味持っていて見えていますけれども、当然ああいうのは、検証・評価っちゅうのは大変だと思いますけども、企画の方から、いろんな部局の方に渡してやって、それなりの声が、意見が出されているので、それをどのように実行して、良い面は良い面で実行して、どういうふうで紹介されているか、それをちょっとお聞きしたい。それともう一つ、やっぱり若者チャレンジっちゅうことで、大変素晴らしい夢のあるような企画ということなんですけれども、若者は何つつたって宝ですから、本市の宝ですから、もっとあの堅苦しくじゃなく、環境を自然体でね、出せるような、そういう企画も当然必要でないかと、スポーツだとか、いろんな娯楽だとかあるわけで、この前ちょっと会議でも言ったけども、本市においては、今いろんな絵画なり絵とか、書道とか、そういうものを一生懸命やってる人いるんですよ、そういう美術品的な、そういうところが、なかなかそういう皆さんに見せる場所がなくて、残念だなと思ってますけども、そういう若い人方がいろんなチャレンジしているよ、チャレンジする環境を、もうちょっと欲しいもんだなと。それともう一つ、三つ目ですけれども、私前も言ったけども、結婚ですけども、ある本人は結婚をするときは大変運良くて結婚した。ところが、最近是非常にその運良く結婚しても、なかなか末永く結びつかないっていうのも結構あるようですけれども、その縁がですよ、長続きできるようになればいいわけですけども、いろんな若い人方と話をする、あの人に頼まれながら一緒になるとか、それがらプロいるわけですよ、プロ。なんちゅうか、縁結びのプロ、結構いるんだすど。してお金なんぼぐらいってあるらしいけども、こういうものをやっぱりこれがらすよ、本市においではいろん

な環境があるがら、この縁結びの神様がどこにいるが分かんないけれども、何とかそういう面ももう少し検討していただければなと思います。この三つですな。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○総合政策課長（加賀貢規） 小笠原議員のご質問にお答え申し上げたいと存じます。

1点目の、市政評価ということでございますけれども、今までも市政評価、あとは個別事業評価というような形でいろんなご意見をいただいて、それをまとめて各分野部署にですね、お知らせしてできるだけ、反映してもらえるように図ってきたわけですが、最近ですね、どんなものに反映されてるのかということで、改めて調べてみるタイミングがありましたので、そこから何点か拾っていきたいと思いますけれども、例えば市政評価全体の評価ですけれども、隣の交流振興課の方で交流事業をやっておるわけなんですけれども、例えば地域間交流とかっていう形で、例えば座間市でありましたり、あとは宮古市でありましたり、宮崎市でありましたり、というようなことで大変仲良くさせていただいてるんですけども、ただ交流都市になっても、そこがどういう都市だとかかっていうのが分からないというようなご意見がありましたので、例えばJRの東西自由通路ですね、そこに展示コーナーを設けてですね、市民の皆様、例えば学生さんたちもいっぱいいらっしゃるんで、そこで目を通していただけるような、「こういう所が交流都市なんだ」ということで「1回行ってみたいな」とかっていう形で交流が深まればな、というようなそういう理解促進、事業っていうことも今取り組んでいるところでありますので、これもやはり市政評価があったからこそ市民の意見が分かったということで反映させたものです。

あと、例えば個別事業評価であれば、交通助成券、のりのりきっぷということで、地域活動応援課の方でやってる事業ありますけども、やはりこれも個別事業評価ということでアンケートを出して、そのご意見がやはり高齢者だとか運転免許返納者、いわゆる交通弱者でございますけれども、その方々に何か支援してほしいというようなご意見がたくさん寄せられたのでスタートしたというようなお話を聞いてございます。これが令和2年の7月からスタートということでございます。

あとは、1番大きいボリュームでしたのが、母子保健事業だったんです。健康増進センターの所管であったんですが、例えば、職員のスキルアップだとかもちろんなんですけども、子育て支援アプリということで、スマートフォンですね、あれを使いたいというようなご意見をたくさん頂戴しまして、その意見を反映させる形で早速導入しまし

て、例えば、いろんな検診だとかっていうと、そのスマートフォンにプッシュ型という言い方しますけども、いついつ何々あるよというようなことで、このお知らせをさせていただいたりして、そこはすごいご好評いただいているというようなことでして、それ以外にも、例えば母子手帳の表紙をかわいいウサギのミッフィーちゃんとかですね、変えたりとかですね、あとはいろんな相談を、今の方々ってどうしても電話ではなくてやっぱメールとかでやりとりしたいということもあるそうでして、そのメールシステムを開発したりとかっていうことで対応したりというふうに考えておるそうです。

それ以外にも実はまだまだいっぱいありまして、いずれにしても、姿勢評価の個別事業評価というのはやって終わりではなくて、しっかり姿勢に反映できるようにこれからも頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

2点目の若者チャレンジにつきましては、そうですね、議員ご指摘のとおり、堅苦しくなくてですね、いろんな人が、特に若者がですね、ちょっと寄ってみようかというような、そんな自然体で寄ってもらって、いろんな話をして、じゃあ何かやってみたいなどと、何かやりたいんだけどどうしたらいいんだろうっていうようなことで相談に乗れるようなですね、そういう「だいせんLabo」というような組織も作りますので、そこで対応してまいりたいと思っております。ただあとは、これからゼロベースで走るっていうところですので、先ほどご説明申し上げましたとおり先進事例とかですね、参考にさせていただきながら、できるだけ早く体制を構築してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

あと3点目、結婚支援でございます。やっぱり運良くご結婚されてというようなお話があって、やっぱり離婚数とか見ても結構今多くなってきておりますので、そのままですね、最後まで添い遂げていただきたいなっていうのは、まあ個人的には思っているところなんですけども、そういう話の中で、プロの方もいるっていうことでしたけど、実は公式にも結婚サポーターということで県の方で制度を設けておりまして、大仙市のサポーターも何人かいらっしゃるんですけども、これからそういう方々とも連携を密にしながらですね、結婚を支える大事な担い手ということで頑張っていきたいと思っておりますので、どうか引き続き、ご指導よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○委員長（橋村誠） 小笠原委員。

○委員（小笠原昌作） 大変これ、市民にとってすよ、大事な若者にしても結婚にしても、そしてこういういろんな意見を聞いてやるっていうのは大切でありますし、どうかひと

つ、今後とも頑張っていたいただければ、大変ありがたいと思います。

○委員長（橋村誠） 他に質疑ありませんか。

（質疑する者なし）

○委員長（橋村誠） なければ、総合政策課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（橋村誠） 次に、広報広聴課の所管する予算の説明をお願いします。鈴木広報広聴課長。

○広報広聴課長（鈴木正人） 広報広聴課の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

本日同席しております広報広聴課の職員を紹介いたします。参事の嵯峨美保子です。

それでは、説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案第40号令和4年度大仙市一般会計予算のうち、広報広聴課所管の当初予算についてご説明申し上げます。

本日の説明につきましては、企画部、主な事業の説明書に記載されている二つの事業について説明させていただきますので、企画部の主な事業説明書、2-1ページをご覧ください。

はじめに、2款1項3目11号10事業、広報活動費につきましては、予算額が前年度より182万2千円減の3,139万7千円になります。

財源のうち、その他財源の148万円は、広報誌及びホームページへの広告掲載料等となっております。

事業の目的及び目標につきましては、広報誌やホームページ、フェイスブック等のSNS、コミュニティFMラジオの活用により、市民に対して行政情報を正確に分かりやすく提供することを目的としております。

令和4年度事業の概要であります。広報「だいせん日和」編集発行費2,155万3千円につきましては、広報誌を毎月1回、1日に発行するための経費となります。

次に、コミュニティFM、行政情報番組の放送、792万円につきましては、平日の朝・昼・晩に放送されます生番組の中で情報発信をするための番組製作及び放送に係る業務委託費となります。

次に、ホームページ管理システム保守、165万円につきましては、当該システムの保守業務委託費となります。

次に、広報機能の強化、27万4千円につきましては、広報誌を活用して、一昨年から年2回ほど暮らしの情報アンケートというものを、候補者の中に織り込んで行っておりますが、それを行うための経費となっております。

次に、2-2ページをご覧ください。

2款1項3目11事業、シティプロモーション戦略事業費につきましては、予算額が前年度より395万8千円増の616万9千円になります。財源は全て、ふるさと応援基金繰入金によるものであります。

事業の目的及び目標につきましては、市民や企業などとの協働により、新たな価値を地域ブランド化することにより、大山市民の誇りと地域への愛着を涵養^{かん}するとともに、市外からも共感を得ることで、大仙市に住んで良かった、訪れて良かったとの実感につながるような事業展開を目指しております。

令和4年度事業の概要であります。はじめに、市のPR強化事業につきましては、589万1千円を計上しております。

主な内容は、①の美味しいお米の産地PR事業として、首都圏での新聞広告費、PR用素材を収集するためのフォトコンテストなどとなり、445万4千円となっております。

②のSNSによる発信情報の拡充の多言語情報発信事業は、広報誌をはじめ、観光パンフレットなど多言語化できるパソコンソフトのリース料、ライン公式アカウントサーバーの保守管理費、インスタグラムに投稿された写真を集めたポスターの制作費として99万円。

③の看板等活用事業として、秋田空港電照看板への年間広告料として44万7千円となります。

次に、シビックプライド醸成につきましては、市と市民が協働で、大仙市に生きることの良さや楽しさを発見し、それを発信することで、大仙市ファンを増やすことを目的に組織された「だいせん宣伝部」がございます。

その宣伝部の会員によるPR動画の制作費等として24万8千円。

それから今年で第20回を数えます、秋田朝日放送のふるさとCM大賞に作品を応募するための制作費や負担金として3万円を計上しております。

以上が、議案第40号、令和4年度大仙市一般会計予算のうち、広報広聴課が所管する事業につきまして、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（橋村誠） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、安達委員。

○副委員長（安達成年） 一つだけ、すいません。一つお願いと、一つ聞きだいで。先ほど、移住定住の方で、首都圏ふるさと会とかの予算あったんですけども、今コロナの関係で行ったり来たりできねし、できればよ、広報の中で、大仙の中のふるさと会を取り上げていただきたいなって、何か特集どがでっすよ、一応あるっすね、旧市町村で持ってらやづ、なんか最近忘れ去られでる感じがするので。それともう一つ、シティプロモーションのごとで聞きでんすども、さっきの進課長の方のやづの、ふるさと納税と言ったらいいが、それどの絡みもこれもプロモーションつうが、お米のPRもするって書いてらども、そっちども何かこうつながるようになっすよ、何か連携を取ったいなやづどが考えでらのが、ちょっと教えてください。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○広報広聴課長（鈴木正人） はじめに、ふるさと会につきましての広報に掲載することにつきましては、今後何らかの形で特別なコーナー等作れるように検討してまいりたいと思っております。

2点目のシティプロモーションとふるさと納税の関係についてであります。令和3年度、実際のところは首都圏での新聞広告等や全国紙に対する広告等を行っていますが、実際は全てふるさと納税を意識したもので、シティプロモーションを行っています。

ですので、今年については、おいしい米どころというのを中心として、米の納税額が増えるような取り組みを行ってまして、昨年12月には関東全域と静岡、山梨の一部に配られてます、読売新聞の夕刊の方でやっております。そのあたりでも大仙市というものを知ってもらったというふうな調査結果が出てきておりますので、そういったものを活用しながら、納税額がもっと伸びるような取り組みをしてまいりたいと思っております。

ただし、ふるさと納税につきましては、ご承知の通り、全て経費算入されますので、そのふるさと納税の経費に算入されないような、微妙なグレーゾーンとなりますが、そちらの形でのシティプロモーションというのを前面に出しながらも、ふるさと納税額が伸びるような対応をしてまいりたいと考えております。

○委員長（橋村誠） いいですか。安達委員。

○副委員長（安達成年） 頑張っていたきたいと思いますが、何かこう、リンクするようなことあるんですよな、当然すな。そういう、それ見ればふるさと納税とつながるのが、なんかふるさと納税側がらこっちさ来るとが、まずっすよ、それは当然あるんですよね。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○広報広聴課長（鈴木正人） 広告の中には、ふるさと納税の場合、ここを見てくださいというようなQRコード等を入れております。が、ただし紙面の中で、経費算入の経費の割合を出しますので、できるだけこう小さい形で出しますが、より目立つような色合いを使ったり、表示の方法にはかなり工夫をしながらも直接的な宣伝ではないというようなことを総務省にアピールするような内容で掲載させていただいております。

○委員長（橋村誠） 他に質疑ありませんか。秩父委員。

○委員（秩父博樹） さっき説明あった、あの多言語情報発信事業、これ49万5千円であるんですけど、ちょっと中身教えてもらいたくてでした。あとそれから、ラインのその公式アカウントサーバー保守39万6千円ってあるんですけど、これって要は通常のコストかなと思って今聞いたところなんですけど、これが通常のものなのかっていう、ちょっとその二つ、教えてください。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○広報広聴課長（鈴木正人） まず1点目の、多言語情報サービスにつきましては、これは全くのパソコンのソフトとなりまして、広報のテキストデータをパソコンソフトで読み込みますと、多言語で翻訳されるというふうなソフトとなります。

リース料といいますか、そちらの方の経費となります。それから2点目のラインのサーバーですが、実はこれラインの会社ではなくて、ラインのサーバーを介して、例えば情報が送られますけども、それと別にサーバーを持ちまして、例えば私、鈴木正人がラインを通して大仙市に何か連絡をするといった場合は、ラインから私の出した情報、例えば、「朝何時に大仙市役所は開きますか」というふうなことを言った場合、その鈴木正人という者と、朝何時に行きますかという情報だけがサーバーに送られますが、大仙市のサーバーではそれらをこう…借りているサーバーですけども、これがサーバーのレンタル費となりますが、そのサーバー内で個人情報を処理いたします。中身を見て、また返事した場合は、ラインが持っている、私の情報だけが分かった内容で、例えば

「朝8時半に開きます」というような回答が返ってくるという。その中で、私が男性で年齢がいくらかかって、もし持っている情報があったとしても、それは一切、ライン側には知らされないというふうな中身になりますので、機械的にはその入口・出口はラインを使いますが、中身は別のサーバーで大仙市の情報として別に管理しているというふうな、ちょっと提出した資料ではちょっと分からないかと思いますが、そういった形のサーバーを借りるための経費となってございます。

○委員長（橋村誠） いいですか。はい。

○委員（秩父博樹） そういえば、例えば市民の何か、問い合わせに対してそういう対応できているというのは、何かこのラインアカウントのサーバー保守ってやつと、あとホームページの中でも確か、あれはメールか…あるっすよね。

前のページにある、この市のホームページ管理システム保守、ちょっとそれに入っているのかどうかはちょっとわかんないですけど、例えばこの保守管理費ってホームページと、この次のこのラインと、あと大仙市で他で使ってるSNSに関してはそういうのは特別なっていうことなんですかね。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○広報広聴課長（鈴木正人） まず、維持管理につきましてはホームページの管理システム維持管理と今のラインのサーバーを借りるための経費のみでございます。他のフェイスブック、インスタグラムがありますが、そちらの方は…、ツイッターもございますが、一斉経費がかかってございません。

○委員長（橋村誠） はい、秩父委員。

○委員（秩父博樹） 分かりました。あとせば、ちょっと一つ戻るんですけど、さっきのその多言語情報発信事業って、これってそうすれば、ホームページも他の言語で見れるような形になってるんですけど、そのことなんですか。これ、SNSによる情報発信の中にあるので、せば、大仙市で発信しているSNSが他の言語で見られたときに、例えば翻訳するとかっていうとこ、触れば自動で翻訳されると、そういうそういうことなんですかね。

○委員長（橋村誠） はい、部長。

○総務部長（福原勝人） 今おっしゃったようなホームページ、当然あります。それから、こういうスマートフォンにカタログポケットというアプリがあります。そこに大仙市は広報ですとか主要なものを挙げております。そうすると日本語の他、9言語、9カ国言

語で読み読むことができます、記事それぞれを。そういうふうなアプリも使ってます。
ですから例えば、在住の外国人の方々なんかはこういうのもご覧なってるはずですよ。

○委員長（橋村誠） はい、秩父委員。

○委員（秩父博樹） わかりました。悪いすな、なんか何回も聞いて申し訳ないですけど、大仙市でまず情報をSNSに上げました。で、例えばこれ、SNSに上げるもんなので、どこに住んでようと通信環境があるところであれば、日本語が分かる人であっても分からない人であっても見ることはできると。例えば、日本語が分からない人が見たときに、そこでこう、それに触れて翻訳できるような形になってる、それはまた違うんですかね。

○広報公聴課参事（嵯峨美保子） 広報公聴課、嵯峨です。

今のカタログポケットというアプリに関しましては、紙のデータを読み込ませて、紙で出たもの、広報紙とか、それから非常時の避難してくださいなんていう緊急広報なんかを紙で出したものを読み込ませて、そのデータを読み込ませて翻訳させるという、それをアプリ上で確認できるという内容になってます。通知できるので、登録している方は、それを確認し、見ていただいていると思います。

あとSNSで、ツイッターとかフェイスブックとかというもので、大仙市の情報を出したものにしましては、ご本人さんが登録されているスマートフォンの言語、私の場合は日本語で登録してますけれども、英語だったり、中国語だったりっていうことで、そのご本人様が登録されている言語で読むことができますので、届いていると思います。あと、ホームページに関しましては、ホームページの翻訳はグーグルの翻訳の機能を使っていますので、グーグルの翻訳のボタンを押すと、パソコン上で中国語と英語と、何かもう一つあるんですけども、それでご本人がそのボタンをプッシュすることで、翻訳して確認していただいている状況です。以上です。

○委員（秩父博樹） わかりました。そうすればこの、ここにある多言語情報発信事業というのは、大仙市に住んでいる日本語があまり堪能でない方たちのための事業っていう捉え方になるんですかね、今聞いたところだと。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○広報広聴課長（鈴木正人） はい、おっしゃるとおり大仙市民向けですが、観光パンフレット等、外にいる方にも翻訳機を使って行っておりますので、その点ご承知おき願いたいと思います。

（「わかりました。」と呼ぶ声あり。）

○委員長（橋村誠）はい。他にありませんか。

（質疑する者なし）

○委員長（橋村誠） なければ、広報広聴課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（橋村誠） 次に、交流振興課の所管する予算の説明をお願いします。山田交流振興課長。

○交流振興課長（山田由紀子） はじめに、同席の職員を紹介します。主幹の今野幸喜です。

では、議案第40号、令和4年度大仙市一般会計予算のうち、交流振興課が所管する予算について、主な事業の説明書及び当初予算概要によって説明申し上げます。

はじめに、主な事業の説明書のタブレットの8ページ、説明書に2-6と書かれているページをご覧ください。2款1項10目43事業、国内友好交流都市事業費につきまして、1,237万4千円を計上し、前年度比347万1千円の減となっております。

本事業の目的は、有縁及び友好交流都市の宮崎市神奈川県座間市及び岩手県宮古市との交流連携を図り、相互に発展することを目指すものであります。

令和4年度の実施予定の事業につきましては、事業説明書の4に記載しておりますので、主な事業のみ説明いたします。

座間市とは、これまで青少年のスポーツ交流を実施しており、座間市の野球チームを招待し交流する予定です。

宮古市とは、大仙市の親子が宮古の海を体験できる事業、また、大仙市では宮古市の親子を全国花火競技大会に招待する他、友好交流都市協定締結記念日の除幕式を行う予定です。

この除幕式は、11年前の本日3月11日、東日本大震災により被災した宮古市、そして、平成29年7月と8月に大仙市が被災した豪雨災害などの災害発生時に両市が相互に支援してつながりを深めてきたことなどを後世に伝え残すため、丸子橋の教場公園に記念碑を建立するものであります。

最後に宮崎市とは、大仙市の中学生がサーフィンなどを体験できる青少年交流派遣事業とプロ野球宮崎キャンプ体験事業を実施する予定です。そして、来年度、新たな取り組みとして、行政主導ではなく、民間経済団体が主体となって、国内外の友好都市等と

交流を進めていくために、交流事業の費用に対して、一部の補助ではありますが、交流促進事業費補助金の交付を予定しております。

民間団体等がこの補助金を活用し、文化・スポーツ・教育・経済等の分野で活発な交流が増えていくことを期待するものであります。

続きまして、国際交流事業費について説明いたします。

令和4年度当初予算概要で説明させていただきますので、当初予算概要の最終ページ、7と記載しているページをご覧ください。

ナンバー2の国際交流事業費につきましては、131万円を計上しており、前年度比、前年度比41万3千円の増であります。

主な内容につきましては、台湾との交流促進に向けて、多言語で翻訳通訳等ができる会計年度任用職員を雇用する経費等となります。

また、昨年度から募集を始めた災害時外国人支援ボランティアの活動保険料等を計上しております。昨年度と同様に、現在もなお海外との往来が制限されている状況でありますから、韓国唐津市や台湾新北市等との交流事業関連予算につきましては、令和4年度当初予算への計上を見送っております。

次に、ナンバー3、国際教養大学交流事業費につきましては、32万8千円を計上しております。

この事業は、市内の児童生徒らと大学生が交流し、外国語への興味を持ってもらうとともにコミュニケーション能力を養い、異文化理解を深めることを目的とするものであります。

最後にナンバー4、50事業、交流振興課所管の企画費負担金は、秋田空港利用促進協議会と大仙・仙北地域、外国籍住民等サポート事業の負担金、44万8千円となります。

以上、交流振興課所管の予算の主な事業について説明させていただきました。

最後に、国際交流は市勢評価では優先度、重要度ともに低い評価となっております。それで今年度、対面の交流事業がなかなかできませんでしたので、交流の成果を調査するために、これまで交流に参加した方全員を対象にアンケートを行いました。

その結果、交流に参加した経験が現在資格取得、また、大学への選考にも役立った、国際情勢に強く関心を持つようになった、などの回答を得ることができました。アンケ

一トの結果はこの交流事業の継続の必要性を強く感じたところであり、事業を実施する私達にとっても大きな励みとなりました。

交流振興課の事業はまだ制限された中での実施となりますが、これまで築いてきた関係を持続し、交流都市とともに発展できるよう工夫しながら実施してまいります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（橋村誠） 説明が終了しました。これより質疑を行います。

質疑のある方はお願いします。はい、秩父委員。

○委員（秩父博樹） 一つだけ。事業評価でそういうふうに出てくるのは、やっぱり対象者がそんなに大仙市全域に及んでるわけではないので、それはそれでまあしょうがないごどがなって思います。ただ今課長からあったように、実際行った人たちのそういう成果の声、そこがすごく大事なところだと思うので、浅く広くではなくて、深くっていか、そういうふうな形でやっていければなと思います。対象人数少なくとも大事な事業だと思います。ただあと、その中でさっきお話あった中で、コロナ禍で特に海外との今交流がまず制限されてる難しい中なんですけど、ただその中でできること、例えばオンラインでのやりとりとかはできるはずなので、ちょっとその辺は、私個人的にはしっかり、やっぱり人と人とのコミュニケーションなので、進めていった方がいいと思ってるので、ちょっとその辺についてのその取り組みの見通しと、どのように考えているのか、そこを教えていただければと思います。お願いします。

○委員長（橋村誠） はい、山田課長。

○交流振興課長（山田由紀子） 秩父委員のご質問にお答え申し上げます。今年度ですけれども、やはりこのコロナ禍ですので、先ほど言ったように対面交流ができません。特に海外とは行き来できませんので、昨年4月ですね、韓国唐津市、交流都市ですけれども、担当者とオンラインで会議をしまして、昨年12月28日でしたけれども、唐津市の中学生と西仙北中学校、綱引きが縁ですので、西仙北中学校の生徒とオンラインで交流することができました。

また、交流振興課が事務局となっている大仙市国際交流協会があるんですけども、そちらの方、毎年ラボ交流といいまして、韓国に行ったり来たりするんですけどもそちらの方もやっぱりできませんので、オンライン交流ということで、夏と冬ですね、年2回、交流することができました。以上です。

○委員長（橋村誠） はい、秩父委員。

○委員（秩父博樹） はい、分かりました。今って、オンラインで交流していずれ、コロナ前に続くわけではないと思うので、明けた暁につながるようなオンライン交流を続けていただければと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○委員長（橋村誠） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） なければ、交流振興課に関する質疑を終結いたします。

以上で、令和4年度大仙市一般会計予算のうち、企画部所管分についての質疑を終了いたします。なお、討論及び採決はこの後、総務部と一緒にを行います。

ここで、当局説明員の交代に伴い、暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午後1時42分

再開 午後1時49分

○委員長（橋村誠） それでは審査を再開します。

議案第34号、令和3年度大仙市一般会計補正予算（第12号）を再び議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（橋村誠） 次に、議案第40号、令和4年度大仙市一般会計予算を再び議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 私は、議案第40号、令和4年度大仙市一般会計予算に反対討論を行います。反対の理由は、行政の保有する個人情報情報を外部に提供し、利活用を図ること

によって、成長戦略につなげるという政府のデジタル改革に基づく行政のデジタル改革推進にはさまざまな問題があり、認められないということからであります。デジタル化によって便利になる部分もありましょうが、看過できない問題として、まず一つに、個人情報をも本人の同意なしに第三者に提供する仕組みであることや、各自治体にもデータの外部提供の仕組みを導入するなど、プライバシー侵害が拡大すること、二つ目には、対面サービスの後退や、情報システムの共同化、集約のもとで、自治体独自の施策の抑制につながり、また自治体リストラが懸念されるなど、住民サービスの後退となること。三つ目には、現在社会保障、税、災害対策の3分野のみに導入しているマイナンバーについて、他の分野にも広げる法改正の準備や、先行して健康、医療、介護、教育、子どもの分野の民間業者も含めたデータ連携活用が進められているなど、マイナンバー制度の拡大を図ろうとしていること。四つ目には、デジタル化を強力に進めるために、多くの民間企業出身者を非常勤で登用するなど、官民癒着の拡大や利益誘導につながる恐れがあることなどが挙げられています。行政手続きのデジタル化を全面否定するわけではありませんが、大事なことは、デジタル技術を使える人と使えない人の間で、行政サービスに格差があってははいけませんし、また災害時の停電や水没によってデジタルが機能しないことを考えれば、アナログ対応は安定的な手段であることから、アナログもデジタルも、の立場で臨んでいただきたいものです。

また、この間の個人情報保護法制の規制緩和によって、個人情報の収集・利用の原則は骨抜きとなっておりますが、今後の個人情報保護条例作りでは、まず、行政の匿名加工情報制度をやめること、形式的になっている本人同意の仕組みを見直しし、保護されるべき個人情報の拡大を図ること。インターネット上に残る個人データの削除、消去や利用停止といった忘れられる権利、プロファイリング規定の明記をすること。真に個人情報を保護する立場の個人情報保護委員会にすることなどを要望して、反対討論いたします。以上です。

○委員長（橋村誠） 他に討論はありませんか。

（討論する者なし）

○委員長（橋村誠） なければ討論を終結します。

これより採決いたします。この採決は挙手によって行います。

本件は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手 6名）

○委員長（橋村誠） 賛成多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 5 4 分

再開 午後 1 時 5 5 分

○委員長（橋村誠） 審査を再開します。

次に、ウイグル等の人権問題に対し、国に調査を求める意見書採択のお願いについてを議題といたします。

本件は、別紙の内容で、意見書の提出依頼があり、議会運営委員会から、当常任委員会にその取り扱いを一任されたものです。

本意見書案について、暫時休憩して委員の皆様のご意見をお願いいたします。

休憩 午後 1 時 5 6 分

再開 午後 2 時 2 分

○委員長（橋村誠） 再開します。それでは、これより採決します。

委員全員が賛成のようですので、本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

つきましては、会議規則第 14 条第 2 項の規定により、委員長名で議長に意見書案を提出いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） ご異議ありませんので、委員長名で議長に意見書案を提出することに決しました。

○委員長（橋村誠） 次に、閉会中の継続審査調査の申し出に係る事件についてを議題といたします。

お諮りいたします。所管事務に係る閉会中の継続調査に関する件について、お手元に配付しました事件のとおり、議長に対し、閉会中の継続審査調査の申し出をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

【閉会】

○委員長（橋村誠） 以上で、本委員会に付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の審査報告書及び委員会委員長報告の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これをもちまして、総務企画常任委員会を閉会します。長時間にわたり、大変ありがとうございました。

午後 2 時 4 分 閉会

委員会条例第 29 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

令和 4 年 3 月 31 日

総務企画常任委員会委員長 橋村 誠